



# Bulletin

of the Yamanashi Prefectural Museum

vol.11 2017

Koshu Style Bamboo Rods: A Cross Section of Fishing Culture in Yamanashi .....Manabu Uetsuki	1
Effectiveness of Infrared Photography in Recording Black Ink Writing on Wooden Material handed down in the region : A Case of Votive Tablet Offered to Kumano Shrine, Fuefuki City.....Mai Saigan Minoru Suzuki Makoto Toyomizaka	13
Dosojin Festival Implements Used at Yanagimachi, Kofu.....Yoriko Maruo	19
Portrait of Takeda Shingen by Kikukawa Eizan .....Misako Matsuda (59)	32
Statue of Koyasu Kannon Bosatsu by Mokujiki Housed in Shoryuji Temple .....Akiko Kondo (55)	36
Detailed Measurement of Exhibits from <i>Twenty-four Generals of Takeda</i> .....Shinji Ebinuma (45)	46
Oomi Merchant Tsukamoto Sadaemon and Ooki Family, a Wealthy Merchant of Kofu: On the Interaction of the Two Families and the Establishment of Tsukamoto Mountain .....Shigeo Obata (35)	56
Compilation of <i>Yamanashi-kenshi</i> (Topography of Yamanashi Prefecture) and <i>Yamanashi-kenshi Iji Eisei Siryou</i> (Medical and Health Documents in Topography of Yamanashi Prefecture) : Basic Analysis of Topography Compilation Project in Taisho Period Yamanashi.....Kenji Nakano (13)	78
Transfer of Divided Deity of Fuji Sengen God to Akagisan, Kozuke Province in Sengoku Period .....Kohei Nishikawa (1)	90

山梨県立博物館研究紀要

第十一集

二〇一七年三月



# 山梨県立博物館 研究紀要

第11集  
2017

## Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

甲州竿にみる甲州釣り文化の様相 ..... 植月 学	1
地域に伝わる墨書木製資料の記録における赤外線撮影の有効性 一笛吹市熊野神社奉納額の調査事例をととして.....西願 麻以 鈴木 稔 豊見坂 誠	13
《資料紹介》 甲府柳町二丁目の道祖神祭礼用具.....丸尾 依子	19
《資料紹介》 菊川英山筆「武田信玄像」.....松田美沙子 (縦組59)	32
《資料紹介》 木喰作 子安観音菩薩立像 正隆寺蔵.....近藤 暁子 (縦組55)	36
《資料紹介》 「武田二十四将展」展示資料の法量詳細.....海老沼真治 (縦組45)	46
近江商人・塚本定右衛門と甲府の豪商大木家 一両家の交流と「塚本山」成立を中心に.....小畑 茂雄 (縦組35)	56
「山梨県志」の編纂と「山梨県志医事衛生資料」 一大正期山梨県における地誌編纂事業の基礎的分析.....中野 賢治 (縦組13)	78
戦国期上野国赤城山における富士浅間神の勧請について.....西川 広平 (縦組1)	90



山梨県立博物館

# 研究紀要

第11集

---

2017

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum



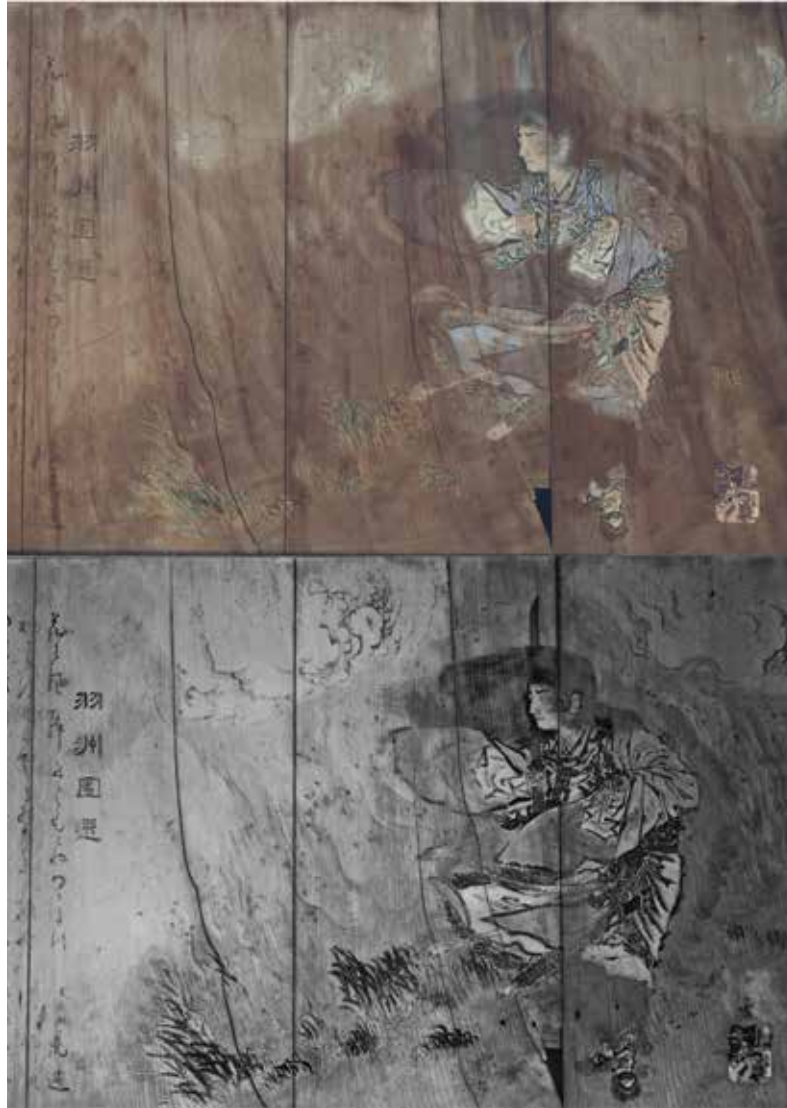
図版1 甲州竿

上からフナ竿 (No.33)、ハヤ竿 (No.12)、ヤマメ竿 (No.25)、アユ竿 (No.1)



図版2 口塗り

上段 (左より) : No.1、3、4、25 下段 (左より) No.12、21、8、29、34



図版3 熊野神社奉納額〈東〉右端彩色部（上：可視光線画像 下：赤外線画像）



図版4 図版3一部拡大（左：可視光線画像 中：可視光線白黒画像 右：赤外線画像）





図版5 甲府柳町二丁目の道祖神祭礼用具 龍木彫



図版6 甲府柳町二丁目の道祖神祭礼用具 龍木彫



图版 7 菊川英山筆「武田信玄像」



图版 8 木喰作 子安地藏菩薩立像（正隆寺藏）  
【正面全图】





【右斜全図】



【左斜全図】



【右側面全図】



【左側面全図】



図版9 「小町紅」看板 (株) ツカモトコーポレーション資料館聚心庵蔵



図版10 植林作業直後の「塚本山」(「山梨県直営塚本山造林実施概要」)

# 甲州竿にみる甲州釣り文化の一様相

植 月 学

## はじめに

山梨県にはかつて江戸の和竿の系譜を引く釣竿があった。甲州竿と呼称されていたその釣竿に関する文献はほとんどなく、現在では存在を知る人も少ない。山梨県立博物館では平成28年（2016）に甲州竿を含む釣り道具一式を長年保管されてきた個人から寄贈を受けた。本稿では甲州竿を中心にそのコレクションを紹介することで、かつて甲州に存在した釣り文化の一端を記録しておきたい。

## 1. 塩澤コレクションについて

### （1）由来

本資料群を寄贈されたのは南アルプス市在住の塩澤春男氏である。塩澤氏は昭和16年生まれの74歳である。かつて電力会社に勤務していた関係から、昭和30年代中頃（1955）より水力発電所の取水口などでヤマメ、イワナの渓流釣りを始めた。桂川の鹿留発電所の明見取水口（富士吉田市）、御岳発電所の黒平取水口でヤマメ、イワナを、塩川や釜無川ではアユやハヤを釣った。さらに田代第二発電所（早川町）から転付峠を越えて同発電所取水口のある静岡県の大井川上流まで遠征することもあった。しかし、やがて自然災害などにより渓流の荒れが進行し、天然ヤマメやイワナが釣れなくなり、昭和50年代頃（1975～84頃）に釣りを辞めた。コレクションはこの頃までに塩澤氏と後から釣りを始めた氏のご尊父が使用していた釣り道具である。

### （2）構成

コレクションの構成は表1の通りで、約20件、140点を超える資料からなる。釣りに使った甲州竿、釣糸、釣針、浮子、網をはじめ、釣った魚を入れる魚籠、フネ、友アユを入れておく筒、餌を入れておく餌箱、餌（川虫）を取るためのヘチマなど釣りに関わる様々な道具類からなる。

コレクションの中心をなすのが甲州竿である。完存資料だけでも30本以上を数え、実際の釣りに必要な数を超えている。これは氏が実際の釣りを楽しむだけでなく、釣り竿の収集をも趣味としていたことによる。非常に保存の良い状態で保たれている竿が多いのもこのためである。氏が釣りを始めた昭和30年代後半頃（1960～64頃）は月給9,000円ほどに対して竿一本が3,000～7,000円であったというので安い買い物ではなかった。釣竿は主に喜楽という職人の作で、自宅兼工房に飾ってあるのを買う、もしくは特注で購入した。喜楽の竿は甲府市寿町の宮澤つり具店でも扱っていて、餌や針などを購入した。宮澤つり具店では喜楽の竿のほか、9尺の3本継ぎと2間竿など子供用の安い大量生産品も扱っていた。他にたも網と餌箱にも各1点、漆で崙ら久と書いた資料が存在する。

## 2. 甲州竿の歴史と特徴

### （1）甲州竿の歴史

江戸の和竿の歴史を紐解くと、一般には天明年間の泰地屋東作に画期があるとされる。一本の竹をその

表1 塩澤コレクションの概要

群	No.	資料名	点数		箱No.	
1	甲州竿	1~6	アユ竿	6		- 1
		7~14	ハヤ竿	8		- 2
		15~31	ヤマメ竿	17		- 3
		32~34	フナ竿	3		- 4
		35,36	コイ竿	2		- 5
		37	半端もの	1	手元×5、穂先多数	- 6
		38~46	台(ニギリ)	9		4 2
2	竿立	47	竿立	8	7 5	
3	釣糸	48	釣糸	多数	8 3	
4	釣針	49	釣針	多数	8 2	
5	浮子	50	浮子	多数	8 1	
6	ヤス	51	ヤス	1	- 8	
7	たも網	52 a	たも網	4	長。崑ら久製1あり	- 7
		52 b	たも網	7		4 1
8	餌箱	53 a	餌箱	7	崑ら久製あり。ミミズ用	2 2
		53 b	餌箱	7		3 3
9	魚籠	54 a	竹	1		2 1
		54 b	竹	4	竹	3 1
		54 c	竹	1	竹	5 1
		54 d	網	9		5 3
		54 e	缶	1		7 2
10	筒	55	筒	3	アユ用	7 1
11	フネ	56	フネ	2		6 1
12	ヘチマ	57	ヘチマ	3	ヤマメ釣り用。ヘチマで川の石をなぞって川虫を取る。	5 2
13	カンテラ	58	カンテラ	1		6 2
14	ポーチ	59	ポーチ	7		1 3
15	ボックス	60 a	ボックス	2	プラ1、木1	2 3
		60 b	ボックス	1	木製	3 2
16	証明書類	61 a	組合員証	9		1 1
		61 b	承認証	8		1 2
17	傘	62	傘	2		7 3
18	椅子	63	椅子	3		7 4
19	ブーツ	64	ブーツ	1		9 1
計			138			

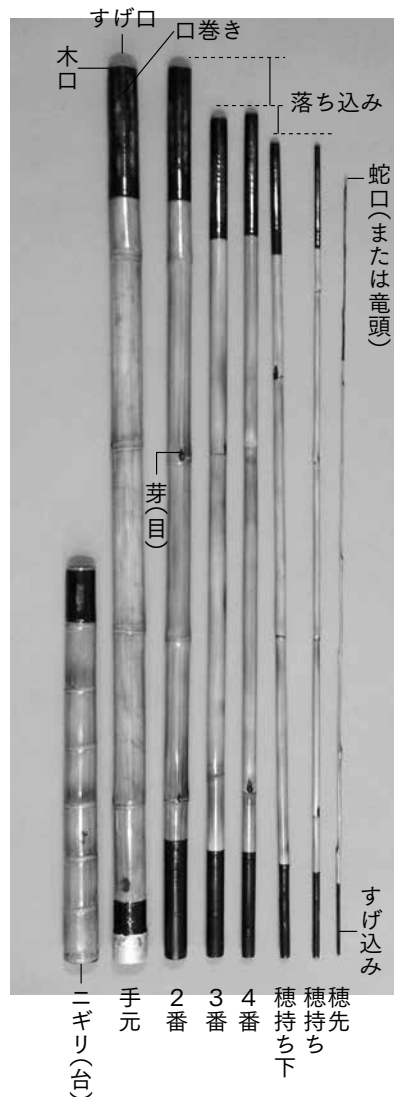


写真1 部位の名称

まま釣り竿にする延べ竿に対し、持ち運びに便利のように短く切って、使用時に継ぎ合わせる継ぎ竿を開発した。釣り竿を美術工芸の域にまで高めた家とされる<sup>(1)</sup>。東京和竿陸會発行の「東京和竿師系図」(昭和58年・1983)によれば、その東作家とは別系統の竿幸(瀬古初太郎)に連なる喜楽という竿師がいる。この喜楽に師事し、甲州の風土に適した新たな竿を広めたのが初代・喜楽(崑ら久)である<sup>(2)</sup>。

喜楽は本名を小倉善吉という。明治26年(1893)生まれで、日本橋蠣殻町の出身であった。父は大工(2代目の小倉幸雄氏によれば鼈甲細工士)で、善吉も大工として清水組に入ったが、釣り好きが高じて26歳で東京の喜楽に弟子入りした。

甲府へは32歳の時、昭和初年頃(1926頃)に移ってきた<sup>(3)</sup>。幸雄氏によれば、甲府に妻の実家があり、関東大震災がきっかけだった。東京の喜楽の半纏を着て逃げてきたと聞いたという。喜楽は和竿の技術を甲州でも応用しようとした。しかし、やはりそこには環境の違いに応じた工夫が必要であったようだ。「来てみて驚いたのは、東京竿など全く場違いで、甲州には独特の肌合いを持つ甲州竿があるという発見であった」と述べている(写真2<sup>4)</sup>)。なお、この文章からは喜楽以前にも甲州竿と呼ばれる釣竿が存在したことも窺われる。

喜楽は昔気質の職人であつたらしく、値切られたら竿をしまってしまった、あるいは、気が入れれば寝食を忘れ、気が向かなければテコでも動かない、というエピソードが伝わっている。また、40年来のお得意さんも多く、作家の井伏鱒二も最良にしていたという<sup>(5)</sup>。また、木曾福島や新潟からも客が来た。

2代目喜楽（本名・小倉幸雄氏）は現在も工房であった相生町にお住まいで、お話を伺うことができた。幸雄氏は昭和11年（1936）甲府生まれの80歳である。本格的に甲州竿製作の手ほどきを受けたのは28歳の頃（昭和39年・1964）で、当時は釣りブームであった。

昭和40年代なかば（1970年代）頃からグラスロッドが出回りをはじめ、それに押されて昭和58年（1983）段階では竿づくり専門は県内では喜楽だけになっていた。その後さらに軽くて丈夫なカーボンロッドが開発、量産されるようになった。カーボンは当時20万円ほどで、竹竿もまだ多少は売っていた。竹はカーボンとは感触が違い、つなぎ目（重なり部分）が大きいので、手に敏感に伝わるのだという。しかし、時代の流れには逆らえず、幸雄氏も50歳の頃（昭和61年・1986）には竿作りを辞め、塗装業に転向したという。

## （2）工房と職人

喜楽の工房は伊勢2丁目にあったが、その後三吉町（現・相生町）に移ってきたという。三吉町の工房は3間半ほどで、住居を兼ねていた。店舗ではなかったが、塩澤氏の証言によれば客が工房に来て直接注文をすることもあった。甲州竿は3～4人の職人で作っていた。

甲州竿の職人は昭和20年代中頃で甲府を中心にざっと14、5人いたというが、そのうち8人は喜楽の弟子であった<sup>(6)</sup>。今回、伺えた範囲では以下のような職人がいた。

喜楽の弟子 葦崎の外川、宝町の直（ナオ）、魚日出（笛吹川のたもと）



写真2 喜楽（きらく）に関する記事

昭和24年1月3日・山梨日日新聞



その他 キクチ、キタノ。

塩澤コレクションには喜楽の焼印の他に丸に「直」の焼印 (No. 9)、これに加えて小判に「竿直」(No.32) のものが各1点あり、上記の宝町の直の作と考えられる。

### (3) 特徴

先に初代喜楽が江戸の和竿とは違う甲州に適した竿の製作に苦心したと書いた。では、甲州竿の特徴とはどのような点にあったのか。証言から探してみたい。

まず、初代喜楽への取材からは以下のようにまとめられている。

東京では一度竿をふればいいところをこちらでは四、五回ふらなければならない、そこに軽くて強い甲州竿の必要性があるわけだが、小倉さんはこの研究に四年間を費やした、ニギリが太めでしかも軽いそして全体にまがる裏調子の竿細い味とピリッとした味を持っているのが“喜楽の竿”なのである。<sup>(7)</sup>

甲府市内で長く釣具店を営み、自身も長い釣歴を持つ宮澤勝造氏 (90) からは喜楽の竿の特徴として以下のようにご教示いただいた。

- ・塗りは東京竿の方が丁寧だが、喜楽の竿は強度がある。
- ・喜楽は竹の中をすいていない (削っていない) ので厚く、強い。だから、逆さに入れ子にする。これは甲州でも喜楽のみである。
- ・東京竿は差し口を薄く仕上げるので、糸を巻き、漆を塗って補強する。手元が軽いので重心が先にあり疲れる。
- ・喜楽の竿は手先に重心があった。先が重いと疲れるので、手元にニギリを付けてくれた。

甲州竿は東京竿に比べて強度があったようだ。強度を確保するために竹の中をあまりすかなかつた。しかし、それだと竿を入れ子にして収納する際に入らなくなってしまう。そこで、穂先を逆位にして細い方 (先端) が竿尻側に来るように収納した。特に竿尻側を削らず厚めに仕上げていることになる<sup>(8)</sup>。

手元に重心が来るようにニギリなどの工夫をしたのも喜楽の特徴であった。これも実際の資料としてニギリ (台) を接合したもの (写真3 - No.21、34など) や、替えのニギリ (写真5) が残されている。

## 3. 甲州竿の製作と技法

製作に要する期間としては、竹の調整から仕上げまでで約1年、あるいは一本作るのに1年以上という記録がある。一本作ると7,000~25,000円で売れた。製作数はアユ竿で年間30本から50本だった。

### (1) 竹

まず材料となる竹を準備する。夏に山で若竹を採取する。材料に使う竹はすべて1年物である。中に肉が乗ってきてしまうと重くなるためである。ただし、新しすぎると折れる。100本の竹があっても、そのうち使えるのはせいぜい30本である。この青竹を火で炙って油を抜き、天日で1年乾燥させる。

次に節抜きをする。これはツボギリという長いキリを使って竹の内部をくり抜く作業である。次に火入れ (ヤキ) をおこなう。乾燥した竹は楕円になる (ゆがむ) ので、炭火で炙って丸く整形する。このヤキが全行程のヤマダという。1200度の火の中に差し入れ、頃合いを見てヤキを止めると中のガスが膨らんで、竹のシワが伸びてしゃんとする。また、火であぶり軟らかくし、ため木を使って曲がり伸ばす。ヤキのコツで竿のすべては決まる。

竹の種類は細い順に以下のようなものがあった。

- ・ホテイチク ホテイの腹のような節をもつ。キッコウチクとも。12～1月に採取。直径数ミリのものを穂先に使う。ホテイの根元の亀甲模様の部分はニギリにした。
- ・ヤダケ（矢竹） 10～11月に採取する。穂持ちや穂持ち下などに使う。
- ・マダケ 8～9月に新竹が出る。8月前後に採取する。手元に使う。
- ・ハチク 台（ニギリ）や手元にする。8月前後に採取。
- ・モウソウチク 台（ニギリ）にする。1年物を使うがしゃくれが強いでメウチをする（漆で埋める）。

ヤダケやホテイチクは甲府近郊で切ることもあったが、全国一竿屋が多い埼玉県川口市からも仕入れた。千葉県では節の詰まった竹を生産していた。竹の子の段階でいじめる（少しずつ皮をむく）ことのできる。ホテイチクは鹿児島産のものを川口で入荷していた。細いものは節が多く強いので、穂先にした。

実際の資料で種の特定ができていないが、一部幸雄氏に見ていただいたところ、例えば、巻頭図版1の資料は穂先にホテイチク、その下にヤダケ、手元の方はマダケやハチクとのことであった。また、No.37の手元はホテイチク、No.12のニギリは「いじめた」モウソウチクとのことであった。

## （2）漆（巻頭図版2）

竿全体に漆が塗られる。胴ぶきといって竿の身に漆を手で塗る。特に継ぎ目となる木口には補強と装飾のために丁寧に塗られる（口塗り）。ただし、漆は高価なので重ね塗りする口塗りにはカシュー塗料をよく使ったという。絹糸を隙間なく巻いた上を膠で押さえ、漆を塗っては乾かしを30回ほど繰り返す。乾くには湿度75%・温度25度の状態で6～7時間かかる。終戦直後は漆がなく、麻を巻いて膠で押さえ、墨で塗ったという。糸はかつてテングス（絹糸）を使っていたが、終戦後は喜楽がナイロンを使い始めた。下の竿にすげ込んで隠れる竿尻側は黒漆が塗られるのみである（込み塗り）。

口塗りには様々な種類があり、十分に聞取りができていないが、以下のような塗り方があった。

- ・螺鈿塗り（アコヤガイの粉を使う）
- ・研ぎ出し 赤（ベニガラ）の上に黒（オハグロ）。こすって釉薬で仕上げる。

ナヤした<sup>9)</sup>漆に顔料を入れて色を付けた。漆やアコヤガイ粉など顔料は漆屋から購入した。寒い所の漆の方が質が良かった。東京の神田から売りに来た。

漆塗りにはウルシバケを使った。馬の毛を使っていたが、より高級なのは尼さんの毛を使っていた。塩で揉まれて丈夫だった。漆の筆にはネズミのひげを使っていた。

## 4. 種類と構造

表2に塩澤コレクションの甲州竿の一覧を示した。なお、全長は実際に組んでみて計測したものではない。各竿の長さを計測し、すげ込み部分を約10cmとして機械的に求めた推測値である。

### （1）種類（写真3）

塩澤氏が所有していた甲州竿は長い順にアユ、ヤマメ、フナ、ニジマス、ハヤなどを対象としたものである。それぞれ長さや仕舞数に差があり、同一対象魚でもバリエーションがある。

もっとも長いのはアユ用で、2間4尺～4間4尺（4.7～8.5m）、4～8本継ぎまでである。アユは友釣りをしたり、コロガシ、またはサクリ（シャクリ）といって、集団で川を下るアユを多数の針を転がして引っかける釣り方があった。

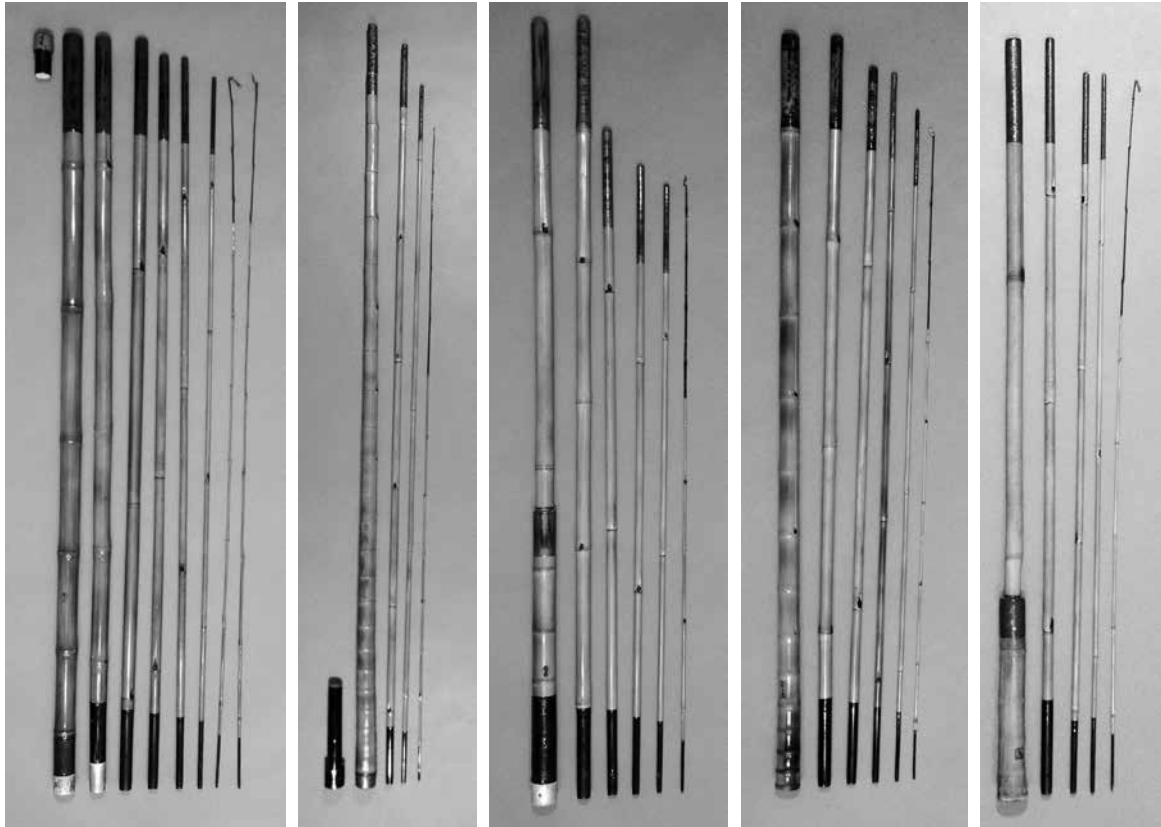


写真3 甲州竿の各種

写真左より。縮尺不同。アルファベットは焼き印の分類。

アユ竿 (No.4) 3本仕舞7 (6) 本継ぎ。全長606/709cm。手元、2番共に竿尻補強があり、両方手元として使えるようになっている。手元には口栓があり、穂先のみ収納。替え穂あり。F/小判/崙ら久 (電気ゴテ)  
 ヤマメ竿 (No.29) 1本仕舞4本継ぎ。全長496cm。元栓があり、すべて竿尻より収納する。G/竹形/崙ら久  
 ヤマメ竿 (No.21) 2本仕舞6本継ぎ。全長505cm。ニギリが接合されている。C/小判//崙ら久 (焼きゴテ)  
 ハヤ竿 (No.8) 2本仕舞6本継ぎ。全長436cm。G/竹形/崙ら久  
 フナ竿 (No.34) 2本仕舞5本継ぎ。全長379cm。ニギリが接合されている。D/正方形//崙

次に長いのがヤマメ用で、もっとも数が多い。イワナにも使った。1間4尺～3間3尺 (2.9～6.2m)、4～9本継ぎがある。アユと違って、山間部の溪流に持って上がるために全般に一継ぎの長さが短めになっている。塩澤氏は2間5尺～3間のもの (No.23、24) について、短く山用で継ぎが多いために弱いと言っていた。

釣り堀り用・ニジマス用 (大物釣り用) は2本しかない。焼印もなく、漆の塗りも雑だが、塩澤氏によれば安価な特注品として喜楽に発注したものである。継ぎ手の強度を確保するために太い糸で巻いてある。長さは2間 (1.8m) 程度で、2本継ぎである。

フナ用も2本のみで、2間1尺 (3.8m)、4

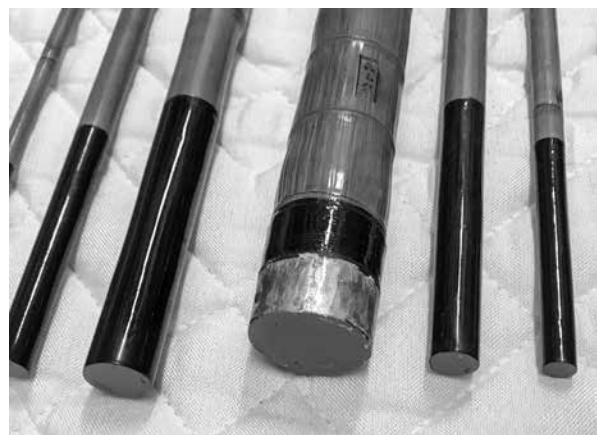


写真4 竿尻の金属補強  
No.27。尻栓を朱塗する例が多い。

～5本継ぎがある。

ハヤ用はもっとも短く、1間1尺～2間3尺（2～4.4m）、3～6本継ぎがある。短く柔らかくて繊細だという。また、1本仕舞が多く、持ち歩きには便利だが、その分中を薄くすくので弱かったという。

## （2）構造

仕舞数（収納する竿の数）は2本仕舞を基本とするが、ハヤ竿やヤマメ竿の一部で約5m（2間5尺）未満の短い竿には1本仕舞もみられる。収納方法は和竿の一般的な方法と同様で、2本仕舞の場合には1番と2番に1本おきに正位で収納していく。穂先のみは先述のように先端を収納する竿の竿尻側に逆位に向けて収める。これは甲州竿の特徴という。

木口側から収めるのが普通だが、中には竿尻側に元栓があるタイプがあり、その場合には竿尻側から収納し、最後に元栓をする（No.13。写真3－No.29）。また、栓ではなく台（ニギリ）を外して同様に竿尻から収納していく例もある（巻頭図版－No.12）。台が接着されている例もある（写真3－No.21、34など）。口栓が付随する例は2例ある（巻頭図版1－No.12、巻頭図版2－No.4）。竿尻に帯状に金属を巻いて補強している例がある（写真4）。すべてではないが、アユとヤマメにのみ見られた。手元の代わりにはめて長さや重さを調節するための替え元（台・ニギリ）も複数存在する（写真5）。No.25（巻頭図版1）は手元とは別に短い替え元がセットになっており、2番に継いで長さを短くできる。なお、口塗りは同じだが、手元は古い焼印C、替え元は新しい焼印Fが押される。

## （3）焼印

ほとんどの竿には焼印がみられる（36本中31本）。このうち、2本は先述のように竿直のものと考えられ、喜楽のものは29本である。喜楽の焼印は形状から少なくともA～Hの8種類に分けることができる（写真6）。口栓、替え元、穂先入れなどに転用されている手元やニギリも加えると39点の焼印が存在する。小判形の枠に「崙久」のCとFが多く、次に方形に「崙」のDが多い。その他は少なく、1点しかないものもある。なお、Cは小判の形状や、内部を黒く塗っているらしきものなど、さらに複数に分かれる可能性がある。

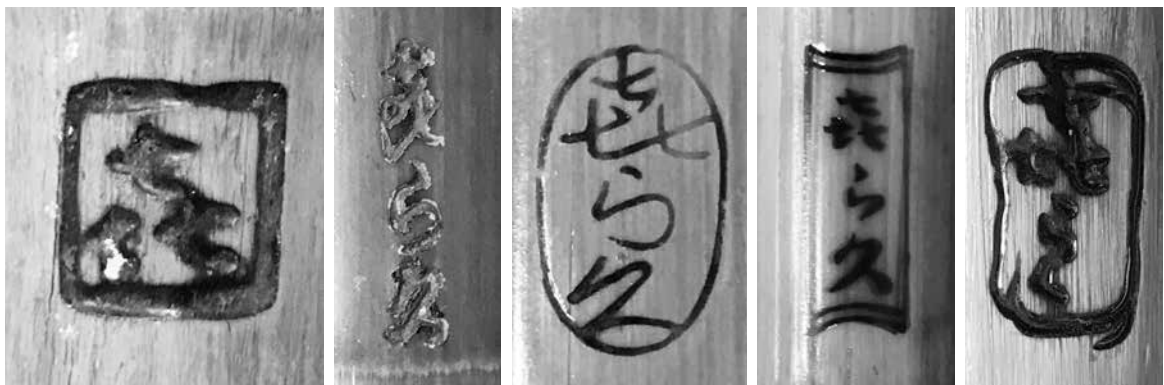
幸雄氏によればAとDは初代、C、E、F、Gは幸雄氏の時代のものである。CとFではFの方が新しい。両者はデザインはよく似るが、Cは文字以外の部分も焦げてしまって判然としない場合が多いのに対し、Fは文字がきれいに出ている。Fは電気ゴテになった時代のものである。ちなみに焼きゴテから電気ゴテに変わったのは、一般には昭和20年以降（1945～）の戦後に入ってからとされる<sup>(10)</sup>。同様に文字周辺の焦げ具合からA、B、Dも焼きゴテで古手と考えられる。特に「きらく」のみで枠がない素朴なデザインのA、



写真5 ニギリ（台）  
No.47～55



A. 枠なし/きらく B. 枠なし/きらく? C. 小判/毘ら久 (黒塗り) C. 小判/毘ら久



D. 方形/毘 E. 枠なし/毘ら久 F. 小判/毘ら久 G. 竹形/毘ら久 H. 隅丸長方形/毘ら久

写真6 焼き印

A～Dは焼印、F、Gは電気ゴテか。Eは彫りの可能性もあり。

Bは初期の作である。幸雄氏によれば空襲の熱で溶けて文字が崩れたものという。GとHは逆に文字が鮮明でFと同じ電気ゴテである。Fは昭和58年（1983）の朝日新聞記事<sup>(11)</sup>にイラストがあるので、2代末期の作と推定される。EとHはそれぞれ1点ずつしかない。Hは幸雄氏も記憶にないという。

初代喜楽は昭和24年（1949）に「年に5本、銘のはいる竿が作れるようになれば、止めますね」と語っている<sup>(12)</sup>。また、32年（1957）にも「銘入の竿がやっと作れるようになった」「それでも本当に気に入った竿は年に3、4本しかない」とも語っている<sup>(13)</sup>。

おわりに

調査が甚だ不十分ではあるが、甲州竿について現時点で知り得たことを紹介した。現在も製作が続けられている江戸の和竿とは異なり、甲州竿の存在を知る世代は今後減る一方である。管見の限り、甲州竿に関する文献は見出せておらず、不十分を承知で資料の公開を優先させた。このたびの資料受け入れをきっかけに、甲州竿の存在が認知され、調査が進むことを期待したい。

末筆ながら、貴重な資料をご寄贈いただき、種々ご教示いただいた塩澤春男氏、甲州竿や釣りに関してご教示いただいた小倉幸雄氏（2代目喜楽）、宮澤勝造氏に深く感謝申し上げます。筆者の釣りに関する知識が乏しいため、誤解や理解不十分な点多々あるかと思うが、その責任が筆者にあることは言うまでもない。



## 註

- 1 松本三郎・かくまつとむ 2000 『竹、節ありて強し』 小学館。なお、写真1の部位名称や和竿の製作過程については本書のほか、次の文献を参照した。葛島一美 2002 『平成の竹竿職人』 つり人社、葛島一美 2007 『続・平成の竹竿職人 焼き印の顔』 つり人社、鈴木秋水 1999 『「和竿」づくりの本』 築地書館、松本栄一 1966 『和竿事典』 つり人社
- 2 昭和24年（1949）の山梨日日新聞では「きらく」、焼印は「きらく」、「崑ら久」、「崑らく」、塩澤コレクションに含まれる組合員証、遊漁承認証に押された印は昭和46～49年（1971～74）が「喜楽」、昭和50・51年（1975・76）が「崑ら久」であった。
- 3 甲府へ移ってきた年代は山梨県民新聞では32歳（昭和元年・1926頃）、山梨日日新聞では昭和4年前後（昭和24年・1949の20年前）とある。
- 4 山梨日日新聞 1949 「町の名人芸（2） 場違いに廿年の苦闘 カン一つの甲州竿」(S24.1.3)
- 5 山梨新報 1976 「竿師二代 喜ら久 受け継ぐ“気骨の芸” 竹に吹き込むダイゴ味」(S51.4.14) ※2代目。29歳の時
- 6 註4に同じ
- 7 山梨県民新聞 1957 「徹した職人氣質 建築屋ふって竿作り」(S32.2.17)
- 8 幸雄氏によると先の細い穂先を取り出す際の破損を避けるためという。
- 9 漆の精製工程の一つで、生漆を攪拌することで成分を均一に分散し、粒子を細かくする。
- 10 葛島一美 2007 『続・平成の竹竿職人 焼き印の顔』 つり人社
- 11 朝日新聞 1983 「細見再見 手作り釣り竿」(S58.6.12) ※2代目
- 12 註4に同じ
- 13 註7に同じ

表2 甲州竿一覧

資料名	No.	員数	仕舞数	継ぎ数	替口	木口朱漆	口	塗	焼印		台接合	竿尻精強	竿尻朱漆	元重さg(予備、栓は除く)	長さ				綾	備考
									分類	形状/文字					mm	間尺	mm	間尺		
アエ竿	1	9	2	8	1		黒、朱、研ぎ出し		F	小判/葎ら久。下に「71」?		○	604.4	8481	4間4尺	1138	1139	—	オレンジ	
	2	7	2	7			黒、朱		A	きらく		○	613.1	7349	4間	1156	1158	—	紺	木口に茶色い漆?
	3	7	2	6	1		黒、朱、白(螺細?)		C	小判/葎ら久。黒塗り		—	463.9	7227	4間	1253	1255	—	深緑	手元の中に予備の先端
	4	8	3	6~7	1	○	黒、緑		F	小判/葎ら久		○	534.8,337.0	6058/7088	3間6尺	1040	1040	1040	クリーム色。いなり町東作草。「葎沢」	竿尻補強は手元、2番共、2番からでも逆えるように。口栓は手元のみ。焼印あり。中には穂先2本収納。
	5	a	4	2	4		黒		F	小判/葎ら久		○	364.2	4715	2間4尺	1224	—	—	薄茶色。「葎沢サクリ コロガシ」	
	5	b	4	2	5		黒。下に細く朱で一線		—	—	—	○	377.4	5537	3間	1213	1216	—	薄茶色。「葎沢サクリ コロガシ」	
	6	7	2	7			朱。穂先端も。		—	—	—	○	505.9	6533	3間4尺	1019	1016	—	なし	別の職人か。漆薄め
	7	5	2	5			○ 朱、金		F	小判/葎ら久		—	113	4003	2間1尺	835	838	—	クリーム色	
	8	6	2	6			黒、朱。穂持ち下のみ緑(剥落?)		G	竹形/葎ら久		—	136.9	4356	2間3尺	776	776	—	萌葱色。「葎沢ハヤ」	
	9	5	2	5			黒		直	丸/直		—	134.5	4041	2間1尺	844	846	—	クリーム色。「葎沢ハヤ」	
	10	4	1	4			黒、朱、緑(下地?)の研ぎ出し		F	小判/葎ら久		—	77.4	2059	1間1尺	272	—	—	朱に黒の痕様	穂持ち下の竿尻から穂持ちを入れ、最後に手元をはめて収納。穂先は詰まって出て来ない。
	11	3	2	3			黒		—	—	○	—	83.7	3763	2間1尺	1278	—	—	身の漆は薄め	
	12	5	1	5		○	深緑がかかった黒、朱研ぎ出し。		E	柿なし/葎ら久		—	172.7	4213	2間2尺	390	—	—	臙脂に紺の痕様	竿尻より順次収納し、最後に手元をはめる。穂先も正位で、穂持ち折れる。@矢筈先端のような部品あり。2番の竿尻から収納されていた。
	13	4	1	3~4			黒、朱		F	小判/葎ら久		—	107.8	3780	2間1尺	143	—	—	紺ニット	竿尻より順次収納し、最後に栓をはめる。穂持ち下、穂持ちともに折れ→接合
	14	5	3	5			朱+金粉?		F	小判/葎ら久。Aよりやや幅細。字も濃れる		—	156.9	3640	2間	346	887	856	黄緑エボシガラスロッド。「葎沢」	
	15	7	2	7			黒、朱		H	不整隅丸長方形/葎ら久		○	345.9	6207	3間3尺	958	959	—	深緑	
16	9	2	8	1		黒、朱		D	正方形/葎		○	374	5198	2間5尺	797	799	—	赤紫「葎沢ヤマメ」	穂先は穂持ち下に詰まって出て来ない。予備は手元に3番とは別に収納されていた	

資料名	No.	員数	仕舞数	継ぎ数	替穂先	木口朱深	口塗	焼印		竿尻補強	竿尻朱深	元杓	長さg(予備、杓は除く)	長さ			袋	備考		
								分類	形状/文字					mm	間尺	mm			mm	mm
ヤマメ竿	17	6	2	6			黒	C	小判/短ら久。黒塗り。Cより下幅広	○			266.3	5482	3間	981	981	3番	オレンジ「塩沢ヤマメ」	
	18	5?	2	5?			黒、朱、緑(下地?)の研ぎ出し	F	小判/短ら久	○			249.2	?	2間2尺	1065	1065	3番	藤詣「塩沢」	金属補強に黒漆。穂先は穂持ち下に詰まって出て来ない。
	19	4	2	4			黒、朱	F	小判/短ら久	○			222.5	4262	2間2尺	1086	1086	3番	黄土色、裾紫「塩沢 ヤマメ」	ヤマメ用のうち短いタイプ
	20	8	2	8			黒、朱	-	-	○			288.9	5667	3間1尺	755	757	3番	ダイワグラスロッド「塩沢」	傷多い。使用感あり。
	21	6	2	6			金、緑、黒	C	小判/短ら久	○			310	5054	2間5尺	971	973	3番	藤詣。ボタム付	
	22	5	2	5			○ 朱地に金、緑	D	正方形/短	○			201.8	2925.5	1間4尺	766	766	3番	白地に木の葉?模	
	23	9	2	8	1		朱、緑、黒(手元竿尻にも)	F	小判/短ら久	-		緑	235.4	5405	3間	739	739	3番	紺。色褪せ	予備は手元に3番とは別に収納
	24	6	2	6			○ 朱地に金、緑	D	正方形/短	○ (黒漆)			257.6	4996	2間5尺	888	888	3番	白地に木の葉?模	No.22と塗りが似るが、本数は違う
	25	a	9	2	7	1		黒、朱、緑(下地?)の研ぎ出し	C	小判/短ら久	○		385	5841	3間1尺	888	890	3番	緑	予備は手元に3番とは別に収納
	25	b	1	1	1			黒、朱、緑(下地?)の研ぎ出し	F	小判/短ら久	-		68.1	-	-	394	-	3番	緑	25aの手元ではなく、2番に継ぐ
	26	6	2	6			金粉。2番はさらに朱+金?の帯あり	F	小判/短ら久	○			281	5159	2間5尺	907	908	3番	白地に木の葉?模	
	27	8	2	7	1		黒、螺鈿	G	竹形/短ら久	○			327.2	5856	3間2尺	874	873	3番	藤詣に白氷玉	予備は手元に3番とは別に収納
	28	a	5	2	5		黒	F	小判/短ら久	○			217.7	4622	2間3尺	965	966	3番	紺に花柄	穂先は穂持ち下に詰まって出て来ない。
	28	b	1	-	1		黒	-	-	-			69.3	330	330	330	330	3番	紺に花柄	28aの台。手元の代わりに継ぐとができる。
	29	5	1	4			金・紺、黒研ぎ出し	G	竹形/短ら久	○ (口巻きと同じ塗り)			261.2	4968	2間5尺	1359	1359	3番	黄土色。裾ピンク	すべて竿尻から収納していく
	30	7	2	7			○ 黒、金粉?(変色?)	C	小判/短ら久	-			192.7	4568	2間3尺	699	699	3番	黄土色「塩沢 ヤマメ」	
	31	5	1	5			朱に金。塗りがやや稚拙	B	幹なし/きらく?(Aと同じか?)	-			128	3953	2間1尺	1059	1059	3番	花と葉	手元の計測は台付の値。すべて台を外して竿尻から収納していく。
	32	6	2	5			朱に金粉	直	円/直、小判/竿直	-			215.5	4670	2間4尺	975	977	3番	オレンジ	手元の計測は台付の値。すべて台を外して竿尻から収納していく。木口に薄い金属?の帯で補強
	33	4	2	4			朱。口巻きと口巻きの中間にも2本の漆線。	F	小判/短ら久	○			187.5	3975	2間1尺	1020	1020	3番	薄茶	
	34	4	2	5			緑に金粉	D	正方形/短	○			134.1	3787	2間1尺	787	788	3番	薄茶(33と同種)	

資料名	No.	員数	仕舞数	継ぎ数	替穂先	木口朱深	口塗	烙印		台合せ	竿尻補強	竿尻朱深	元	長さ	袋	備考			
								分類	枠形状/文字										
		推奨全長		長さ		mm		間尺		mm		mm							
釣り堀・ニジマス(大物釣り用)	35 a	2	2	2			黒	-		○	-			3624	2間	1842	1792	-	35aと35bは共に結ばれていた。セット関係は不明だが、bの手元はいずれの2番(穂先)も合わない。bの2番もaの手元には入らない。
	35 b	2	2	2			黒	-		○	-			3710	2間	1870	1850	-	手元と2番(穂先)がセットか不明。うまく入らない。
?	36	5	2	5			黒、緑	-			?			1025+	1068			-	手元竿尻が破損しており、ガンテープでふさいであった。
手元(穂先入れ)	37	4	-	-			黒、緑	C	小判/崑ら久		○			1102	-			-	穂先3本収納
	38	4	-	-			黒	-		○				868	-			-	穂先など3本収納
手元	39	13	-	-			黒、金粉、朱	-			-			923	-			-	穂先など12本収納
	40	1	-	-			黒	-			-			886	-			-	手元紐巻。中身は空
手元?	41	1	-	-			黒	-		○				1000	-			-	竿尻の金属は尖る
手元(穂先入れ)	42	12	-	-			○ 朱に金、緑粉	F	小判/崑ら久		○			887	-			-	穂先、穂持ちなど11本収納
	43	1	-	-			黒、金粉、朱	-			-			-	924	-		-	No.39とセットか。中身は空
2番?	44	1	-	-			黒	-			-			-	876	-		-	中身は空
穂先など	45	20	-	-				-			-			-	-	-		-	ビニール
	46	1	-	-			黒。朱漆で「崑ら久」	-			-			1072	-			-	
フナ網	47	1	-	-			藤脂、金粉	-			-			541	-			-	
	48	1	-	-			○ 黒に金粉、緑粉	C	小判/崑ら久		-			514	-			-	
ニギリ	49	1	-	-			黒、朱研ぎ出し	F	小判/崑ら久		-			384	-			-	
	50	1	-	-			○ 黒に緑粉	C	小判/崑ら久		-			352	-			-	
ニギリ	51	1	-	-			黒、朱研ぎ出し	D	正方形/崑		○			332	-			-	
	52	1	-	-			竿尻のみ朱	-			-			328	-			-	
ニギリ	53	1	-	-			黒、朱研ぎ出し	D	正方形/崑		-			316	-			-	
	54	1	-	-			黒、黄、朱研ぎ出し	F	小判/崑ら久		-			290	-			-	
ニギリ	55	1	-	-			○ (黒布テープ巻)	D	正方形/崑		-			290	-			-	
	56	1	-	-			外面：黒に緑、黄、朱研ぎ出し。内面：朱。黒で「崑ら久作」	-			-			126x99x69	-			-	ミズ入れ。ヤマメ、ウグイ、コイ、フナ用

# 地域に伝わる墨書木製資料の記録における 赤外線撮影の有効性

— 笛吹市熊野神社奉納額の調査事例をとおして —

西願麻以 鈴木 稔 豊見坂誠

## はじめに

木製資料の墨書きは、光や風雨により劣化し、目視では確認できなくなってしまう場合がある。しかし、墨は木の内部に浸透する性質と赤外線を吸収する性質を持つため、赤外線撮影を行うと、木の内部に浸透した墨によって墨書きの跡を捉えることができる場合がある。近年、博物館や美術館などでは資料の調査や研究に赤外線撮影が一般的に用いられるようになってきた。しかし、地域に伝わる資料、特に近代以降の資料について、記録を目的として赤外線撮影が活用されている事例の報告は少ない。今回、熊野神社（山梨県笛吹市八代町北1615）の屋外に懸けられている奉納額について、墨書きが完全に消えてしまう前に記録することなどを目的とした赤外線撮影調査の機会を得た。本稿では撮影結果の一部を示し、地域に伝わる墨書木製資料の記録という観点から赤外線撮影の有効性について述べたいと思う。

## 1 奉納額の現状

### (1) 寸法

神社拝殿の東と西の軒下に1枚ずつ合計2枚の奉納額が懸けられている。両額とも複数の木板が組み合わされた大型の額で、東の額は縦90cm、横690cm（額縁：縦126cm、横710cm）、西の額は縦90cm、横624cm（額縁：縦126cm、横660cm）である。

### (2) 額の内容

東西いずれも板絵彩色墨書で、額の右端に絵が描かれ、その左側に俳句が続く。絵は東の額には若者が刀を構え、燃える草に囲まれている様子が、西の額には、松の木の下で笏を持った若者と白髪の老人が対面している様子が描かれている。俳句は東の額に129句、西の額に約132句書かれている。両額とも左端に奉納年が確認できる。

### (3) 保存状態

軒下ではあるが屋外であるため、風雨や日光による激しい劣化が見られる。両額とも、絵の部分では絵具の剥落や汚れがみられる。俳句の墨書は、東の額では右半分は薄いが目視で確認でき、左半分は確認が難しい。西の額の墨書は、全体的に薄く、右半分はかろうじて目視で確認できるが、左半分はほとんど確認できない。全体的に東の額より西の額の劣化が目立つが、その差には社周囲の木の立地などが影響していると考えられる。その他、東の額は3ヶ所の木板の欠けが見られる。



## 2 調査方法

赤外線撮影にはデジタルカメラPENTAX 645Z IR（株式会社リコー製 レンズ：HD PENTAX-D FA645 MACRO 90mmF2.8ED AW SR）を用いた。このカメラは可視光線域から約1100nmの赤外線域まで感度を広げた仕様になっており、レンズ前面に装着する可視光カットフィルター（NEEWER製 IR850）とIRカットフィルター（株式会社リコー製）



図1 調査の様子

を使い分け、赤外線撮影と同時に可視光線撮影も行った。また、カメラには43.8×32.8mmの大型高画素CMOSセンサーが搭載されており、有効約5140万画素の超高精細画像を得ることができる。

奉納額は軒下（濡縁より高さ2.4m）から動かさずに、高所作業車と三脚を用いて、なるべく額に近づいて非破壊・非接触で撮影を行った（図1）。光源に日光とハロゲンライトを用いて、ライトの赤外線波長に合う可視光カットフィルターを選んで使用した。得られた画像は、画像処理ソフトPhotoshopCS5（アドビシステムズ製）を用いて、より墨書きが鮮明になるように明るさとコントラストの調整を行った。

## 3 結果と考察

### （1）彩色部分

東の額の彩色部分の可視光線画像と赤外線画像を巻頭図版3に示す。可視光線画像では薄く見えにくかった煙や炎、火の粉などの墨線や赤い絵の具が、赤外線画像でははっきりと確認できる。着物の模様も鮮明に捉えられる（巻頭図版4）。

着物の明るい青色の部分と比較すると、可視光線画像では絵具が剥落し木地が見えている部分が赤外線画像だと着物以外の木地とは異なる明るい灰色となった。薄い朱色の部分でも同様の部位が見られ、発色をよくするために白色の下地を塗っていたのではないかと考えられる（巻頭図版4）。赤外線画像の左の煙下側から俳句がはじまるあたりが明るくなっており、煙の表現のため、白色絵具を薄く塗っていた可能性も考えられる。若者の膝の部分について、絵具や墨が完全に失われたのか、炎の表現があったのかの判断は赤外線画像のみでは難しく、顕微鏡レベルでの表面観察や蛍光X線分析による元素分析が必要である。

西の額でも東の額の結果とほとんど同様の結果であった。

### （2）墨書部分

両額の特に墨書きの薄れが見られた左端の可視光線画像と赤外線画像を図2～5に示す。東の額は、赤外線画像では一部をのぞいて概ね墨書きを捉えることができる。墨書きが一番見えにくい部位も、拡大するとかすかに文字が確認できる（図3）。一方で、西の額は表面に多くの傷がみられ、墨書きの読み取りが困難である。赤外線画像を拡大すると、作者の名前は概ね読み取ることができ、俳句の半分ほどがかろうじて読み取れる。

東西両方の額の左端に「明治廿七年申午四月」という文字が確認でき、明治27年（1894）にこの額が

奉納されたことがわかる。当社は明治18年（1885）に全焼し、明治24年（1891）に再建されており、再建から3年後に額が奉納されている<sup>(1)</sup>。

### （3）赤外線撮影の有効性について

目視や可視光線画像では捉えられなかった墨書きや色材の有無を、赤外線画像から確認することができた。また、墨書きからは俳句、俳句の作者と作者の居住地、俳句の判者、催者などの情報を確認することができる。本資料は123年前に奉納された額であり、奉納時の額についての記録は紙・写真の両媒体も残されておらず、赤外線撮影によって得られた情報は重要となる。特に東の額についてはほぼ完全に墨書きを捉えており、赤外線画像をもとに復元も可能である。

本調査では劣化の具合で、赤外線画像が捉えられる情報に差が出る結果となった。県内、あるいは全国には制作時の記録がなく、墨書きが消えかかっている同様の資料が多くあると予想される。特に社寺などをはじめとした地域に伝わる資料は、屋外に置かれているものも多く、劣化が進む前に可視光線撮影とともに赤外線撮影による記録を行うことは重要といえる。

### おわりに

赤外線撮影によって、目視や可視光画像では捉えられなかった絵、俳句、作者、催者など神社や地域にとって重要な情報を記録することができ、記録の大切さを再確認する機会となった。今後、県内の同様の資料の記録を進めていきたい。また、今回は桃収穫用の高所作業車を借りるなど、地域の人々の協力を得ながらの調査となった。調査が、人々に地域の資料への関心や、保存・活用を考えるきっかけとなることも期待できる。

### 註

(1) 『八代町誌 上巻』八代町 1975年 566頁

### 謝辞

今回の調査は熊野神社の了承とご協力を得て行いました。調査を許可していただきました熊野神社氏子の皆様、ご協力いただきました八代町飯田三郎氏、一宮町雨宮昭仁氏、八代町森和敏氏にこの場をお借りして今一度御礼申し上げます。

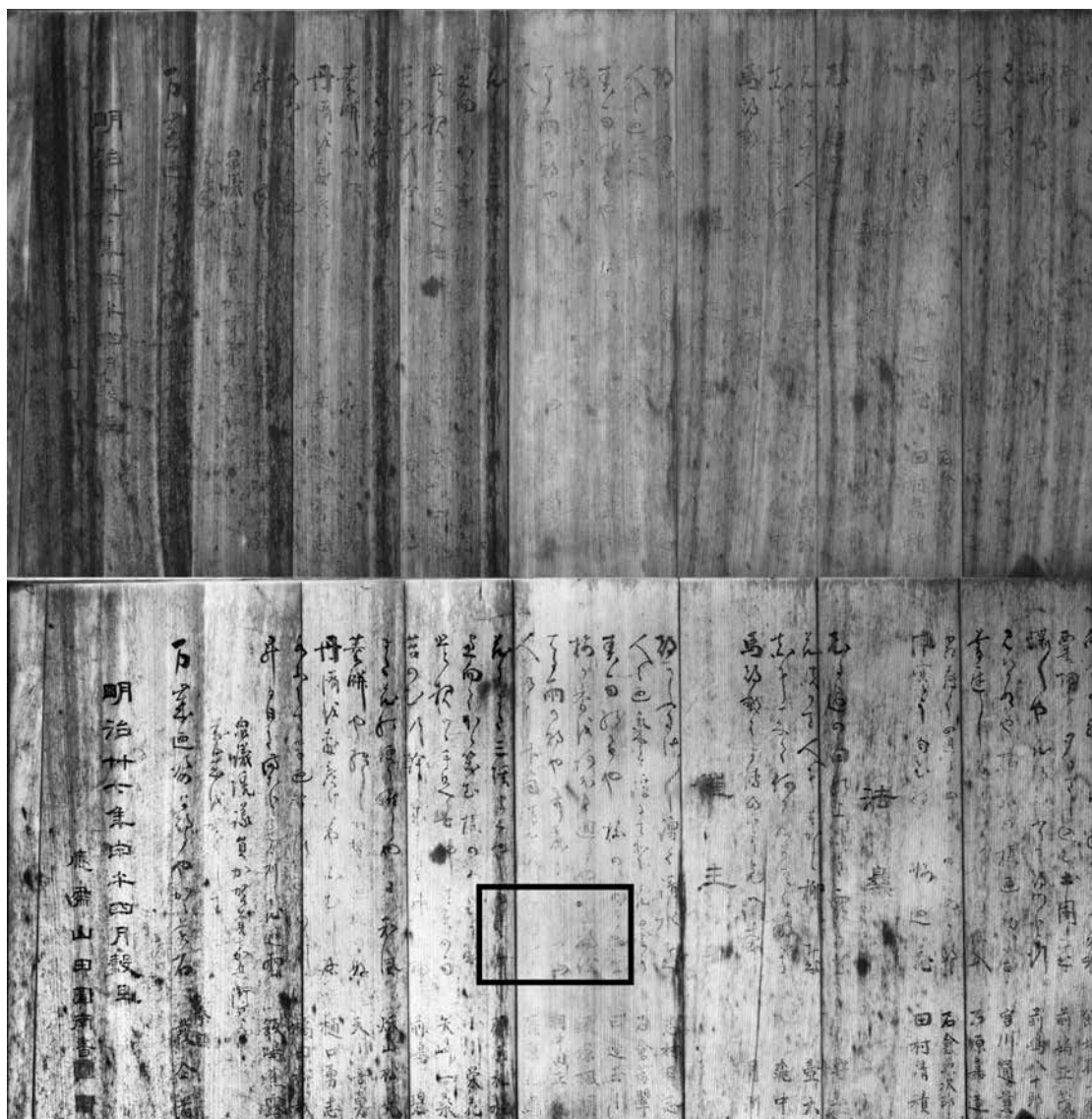


図2 奉納額〈東〉の左端部分（上：可視光線画像 下：赤外線画像）



図3 奉納額〈東〉赤外線画像拡大（図2の□部分）

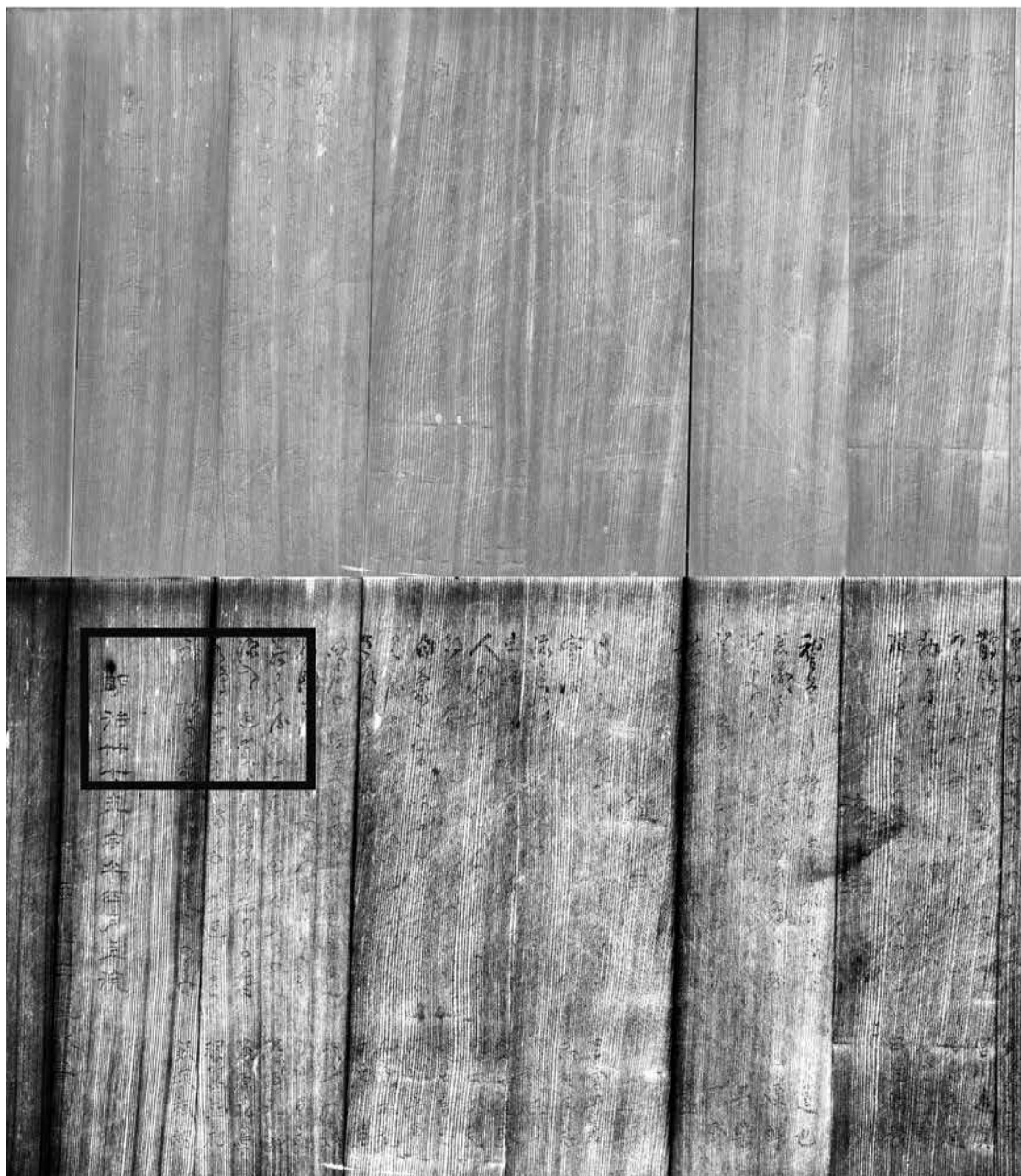


図4 奉納額〈西〉の左端部分（上：可視光線画像 下：赤外線画像）



図5 奉納額〈西〉赤外線画像拡大（図4の□部分）



## 《資料紹介》

## 甲府柳町二丁目の道祖神祭礼用具

丸尾 依子

## はじめに

甲府城下町の道祖神祭りは、明治5年に禁止の布達が発布されたことによってその歴史を絶たれた。町々が祀っていた道祖神の多くは穴切神社などに合祀された。豪華な祭礼用具はしまい込まれ、後世に売却や廃棄によって散逸したか、その後の甲府空襲によって灰燼に帰したと見られている。祭りに関する古文書類も、同様の理由から残存状況は芳しくない。限られた記録類や古文書、わずかな幕絵が確認できているのみであることから、甲府城下町の道祖神祭りの全容は未だ茫洋とした部分も多いのである。

本稿において報告する柳町二丁目の祭礼用具は、奇跡的に戦禍を逃れ、一商家に守られて現在に伝えられた。この新発見資料によって甲府城下町の道祖神祭り研究が新たな展開を迎えることを期待し、ここに速報として紹介する。

## 1. 十一屋野口家と所蔵資料群

本資料群は、甲府柳町二丁目に店を構えた十一屋野口家に伝来したものである。以下に、十一屋野口家および所蔵資料群について概説する。

十一屋は本店を近江に置き、明和年間（18世紀半ば）に江戸・関東市場への進出を見据えて甲府に店を開いたという。江戸時代には酒造業を中心に札差も営んだ<sup>(1)</sup>。十一屋が戦後まで販売した「君が代」という銘柄の日本酒は山梨県内では広く知られ、また好まれていたようで、県内の祭礼における聞き書きでは、かつて奉納酒として「君が代」を用いたという話も複数個所で聞かれる。明治時代においては、日本のビール醸造の先駆者である野口正章を輩出し、その妻は女流画家として著名な野口小蘗（1847-1917）である。山梨県立博物館所蔵の「大木コレクション」「大木家文書」「大木家資料」の旧蔵者であり、甲府横近習町に居た呉服商「おふどう」こと大木家とも親交を持っていた。野口家が甲府を代表する豪商に名を連ねていたことは間違いない。

柳町二丁目の十一屋旧居地では、大正12（1923）年、中央館（活動写真館）の建設計画が持ち上がったという。そのため、十一屋では店舗を桜町に、醸造場を横沢町に移設することとなった。本資料群は、この移転に伴い所在を横沢町に移され、甲府空襲の戦禍を免れることとなったのである。

十一屋野口家所蔵の資料群は古文書類と、本稿で紹介する道祖神祭礼用具からなる。古文書は帳簿類が主たるもので、経営関係資料と歴代当主の書簡が中心である。商家の蔵などに保管された時のままとみられる木箱や、筆筒、酒瓶を出荷するための木箱などに納められていた。祭礼用具は、それぞれが専用の木箱に納められた状態であった。資料群に対しては、近江の十一屋本家との関わりから、蒲生町史編さん時に調査が入っているとのことで、古文書と祭礼用具のいずれの箱にもチョーク書きで番号が記されていた。所蔵者によれば、一括の祭礼用具は「祭りの道具」とであると伝えられてきたという。しかし、何の祭りの道具であるかは不明であり、使用状況の伝承もなく、使用の機会も一度も無かったという。

## 2. 祭礼用具概説

### (1). 点数と内訳

資料の点数とその内訳は次の通りである。

錫製御神酒徳利	一対	2点
紙垂製作用具（包丁、和紙、麻）	一式	3点
登り龍・降り龍木彫	一対	2点
四猿木彫	一式	4点
鶴木彫	一式	4点
風神・雷神木彫	一対	2点
獅子木彫	一対	2点
松竹梅と波千鳥	一式	5点
四神木彫	一式	4点

計28点

### (2). 各資料の内容

続いて、各資料の内容について述べる。なお、本資料は現在も資料整理と調査を継続中であることから、内容の紹介は概説に留まることを容赦願いたい。

**錫製御神酒徳利（写真1）** 御神酒徳利は錫製で、一対をなす。製作年代、製作者などを示すものはない。和紙製の御神酒口2点が付属する。



写真1 錫製御神酒徳利

**紙垂製作用具（写真2）** 包丁と、材料となる和紙、麻の一式である。包丁には後補とみられるボール紙製の鞘が付けられていることから、近年も使用されていた可能性がある。

**登り龍・降り龍（巻頭図版5, 6）** 一対をなす龍の木彫である。うち一方には片端に麻縄が結びつけられており、使用時に固定するためのものと考えられる。また、金属製の髭と思われる部品が付属するが、本資料には差し込むための穴は見られず、あるいは別の用具の付属品が紛れ込んだ可能性がある。



写真2 紙垂製作用具



いずれも木箱が付属し、蓋の裏側に文字が書かれている。一方には、「衢神旌幟一雙 北鎮墓小笠原長州公取書」と記され、もう一方には「柳街第二丁里合肆口漆作之 維持文久元年酉歳初功 慶應元乙丑年成功焉 小山正作本口彫刻」と記す。これらのことから、本資料は道祖神祭りの旗幟に関わる用具であり、かつ柳町二丁目の所有であったことがわかる。同様に、文久元年から制作をはじめ慶応元年に完成したとも読める内容が記されており、制作時期が判明する。



写真3 四猿（一）



写真4 四猿（二）



写真5 四猿（三）



写真6 四猿（四）

四猿（写真3，4，5，6） 猿はそれぞれ木箱が付属する。箱書きや作風から、作者は龍と同じく小山正作であることがわかり、同時期の制作と推測される。祭礼具としての用途については、（3）にて後述する。

猿といえば、一般的には三猿がよく知られているが、四猿は、一説によると孔子の教えに基づくもので、『論語』の中に「非礼勿視、非礼勿聴、非礼勿言、非礼勿動」との言葉があり、（社会規範に背いたことを）

見たり、聞いたり、言ったり、行ったりしてはいけない、と説いているという。四猿とした場合には、四匹目の猿には「行ってはいけない（正しく行うべきである）」が該当する<sup>(2)</sup>。

さて、本資料の箱書きには、それぞれ、次のような猿の性格を表す文言が記されている。「猿子延手塞親目 小山正作本舊造□一」、「以手當耳不聞世悪 正作誌」、「古舊誌三者立□□□□□游」、「心栗受□ 不以四話 本舊」の四文である。一つめ、二つめはそれぞれ「見ざる」「聞かざる」に該当するとみて間違いないだろう。しかしながら、残りの三つめ、四つめについては一般的な三猿、四猿とは異なっている。題材となった故事などを参照しつつ、本資料の四猿が何を表したものを検討する必要がある。

また、木箱にはそれぞれ「上之一」「上之二」「下之一」「下之二」とも記されている。祭場における配置の指示であろう。ここから察するに、四猿は道の四隅（辻か）か、通りの南北に二つずつ配置されたと推測される。

鶴（写真7） 作風から、小山正作の手によるものと推測される。大型2点、小型2点の計4点からなる。用途は（3）にて後述する。大型は番い<sup>つが</sup>の鶴や、巢の中の雛を育てる鶴などが彫られている。小型は飛翔する鶴である。小型の2点の裏側には、「右の下 下ノ角」「左の下」などの墨書がある。

風神・雷神（写真8） 作風から、小山正作の手によるものと推測される。用途は（3）にて後述するが、三角形の形状から、破風などに用いたかと考えられる。

獅子（写真9, 10） 作風から、小山正作の手によるものと推測される。阿吽の一对



写真7 鶴（大型）

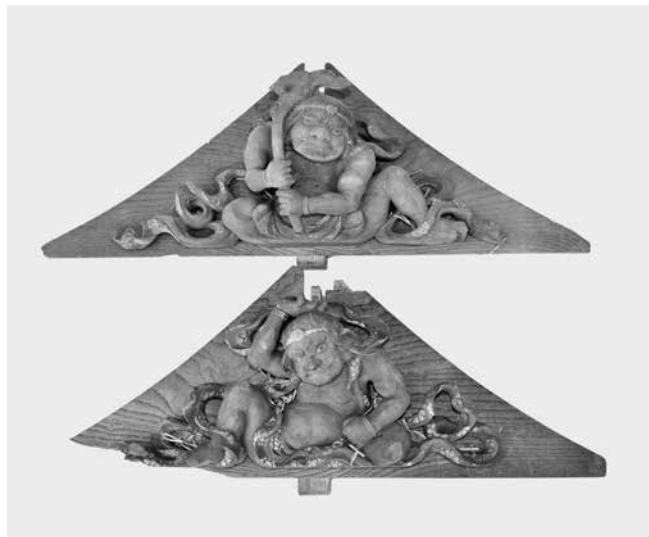


写真8 風神・雷神



写真9 獅子（上）

をなす。<sup>ほど</sup>臍が造られており、支柱などにはめ込む方法で使用されたものかと考えられるが、詳細は不明である。それぞれの臍には「上」「下」と墨書されており、祭礼においては道を挟んで北と南にそれぞれ設置されたものかと推測される。また、獅子の造形は、社寺建築の木鼻のように、やや下方から見上げのことを想定して制作されたように見受けられる。

松竹梅と波千鳥（写真11） 作風から、小山正作の手によるものと推測される。大型は梅竹、松、波千鳥をモチーフとする大型3点と、松をモチーフとする小型2点の一式である。

四神（写真12, 13, 14, 15） 青竜、白虎、朱雀、玄武の一式である。本資料は、これまで紹介した小山正作の作風とは異なっている。全体に彩色が施されており、玉眼である。また、白虎以外の3点は差込による組立式であり、朱雀の羽の固定には金具が用いられている。

道祖神祭礼における四神をモチーフとする装飾物には、江戸時代の八日町一丁目の道祖神祭礼用具に「四神幟」が見られる<sup>(3)</sup>。現在山梨県内に伝承されている道祖神祭礼においては、幡や万燈を道の四隅に立てる事例がある。そこから推察するに、本資料

は辻を祭りの場とする場合にその四隅に柱あるいは万燈を建て、その上部に飾ったものかと推測される。

なお、先述の小山正作による木彫像群と比較すると状態が悪く、破損箇所も見られる。状態から判断すると、制作時期はそれらより遡るものであるか、後世に再利用された可能性もある。

以上、本資料群の内容について概説した。本資料群は祭礼用具としては部分的で、祭礼用具としての一式をなすものではないが、これは所蔵者の保管状況に起因するものではない。甲府城下町地域の道祖神祭礼においては、祭礼用具を分散して主要商家が保管していた<sup>(4)</sup>。柳町二丁目の祭礼用具としては、少なくとも本資料群の他に「京都名所」を題材とした「幕絵」を所有していたとされているほか、本資料群の登り龍・降り龍を飾った支柱に立てる旗も所有していたはずである。そのように考えると、本資料は柳町二丁目の道祖神祭礼用具のうち、十一屋野口家の管理分と考えるのが妥当である。当家において、本資料



写真10 獅子（下）

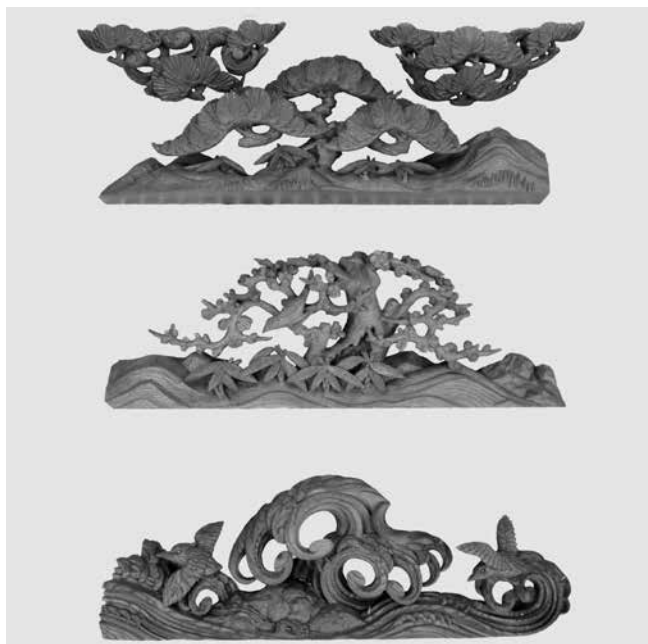


写真11 松竹梅と波千鳥

群が使用機会がないにも関わらず、代々「祭りの道具」と言い伝えてきたのも、個人の所有物ではなく町からの預かり物であるとの意識が働いていたのではなかったか。

なお、用具が納められた木箱には、箱内に鮑屑とともに新聞紙が敷かれていた。いずれも緩衝材として同梱されたと考えられるが、新聞は昭和5年～12年のものであった。さらに、資料には補修痕が見られるものもあった。所蔵者の記憶では飾った記憶がないということではあるが、新聞の年代と同時期に箱の内容物の確認や、一部補修の作業が行われたと考えるのが妥当である。あるいは、昭和初期に道祖神祭り以外の祭礼に使用された可能性もあり、甲府市街地における昭和初期の祭礼記録を再確認する必要がある。



写真12 四神（青竜）



写真13 四神（白虎）



写真14 四神（朱雀）

### 3. 若尾謹之助『甲州年中行事』の記述との比較

さて、甲府城下町における年中行事の記録のひとつに、若尾謹之助『甲州年中行事』がある。このなか幕末期の柳町二丁目の道祖神祭礼について記した部分があり、本資料群に該当すると思われる記述がみられる。以下に抜粋し、本資料群との対照を行いたい。

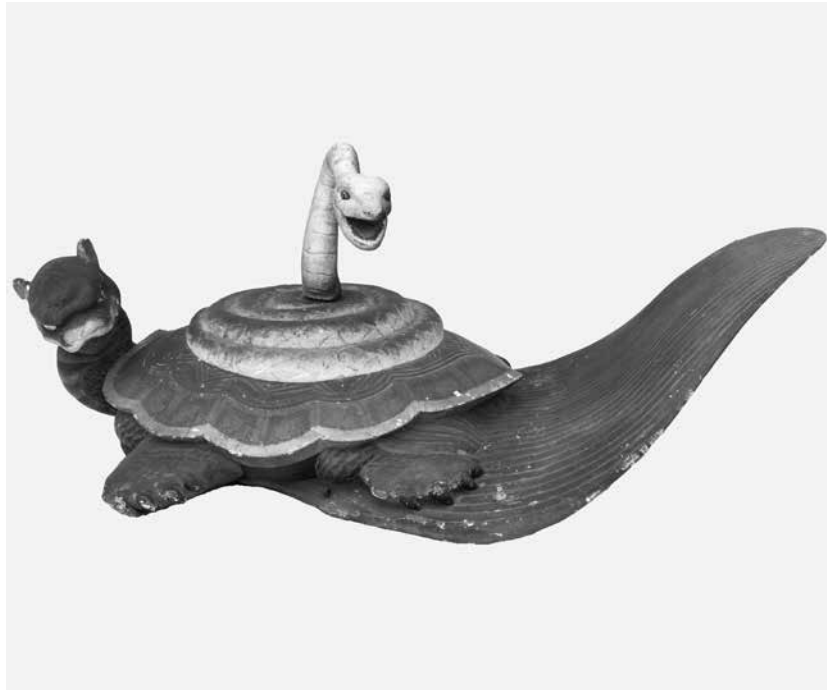


写真15 四神（玄武）

当時幟の杵として有名なるは柳町貳丁目のものなり、五尺の高さにして登り龍降り龍及手長猿鶴の巢籠の彫刻を施せり、小山正作氏の刀に成り頗る巧緻をこらしたり<sup>(5)</sup>

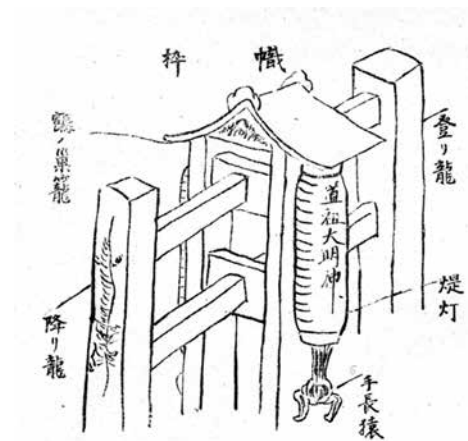
上記の『甲州年中行事』の記録および掲載されたスケッチ（右）と本資料を対照すると、作者名が一致する資料は登り龍・降り龍と四猿である。また作風から鶴、風神雷神、獅子も同作者の一連の祭礼用具とみられる。

**登り龍・降り龍** 用途、使用方法ともにほぼ一致するとみてよいだろう。高さ五尺（約150cm）の支柱に固定したものとしても、大きさや形状など、全く問題がない。資料に付けられた麻縄は、支柱への固定に用いられたものとみられる。

**鶴** 題材が一致するものの、スケッチでは使用箇所や位置が判然としない。ただ、本資料のモチーフが鶴の子育てであることや、作者名が一致することを考えれば一連の祭礼用具であることは疑いようがない。小型2点には使用位置の指示と思われる墨書があることから、使用痕や他県の祭礼用具なども参考にしつつ、検討を加える必要があるだろう。

**四猿** 本文および図版中の「手長猿」が本資料にあたると考えたいが、図版上の「手長猿」と本資料とは、大きさや使用方法が図とは異なるようにも思える。鶴と同様に今後検討していきたい。

**風神・雷神** 本文およびスケッチ中には記述はないものの、形状から幟の屋根の破風部分ではないかと推察される。



『甲州年中行事』に掲載された幟杵スケッチ

獅子 該当する記述がみられず、スケッチからも使用方法や位置の推測ができない。臍の「上」「下」の墨書や形状から道の南北に建てた支柱あるいは道祖神祠などの装飾として取りつけたと仮定することができる。『甲州年中行事』には、甲府城下町における一般的な道祖神祭りにおける祭場の設えについても記している。それによれば、各町内では空き家に道祖神祠を設け、御山飾り、幟・万燈・吹流を建てたという。幟や万燈、吹流の建て方は次のようである。

各町の入口には両側に二本の葉竹を立し之に注連縄を張り之を「志めきり」と稱す又大幟二本吹流一本及一箇の万燈を建つ、大幟には道祖大明神と書し、吹流には同じく中央に道祖大明神傍に登り龍降り龍を畫く、万燈には天下泰平・國家安全・五穀豊饒・家内安全と書するが多し、各町多少の相違はあれど何れも大体に於て同じき飾り方を用ゐたり<sup>(6)</sup>

この祭場構成と照らし合わせると、道の両側に建てる装置には「志めきり」が該当し、大幟2本を用いたことがわかる。大幟を建てるためには一對の幟枠か支柱が必要であることから、獅子はここに用いられた可能性も指摘できるだろう。また、先に述べた登り龍・降り龍を用いた「幟枠」とは、吹流の枠を指していることも判明する。

さて、残る祭礼用具のうち大掛かりなものは松竹梅と波千鳥および四神である。これらについては、『甲州年中行事』の記述からは、残念ながら読み取ることができない。松竹梅と波千鳥は、形状から先述の幟枠の一部かとも考えられるが、現時点では不明とするしかない。また、四神は、四神旗の上部に取り付けたか、あるいは『甲州年中行事』の記述にみる万燈の装飾かとも考えられるが、万燈は一箇であると記されていることから四神をモチーフとしたものではないだろう。よって四神旗の装飾か、それに類するものと考えたいところである。

## おわりに

冒頭に記したように、旧甲府城下町の道祖神祭りは明治初期に廃止され、さらにその後の甲府空襲の影響を受けて資料の残存が極めて少ない。特に祭礼用具と信仰用具に関しては、いわゆる「幕絵」や、道祖神祠がわずかに現存するのみである。こうした状況において、本資料群は城下町の道祖神祭りに関する数少ない実物資料である。わずか数回の使用であったと推測され、状態も非常に良い。

幸運なことに、本資料は『甲州年中行事』内にもその記録が残されており、不完全ではあるが使用方法もうかがえる。作者である小山正作がどのような人物であったのかについては現在のところ未詳であるが、その造りからは社寺建築などの知識や経験を持つ人物ではなかったかと考えられる。使用方法の検討を試みるうえでは、社寺建築や神輿・屋台の構造と制作者を視野に入れる必要があるだろう。今後、県内の社寺建築の事例や、近県の都市部の祭礼用具などを参考にしつつ、本資料の使用状況の再現を試みるとともに、作者の素性についても明らかにしていきたい。

これまで、甲府城下町の道祖神祭りにおいては「幕絵」ばかりがクローズアップされがちであった。確かに、有名絵師を招いて描かせた幕絵はひととき大掛かりで豪華である。甲府の町の繁栄や都市の道祖神祭りの独自性を物語る品として象徴的である。しかしながら、『甲州年中行事』に記録された柳町二丁目の祭礼用具に対する注目度の高さや、本資料の手の込みようを見れば、その他の祭礼用具も決して脇役で



はなかったことがわかる。各町は全ての用具の拵こしらえに心を配り、その豪華さを競っていたのであろう。村々の道祖神祭りでは、飾りの巨大化によって地域社会の繁栄を願い誇示する傾向がある。都市においては、同様のことを用具に贅を尽くすことで顕在化しようとする傾向があったのではなかったか。

本資料は、江戸時代の甲府城下町の道祖神祭りの様子をより具体的に知り、町における祭礼空間の立体的な再現も可能とする資料である。甲府城下町の道祖神祭りの末期の姿を伝える資料として、またとない貴重なものであることに間違いない。謎の多い甲府城下町の道祖神祭りにとって新たな灯標になると期待している。

#### 註

註1 十一屋は、当初は飴を商い、そこから原料の米、酒造や醤油の醸造へと展開していった。また、札差も営んだのは寛政年間（18世紀末）以降という。なお、近世の十一屋の経営については、当館の中野学芸員より教授を受けた。

註2 時に、これを「姦淫せざる」と解釈することもある。しかしながら、道祖神祭りの場合は子孫繁栄や豊穰祈願のために、あえて性的な言葉や行為、装飾、神体が用いられることも多い。そのような祭りの性格上、本資料の猿にはこの解釈は該当しないと考えてよいだろう。

註3 高橋修「甲府道祖神祭礼永代帳との対話」『山梨県立博物館研究紀要第3集』所収 2009年 参照。寛政6（1794）年の甲府八日町では、祭礼用具のうち四神幟を若松屋平八が管理していたことが報告されている。また、享和4（1804）年の記録では記載が詳しくなり、同幟4本を管理していたと記されている。

四神の幡や作り物は、他県の都市祭礼でも見られる。例えば、幡は東京都府中市の大国玉神社祭礼において、作り物は千葉県松戸市の松戸神社など、他県の都市祭礼などにおいて用いられている。本資料の使用方法を探る上で参考にすべき事例である。

註4 同上

註5 「甲州年中行事」『甲斐史料集成一二』より抜粋

註6 同上

#### 主要参考文献

高橋修「甲府道祖神祭礼永代帳との対話」『山梨県立博物館研究紀要第3集』所収 2009年 山梨県立博物館

若尾謹之助「甲州年中行事」『甲斐資料集成一二』

【註】

- (1) 「武者武田氏」という書き込みが本作上巻絹に確認できる。
- (2) 守屋氏は江戸時代に成立した信玄軍陣影の特徴として、次の四点を列挙している。
  - ① 日輪、あるいは日輪に武田菱、あるいは龍の顔がついた前立てを取付けた、白もしくは赤の頭の兜を冠る。
  - ② 鎧を装着し、その上に朱の法衣、さらに袈裟を纏い、法師武者の姿を示す。
  - ③ 左手には数珠、右手には軍配、あるいは采配が握られる。
  - ④ その多くは床几に坐る椅像であり、時に坐像で描かれる。また、こうした図様は、川中島合戦図屏風などからトリミングされた上で成立したと推定されている（守屋正彦『近世武家肖像画の研究』勉誠出版、二〇〇二年）。
- (3) 峡中浮世絵展覧会は昭和十三年（一九三八）と二十八年（一九五三）に開催された浮世絵を集めた展覧会であり、その第二回に本資料が出品された記録が残されている（『甲府市史 別編Ⅱ 美術工芸』甲府市役所、一九八八年）。
- (4) 現在の所蔵者の祖父にあたる人物の名が、本目録には記されていた。
- (5) 『无名翁随筆』（岩本活東子〔編〕『燕石十種 第三卷』中央公論社、一九七九年）。
- (6) 例えば、藤岡市重要文化財に指定されている「観桜舟遊図」には「七十七翁英山俊信筆」と記載があり、英山が七十七歳の時に描いたことがわかる。
- (7) 『特別展「英山」図録』日本浮世絵学会、一九九六年。
- (8) 前掲注（4）参照。
- (9) 彰美會〔編〕『菊川英山傑作集』芸艸堂、一九三一年。
- (10) 藤岡の諏訪神社には十面の奉納絵馬があり、そのうちの一つが本作であるという。また、本絵馬が英山の絶筆であったとの指摘もある（近藤映子「菊川英山（一七八七—一八六七）—その生涯と画業—」〔特別展「英山」図録』日本浮世絵学会、一九九六年）。
- (11) 守屋正彦『近世武家肖像画の研究』勉誠出版、二〇〇二年。

【付記】

菊川英山による肉筆武者絵の作例について、太田記念美術館日野原健司様よりご教示いただきました。末筆ながらここに記し、感謝申し上げます。

（山梨県立博物館）

の数は数えるほどである。まず錦絵、多色摺木版画の作例であるが、間判サイズの武者絵の存在が数点指摘されているだけであり、やはりその大半が大判サイズの美人画で占められている。<sup>7)</sup>

肉筆画に関しては、歌川豊国と共に席画を描いていた他、菊川派の社中で肥州侯の求めに応じて肉筆画を描いたとの記録も残されているもの<sup>8)</sup>、そもそも現存作例自体が決して多いとは言えない。また、その多くが英山の得意とする美人画であり、武者絵となると、今のところ『菊川英山傑作集』<sup>9)</sup>に掲載のある「楠公父子訣別の図」と、「行年七十二翁 英山俊信筆」と記された武者絵（太田記念美術館蔵）、さらに「頼朝鶴放生図」と題された絵馬が確認できるのみである。

よって、英山が残した作例の中でも本作は異例であり、注目に値することがわかる。英山が自身の得意とする美人画以外を取って手掛けた理由までは明らかにすることが叶わなかったものの、今後英山研究を行うにあたって、重要な作品の一つになることは間違いないだろう。

また、信玄の軍陣影の内、英山と同じく浮世絵師の肉筆画となると、あまりその存在は知られていない。懐月堂安度（生没年不詳）による信玄の肉筆画（鳥根県立博物館蔵）を一例として挙げることはできるが、今現在のところ、他の浮世絵師による信玄の肉筆画を指摘することは難しい。

なお、信玄及びその配下の武将らが画題となった「武田二十四将図」の中でも、初期の頃に作られたと推定される、鳥居清信（一六六四〜一七二九）による丹絵の「武田二十四将図」は、安度が活躍した頃と同時期の出版である。ここから、江戸時代の中期頃には浮世絵派の絵師によって、信玄をはじめとして武田の武将を題材とした作品の制作がなされていたことがわかる。<sup>10)</sup>

江戸時代の後期になると、甲越両将を題材とした絵双紙等が多く出版されたことから、武田と上杉の武将が錦絵により多く描かれるようになった。とりわけ、歌川国芳（一七九七〜一八六一）一派を中心に、主に大判三枚統の大画面

を用いて、川中島合戦等を題材とした武将の凛々しい姿が表されるようになる。また、大判一枚につき武田と上杉の両将を一人ずつ描き出した、国芳による「甲越勇将伝」シリーズのように、武将をプロマイドのように扱った作例も見受けられる。なお、これらの作中にも信玄の姿は表されているが、やはりその姿は英山の描いた信玄像と同じく、鎧の上に法衣をまとい、数珠や軍配を手にしたものが多い。

これより、英山が活躍した江戸時代中後期頃には、信玄を中心とする武田関係の多数の浮世絵作品が生みだされていたという背景が垣間見える他、英山の信玄像に見られる信玄軍陣影の特徴も、既に定着していたことがわかるのである。こうした状況の中、既存の信玄図像を念頭に置いた上で英山が本作を制作したことが推定されるが、今後さらなる調査を行い、本図の特徴や制作背景をより考察する必要があるだろう。

## おわりに

本作は、生涯にわたって美人画を中心として作品を手掛けてきた英山の作例中では、大変珍しい武者絵の肉筆画にあたることがわかった。また、浮世絵版画としての信玄像はいくつか見られるものの、浮世絵師が描いた肉筆画の信玄像は数が少ないことから、こうした意味合いでも非常に貴重な作品であると指摘できる。

また、既に確立していた信玄像を基に制作されたであろう本作が、信玄の軍陣影に関するこれからの研究で役に立つであろうことは推測に難くないだろう。今後、本作の制作背景のさらなる研究を行うとともに、武田関係の絵画資料の調査も並行して行いたく思う。

なお、本展覧会の目録には出品された作者名、作品名、及び所蔵者<sup>(4)</sup>については記載があるものの、作品の概要等に関しては画像を含め詳細の記載がなされていない。しかしながら、当時の所蔵者の子孫にあたる本作の現所蔵者宅に伝わる資料群の中で、他に該当作品が見当たらないことから、本作が当時出品されていた「武田信玄像」であると同定して問題ないだろう。

さて、次に作者の菊川英山の概略を示す。英山は江戸時代中後期に活躍した浮世絵師で、浮世絵美人画中興の祖としてその名が知られている。代表的な門人として溪斎英泉（一七九〇～一八四八）などがおり、浮世絵師の派閥の一つである菊川派を形成した。

生まれは天明七年（一七八七）、市ヶ谷で産声をあげ、その後麴町に移り住んだ。父である菊川英二（生没年不詳）は近江屋という造花業を営んでいたが、狩野派の絵師、東舎（生没年不詳）の門人でもあったという。英山は絵を嗜んでいた父、江戸円山派の絵師である鈴木南嶺（一七七五～一八四四）らに画を学び、親交のあった葛飾北斎（一七六〇～一八四九）の門人、魚屋北溪（一七八〇～一八五〇）を通じて北斎の画法も学んだと伝えられている。文化初年頃には既に作品を残していたようだが、この頃描いていた美人画は喜多川歌麿（一七五三？～一八〇六）晩年の美人画に酷似するものが多い。その後、文化七年（一八一〇、一一）頃には英山特有の上品でたおやかな美人像が描かれるようになり、独自の画風を確立した。

初代歌川豊国（一七六九～一八二五）らとともに人気を得て、主に美人画を中心として作品を残したが、晩年は弟子の植木屋孫八（生没年不詳）方に奇遇し、その後娘トヨ（一八一四～一八八八）の嫁ぎ先である上州藤岡町の呉服商、児玉屋峯安右衛門（一七八三～一八五九）方に身を寄せていた。藤岡において五年ほどの時を過ごしたが、その間肉筆画を中心に制作活動を行い、かの地に没することになる。

英山の弟子、英泉が記した浮世絵師の列伝『无名翁随筆』には、「（英山の）美人浮世風俗は、狂言振と不レ似、やはらかに、当時の風俗をかき、遠国迄も名高き一時の妙手なり」と記されており、英山の美人画が往時世間に広く知られていたことが読み取れる。実際のところ、美人画は残された作例の中で圧倒的な数を占めており、その当時、英山の美人像が多く望まれ描かれたことがわかるだろう。

なお、落款に見られる「俊信」は英山の名であり、肉筆画中で度々見られるものである（図2）。本作では署名、印章に俊信の名を確認することができるが、この印章も英山の肉筆画で散見できるものであり、例えば日本浮世絵博物館蔵の「芸妓立ち姿図」などに見受けられる。また署名に関しては、藤岡滞在時の晩年に制作された肉筆画の多くが、自身の年齢を入れた上で署名を行っているものが多いことから、本作はまだ江戸にいる内に制作された可能性が高いと推定できる。よって、江戸在住時に何らかの依頼があつて本作が制作されたのであろうが、さらに正確な制作年代の考察に関しては、他の英山肉筆画と比較をした上で、今後検証を行っていきたい。

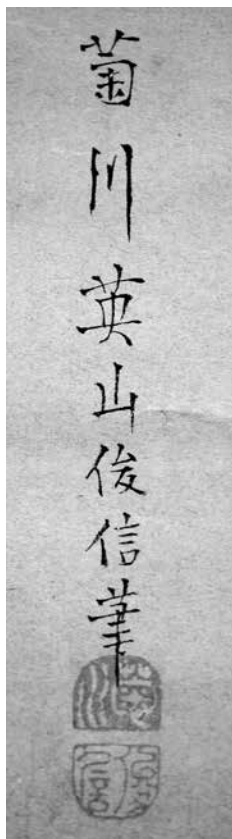


図2 「武田信玄像」  
（落款部分）

## 二、本資料の位置付け

既に述べたように、英山作品のほとんどは美人画であり、武者絵となるとそ

《資料紹介》

菊川英山筆「武田信玄像」

はじめに

武田信玄が描かれたとされる肖像画がいくつか確認できる中で、この度山梨県内の個人宅に伝わる資料群中に、武田信玄を題材とした軸装の絵画作品が含まれていることが、調査の過程で判明した。信玄の軍陣影である本作の詳細について今まで紹介がなされていないことから、その概要を本稿では示していきたい。

一、菊川英山筆「武田信玄像」

まず、本作の基礎情報を記すとともに、作者である浮世絵師、菊川英山（一七八七〜一八六七）の概略を記載する。

・菊川英山筆「武田信玄像（巻頭図版7）」一幅

材質技法 紙本着色

法量 縦一三〇・五 横四四（cm）

落款 署名「菊川英山俊信筆」

印章「菊川」「俊信」（白文朱文楕円連印）



図1 「武田信玄像」(部分)

白熊はくまの兜をかぶり、鎧の上に法衣をまとい、床几に腰掛けた信玄の姿である。右手に軍配、左手には数珠が握られ、また兜等に武田菱が施されている。<sup>①</sup>

なお、軸本体に信玄を描いたものであると明確に記されていないものの、江戸時代に成立した信玄軍陣影の典型的な特徴を本作で確認できることから、信玄像と断定して間違いないだろう。顔の描写から装束の模様まで繊細な筆遣

いで表されているが、手甲の部分にはおそらく英山が好んで用いたとされる、菊の文様と似しき模様も確認できる（図1）。<sup>②</sup> 隅々まで丁寧に描き込まれ、作者の画技がいかなく発揮された作品と言えるだろう。

本作の初出は、おそらく『甲府市史 別編II 美術工芸』中の「第二回峡中浮世繪展覽會出品目録」という、甲府で行われた浮世絵展覽會の出品目録であり、ここでは「武田信玄像」という名称が記されている。<sup>③</sup>

松田 美沙子



頭部の梵字（内容は不明）

図4 背面墨書銘（赤外線写真）

総高 三・〇  
最大張 六・九

最大奥 六・八

- 6 北海道立旭川美術館「北の円空・木喰」展図録（一九八七年）の掲載写真等参照。
- 7 小寺平吉「木喰―その蝦夷地の足跡―」学芸書林 一九八一年
- 8 拙稿「木食白導一代記」にみる白道の半生『山梨県立博物館研究紀要第三集』二〇〇九年

【付記】

最後に、御所蔵者である正隆寺御住職大石英普様には、調査ならびに本誌への御所蔵品の掲載をお許しいただくなど、御高配を賜りました。また、小島梯次先生にはご教示を頂戴いたしました。ここに記し、感謝申し上げます。また、本稿は科学研究助成事業（学術研究助成基金助成金）若手研究（B）「木食行における作仏の宗教的意義に関する研究―木喰行道・白道の初期作例を通じて―」（平成二五～二七年度）の成果の一部です。

（山梨県立博物館）



図1 頭部正面



図3 頭部右側面



図2 頭部左側面



師寺（爾志郡八雲町）子安地藏菩薩像に通ずるもので、また、金剛寺（檜山郡江差町）子安地藏菩薩像、正覚院（檜山郡江差町）弘法大師像、法蔵寺（爾志郡八雲町）地藏菩薩像にも類するところがあると思われ、注目される。

これらは、北海道に伝来する木喰による作品に共通する造形的特色であり、本像の制作時期もそれらと同時期のものとみて良いと思われる。

### 三 墨書銘について

今回の調査で確認された像背面の墨書銘については、全体の判読は現状では残念ながら困難であった。北海道内で赤外線撮影調査を行った像などの例によれば、木喰仏の像背銘は、頭部背面に梵字、体部背面中央に梵字と「南無」に続けて尊名を記すのを基本として、その左右に「天下和順」「日月清明」や「慈眼視衆生」「福寿海無量」などの文言、「日本廻国」、制作年、さらに花押などを組み合わせて構成される<sup>6)</sup>。それに照らせば、本像の背銘もその一部を確認することができたといえ、それに類するものと想定することができる。

### 四 伝来等

本像が伝わる正隆寺は日蓮宗寺院で、現在は本堂内祖師像の近くに安置されている。昭和五十一年（一九七六）、近在の青山家より、十三代当主没後、夫人により奉納されたという。青山家は塩谷（現在の小樽市）の出身でその先祖は松前家に仕えていたというが、当家に本像が伝来した経緯については不詳である<sup>7)</sup>。

また、本像が伝来する古平郡を木喰が訪れたことについては、現存する資料からは確認できない。青山家に伝来した時期も含めて、検討すべき課題である。一方、道内で行動を共にしたとされる木食僧白道の自叙伝『木食白導一代記』（寛政八年（一七九六））によると「中蝦夷」まで廻国したことが記されており、

木喰がこの辺りを訪れた可能性も想定される。

### おわりに

以上、正隆寺像の調査概要について記した。本像は、北海道内に残る木喰による初期作例と共通する特徴を持ち、墨書銘の形式もそれに類するものであることから、木喰作であることを改めて確認することができた。伝来についての問題など残された課題も多いが、木喰による確かな初期作例のひとつとして、本像の持つ意義は大きい。

### 註

- 1 木喰の年齢、来歴等は『四国堂心願鏡』（享和二年（一八〇二））等による。
- 2 拙稿「東北地方で初めて発見された木喰仏『微笑みに込められた祈り 円空・木喰展』図録 株式会社アートワン 二〇一五年
- 3 拙稿「初期の白道仏について―北海道・栃木県に残された像を中心に―」木下達文・清雲俊元編著『木食白道 知られざるもう一人の木食』山梨ふるさと文庫 二〇〇八年
- 4 小島梯次氏のご教示による。
- 5 調査は平成二八年三月一二日に実施した。なお、法量等の基本データは次のとおり。

【法量（単位cm）】

〈本体〉

像高	二二・二（台座を含む総高二五・二）		
頂―顎	四・七	面幅	三・三
耳張	三・五	面奥	三・八
胸奥	五・七（子を含む）	腹奥	六・二（子を含む）
肘張	七・三	袖裾張	七・五
裙裾張	五・六	足先開（外）	三・四
足先開（内）	一・五		

〈台座〉

## 《資料紹介》

## 木喰作 子安観音菩薩立像 正隆寺蔵

近藤 暁子

## はじめに

木喰（五行、明満）は、享保三年（一七一八）に甲斐国古閑丸畑村（現南巨摩郡身延町）に生まれた木食僧である。一四才で江戸に出、二二才で出家、その後安永二年（一七七三）に廻国修行に立出し、文化七年（一八一〇）に九三才で没するまで、全国各地に仏像を彫り残している<sup>①</sup>。

現在、最も早い造像と思われるのは安永七年（一七七八）に青森県上北郡を訪れた際の制作と考えられる釈迦如来立像（海傳寺所蔵）で、北海道内での造像がそれに続く<sup>②</sup>。北海道内の木喰の作例は、近年の調査によって、そのいくつかが弟子とされる白道の手によるものであることが明らかにされてきた<sup>③</sup>。正隆寺（北海道古平郡古平町字浜町）に伝わる子安観音菩薩立像【巻頭図版8、図1〜3】もその作風から白道作の可能性が想定されたが、今回の調査により、木喰作であることが改めて明らかとなったといえる。木喰初期の造像について明確にすることは、作仏開始の契機を解明することにつながり、ひいては作仏聖の思想そのものに言及するに至ると考える。その素材のひとつとして、ここに本像の概要を紹介したい。

## 一 像の概要

本像は、台座を含む総高を二五・二cmとする。構造は本体、台座ともに一木

より彫出する一木造の像で、木心を像内に込めるかと思われる<sup>④</sup>。

形状は、頭部は円頂。白毫相、三道ともにあらわさず、耳朶は不貫。相貌は、上唇両端が下唇両端にかかるようにあらわされる。上半身に覆肩衣と呼ばれる衣をまといて袈裟をつけ、下半身には裙を着すと思われるが、判然としない。左手より垂下する衣の先端は三角形に折り返し、裙の下端は二段にあらわす。左手を上、右手を下にして胸前で子を抱く。子は左手で顔面を覆い、衣の腰紐を地藏右手内側に長く垂下させる。両足をそろえて蓮華座の上に直立する。蓮華座は、蓮肉の周囲に蓮弁を前後に重ねて一段に彫出する。

本像背面には、今回の調査で赤外線撮影等により墨書銘があることが確認された。背面中央部に「子安地藏菩薩」、背面衣右下端に「本」と推定される墨書が認められたが、全体は不詳である【図4】。

## 二 木喰の初期作例との比較

本像の相貌は、四角張った輪郭に大ぶりの眉目と鼻、上唇の両端を下唇にやや被せるようにし、口の周囲を彫り窪めることにより頬骨が隆起してみえる点、耳輪から耳朶にかけて外側部分に厚みをもたせ内側を極めて簡略に表現する様子などが特徴的である。

また、形式的な特徴としては、左手より垂下する衣の先端部に三角形の翻りを表現する様子などが、北海道内の法然寺（爾志郡乙部町）地藏菩薩像、菓

140	真田信幸判物(甲午12月5日、矢澤忠右衛門尉宛で)	1通	文禄3年(1594)	折紙	32.6×47.5	真田宝物館	未計測	(無) 信18九二頁 ※9
141	徳川家康判物(慶長5年7月27日、真田伊豆守宛で)	1通	慶長5年(1600)	折紙	46.5×65.5	真田宝物館	未計測	(無) 信18四二〇頁 ※10
142	真田信之書状(寛2月19日、矢沢外記宛で)	1通	寛永3年(1626)	折紙	37.4×52.2	真田宝物館	未計測	(無) 信24三五頁 ※9
148	結城秀康朱印状(慶長6年9月9日、宛行知行分之事)	1通	慶長6年(1601)	堅紙	40.3×55.8	個人(福井市立郷土歴史博物館寄託)	秀康朱印：外径3.9、内径3.5	※11
149	結城秀康朱印状(慶長6年9月9日、寄子知行定)	1通	慶長6年(1601)	綿紙	31.6×66.5	個人(福井市立郷土歴史博物館寄託)	秀康朱印：外径4.0、内径3.5	※11
150	徳川家朱印状(天正10年9月5日、山本十左衛門尉宛で)	1通	天正10年(1582)	元折紙	15.6×44.4	個人(安中市学習の森ふるさと学習館寄託)	「福徳」朱印：外径5.6、内径4.9	(写) 家康三六六頁 (無) ※5
151	徳川家朱印状(天正11年後正月14日、山本十左衛門尉宛で)	1通	天正11年(1583)	堅紙	33.2×51.0	個人(安中市学習の森ふるさと学習館寄託)	「福徳」朱印：外径5.6、内径4.9	(写) 家康四七九頁 (無) ※5
156	近藤忠重書状(正月24日、山本三郎右宛で)	1通	江戸時代	折紙・綴り	15.4×41.0	個人	忠重花押：1.6×4.3	(無) ※5
157	江戸幕府奉行連署状(8月21日、御方領分ほか宛で)	1通	寛永10年(1633)	切紙	16.1×46.8	個人	諸星花押：2.0×4.7 岩波花押：1.6(下欠)×3.5 平岡花押：2.1×4.1	※12
158	小幡景憲印可状(万治3年8月吉日、山本普助宛で)	1通	万治3年(1660)	折紙	45.7×64.5	個人	景憲花押：2.8×5.5。「無角蓮牛」朱印：2.9×1.3。「信■」朱印：2.7×2.5。	(無) ※5
159	武田信貞書状(6月17日、永井甲斐守宛で)	1通	江戸時代	堅紙	35.1×48.8	個人	信貞花押：2.6×4.6	(無) ※5
160	柳沢保山(吉保)書状(7月20日、恵林寺東法和尚宛で)	1通	江戸時代	折紙	43.0×57.6	恵林寺(信玄公宝物館保管)	未計測	※13
161	武田信玄百回忌奉加帳	1帖	寛文12年(1672)	折本	27.7×17.8	恵林寺(信玄公宝物館保管)	未計測	※13

※1 主要な刊本については以下のとおり略記している。

- 【山梨県史】資料編4・5所収文書…【山+巻号+文書番号】、「戦国遺文武田氏編」所収文書…【戦武+文書番号】、「上越市史」別編(上杉氏文書集)所収文書…【上越+文書番号】、「信濃史料」所収文書…【信+巻号+頁数】、米山一政編【真田家文書】上巻所収文書…【真田+頁数】、中村孝也【新訂徳川家康文書の研究】上巻所収文書…【家康+頁数】
- ※2 平山優・丸島和洋「史料紹介 新出の武田信繁宛信文自筆書状について」(「武田氏研究」50号、2014年6月)
- ※3 原田和彦「新出史料紹介 真田昌幸書状」(「長野市立博物館だより」74号、2009年9月)
- ※4 海老沼「群馬県安中市 真田家文書の紹介と若干の考察—武田氏・山本氏関係文書—」(「山梨県立博物館研究紀要」第3集、2009年3月)
- ※5 海老沼編「山本普助の実像を探る」(戎光祥出版、2013年6月)
- ※6 丸島和洋「東近江市能登川博物館寄託「三枝家文書」の検討」(職員正義先生追悼論文集刊行会編「戦国大名武田氏と甲斐の中世」岩田書院、2011年9月)
- ※7 平成23年度長野県立歴史館春季展「武士の家宝 かつりつがれた御家の由緒」(2011年5月)
- ※8 田中加恵「史料紹介 川合(羽田)家史料—北条家印判状他について—」(「松代」25号、2012年3月)
- ※9 真田宝物館収蔵品目録「長野県宝 真田家文書(4)」(2007年3月)
- ※10 真田宝物館収蔵品目録「長野県宝 真田家文書(1)」(2004年3月)
- ※11 福井市立郷土歴史博物館平成19年秋季特別陳列「越前山縣家と武田信玄」展示図録(2007年9月)
- ※12 特別展「黄金の国々 甲斐の金山と越後の金銀山」展示図録(「黄金の国々」展実行委員会、2012年10月)
- ※13 山梨県立博物館企画展「柳沢吉保と甲府城」展示図録(2011年10月)

116	武田勝頼感状(12月8日、小野澤五郎兵衛尉宛て)	1通	天正9年(1581)	切紙	13.6×34.0 封紙22.2×7.2	山梨県立博物館	勝頼花押：3.8×2.9	(無) 戦武三六三二
118	武田信玄判物(元龜元年7月6日、市川宮内助宛て)	1通	元龜元年(1570)	豎紙	31.9×44.6	新潟県立歴史博物館	信玄花押：5.3×2.5	(写) 山5-000七 (無) 戦武一五六六
119	武田家朱印状(元龜4年10月28日、市川宮内助宛て)	1通	元龜4年(1573)	豎紙	31.3×44.4	新潟県立歴史博物館	龍朱印：外径6.1、内径5.6	(写) 山5-000八 (無) 戦武二二〇一
120	武田家朱印状(天正4年5月19日、市河助一郎宛て)	1通	天正4年(1576)	豎紙	34.5×51.2	新潟県立歴史博物館	龍朱印：外径6.1、内径5.5	(写) 山5-000九 (無) 戦武二六五四
121	大須賀康高黒印状(天正10年6月22日、山本十右衛門宛て)	1通	天正10年(1582)	折紙	29.6×48.9	個人	「康高」黒印：外郭3.2×3.1、内郭2.7×2.7	(無)「沼津市史 資料編 古代・中世」六一三号
123	徳川家朱印状(天正10年10月8日、市川宮内助宛て)	1通	天正10年(1582)	折紙	29.9×44.7	新潟県立歴史博物館	「福徳」朱印：外径5.7、内径4.8	(写) 山5-00一〇
124	徳川家朱印状(天正11年閏正月14日、市河助一郎宛て)	1通	天正11年(1583)	豎紙	34.3×50.9	新潟県立歴史博物館	「福徳」朱印：外径5.7、内径4.8	(写) 山5-00一一
125	丹羽長重判物(寛永5年10月2日、市川喜兵衛宛て)	1通	寛永5年(1628)	豎紙	31.5×45.9	新潟県立歴史博物館	長重花押：2.8×8.0	
126	徳川家奉行連署状(乙酉2月1日、坂田盛八宛て)	1通	天正13年(1585)	折紙	30.4×36.4	個人	桜井黒印：外径2.4、内径2.1。以清斎黒印：外郭2.4×2.0、内郭2.0×1.7。石原黒印：外郭1.9×1.9、内郭1.5×1.5。玄隨斎黒印：外径2.2、内径1.8。	◎山4-一四六
127	徳川家奉行連署状(丙戌3月2日、坂田盛八宛て)	1通	天正14年(1586)	折紙	30.4×46.4	個人	桜井黒印：外径2.4、内径2.1。以清斎黒印：外郭2.5×2.1、内郭2.0×1.7。石原黒印：外郭1.8×1.8、内郭1.5×1.5。玄隨斎黒印：外径2.4、内径2.0。日下部黒印：外径2.0、内径1.6。成瀬黒印：全高2.7、全幅2.1。	◎山4-一四七
129	徳川家康判物(天正14年4月16日、松平新六郎宛て)	1通	天正14年(1586)	折紙	31.8×50.2	個人(長野県立歴史館寄託)	家康花押：3.6×7.3	(無) 信16四一八頁 (無) 家康六九一頁 ※7
130	徳川家康判物(5月11日、新六郎宛て)	1通	天正18年(1590)	折紙	42.5×66.7	個人(長野県立歴史館寄託)	家康花押：5.2×8.9	(無) 信17一三一頁 (無) 家康七七四頁 ※7
131	上杉景勝朱印状(天正10年6月16日、市川治部少輔宛て)	1通	天正10年(1582)	豎紙	28.9×45.3	山梨県立博物館	景勝朱印：外径4.3、内径3.8、総長4.9	上越二四〇四
132	上杉景勝書状(6月20日、市川治部少輔まか宛て)	1通	天正10年(1582)	豎紙	28.4×45.4	山梨県立博物館	景勝花押：2.7×7.0	上越二四二一
133	上杉景勝書状(8月12日、屋代左衛門尉宛て)	1通	天正10年(1582)	豎紙	32.2×50.2	千曲市教育委員会	景勝花押：2.9×7.7	上越二五二七
134	上杉景勝判物(天正10年12月12日、屋代左衛門尉宛て)	1通	天正10年(1582)	折紙	31.6×44.6	千曲市教育委員会	未計測	上越二六二〇
135	武田カ信清判物(天正11年12月14日、笹惣左衛門宛て)	1通	天正11年(1583)	豎紙	26.5×38.8	真田宝物館	信清花押：5.9×4.4	戦武補一〇九 ※8
138	年頭の祝儀大刀一腰到来につき武田大隅宛書状	1通	江戸時代	折紙	33.9×48.1	市立米沢図書館	未計測	
139	豊臣秀吉御内書(12月28日、真田安房守宛て)	1通	桃山時代	折紙	44.2×66.0	真田宝物館	未計測	(無) 真田三八頁

85	武田晴信書状(4月20日、山本菅助あて)	1通	永禄元年(1568)	か	折紙	29.7×45.5	個人(安中市学習の森ふるさと学習館寄託)	晴信花押：4.5×2.7	戦武補一七 ※4
86	武田家朱印状(戊辰6月7日、山本菅助宛て)	1通	永禄11年(1568)		折紙	30.1×43.7	個人(安中市学習の森ふるさと学習館寄託)	龍朱印：外径6.1、内径5.6	◎戦武補二七 ※4
87	武田家朱印状(5月12日、山本十左衛門尉宛て)	1通	天正4年(1576)		縦紙	31.5×46.5	個人(安中市学習の森ふるさと学習館寄託)	龍朱印：外径6.1、内径5.5	◎戦武補四六 ※4
89	武田家朱印状(天文18年己酉6月22日、山本菅助宛て)	1通	天文18年(1549)		折紙	29.3×40.7	個人(安中市学習の森ふるさと学習館寄託)	印文未詳朱印：4.0×2.8	(写) 戦武補一二 ※5
91	武田信玄判物(乙丑3月10日、三枝惣四郎宛て)	1通	永禄8年(1565)		折紙	27.9×43.4	北須田自治会(東近江市能登川博物館寄託)	信玄花押：5.7×3.6	(写) 山5二四九九 (無) 戦武四一九七 ※6
92	武田家朱印状(11月29日、三枝宗四郎宛て)	1通	永禄10年(1567)	か	縦紙	31.3×46.3 封紙44.5×32.7	横浜市立大学学術情報センター	龍朱印：外径6.1、内径5.5	(写) 山5一三六七 (無) 戦武一三二五 ※6
93	武田勝頼判物(天正2年7月28日、山縣善右衛門尉宛て)	1通	天正2年(1574)		縦紙	31.4×44.3 封紙44.7×32.9	横浜市立大学学術情報センター	勝頼花押：5.3×4.7	(写) 山5一三六八 戦武二三二二 ※6
97	武田家朱印状(8月10日、保科筑前守宛て)	1通	天正3年(1575)		縦紙	34.4×226.5	武田神社	龍朱印：外径6.1、内径5.5	(無) 山4二〇九 (無) 戦武二五一四
98	武田家朱印状(複製)(己巳10月12日、市川新六郎宛て)	1通	永禄12年(1569)		縦紙	31.6×126.5	長野県立歴史館(原資料 本間美術館)	龍朱印：外径6.1、内径5.6 ※複製による	(無) 山5六六 (無) 戦武一四六一
103	武田家朱印状(6月29日、龍王川除水卜下郷宛て)	1通	戦国時代		折紙	32.6×45.3	個人	獅子朱印：外径5.6×4.7、内径5.2×4.3	◎山4一三二七六 ◎戦武三七一四
104	武田家朱印状(天正8年12月21日、三井右近丞宛て)	1通	天正8年(1580)		縦紙	31.7×44.2	個人	龍朱印：外径6.0、内径5.5	◎山4一三三〇 ◎戦武三四六七
106	武田家通所(天文11年閏3月15日、潮右衛門宛て)	1通	天文11年(1542)		縦紙	28.8×38.2	個人	龍朱印：単郭径5.7	◎山4一三七 (無) 戦武一三九
107	武田家朱印状(戌3月10日、坂田源右衛門宛て)	1通	戦国時代		折紙	31.7×45.7	個人	龍朱印：外径6.0、内径5.5	◎山4一四二 戦武三〇四
108	武田家朱印状(天正4年6月28日、佐馬崇書上)	1通	天正4年(1576)		縦紙	32.1×165.4	個人	龍朱印：外径6.2、内径5.7	◎山4一四一 戦武二六八二
109	武田家朱印状(天正4年4月7日、杵津清次郎宛て)	1通	天正4年(1576)		縦紙	30.0×42.4	山梨県立博物館	龍朱印：外径6.1、内径5.6	(写) 山4一三四 (無) 戦武二六三三
110	武田晴信感状(弘治3年3月10日、三井助七郎宛て)	1通	弘治3年(1567)		切紙	19.3×46.3	個人	龍朱印：外径6.0、内径5.5	◎山4一三二五 ◎戦武五三四
111	武田信玄書状(8月20日、原与左衛門尉宛て)	1通	戦国時代		縦紙	26.6×33.5	山梨県立博物館	信玄花押：5.5×3.7	(写) 山5六二三 (写) 戦武二〇九五
112	武田家朱印状(天正9年2月吉日、田辺新兵衛尉宛て)	1通	天正9年(1581)		折紙	31.6×44.5	山梨県立博物館	龍朱印：外径6.1、内径5.6	◎山5三三三九 (無) 戦武三五〇七
115	武田家朱印状(天正2年6月27日 長谷川惣兵衛尉宛て)	1通	天正2年(1574)		縦紙	28.6×42.3	山梨県立博物館	龍朱印：外径6.1、内径5.5	◎山5三一四四 (無) 戦武二三〇二

参考	武田晴信書状(正月5日付、諏方大祝宛) ※No.60-63と同一成巻	1通	戦国時代		切紙	19.9×44.4	諏訪市博物館	「晴信」朱印：単郭、2.7×2.8	◎山5-一六二八 戦武六一七
60	武田晴信書状(正月7日、大祝宛)	1通	戦国時代		切紙	19.6×44.0	諏訪市博物館	「晴信」朱印：単郭、2.8×2.8	◎山5-一六二九 (無) 戦武六一八
61	武田信玄書状(正月16日、大祝宛)	1通	戦国時代		切紙	19.5×44.3	諏訪市博物館	「晴信」朱印：単郭、2.8×2.7	◎山5-一六三〇 戦武二〇三六
62	武田信玄書状(正月17日、諏方大祝宛)	1通	戦国時代		切紙	19.7×45.1	諏訪市博物館	「晴信」朱印：外郭2.8×2.7、内郭2.3×2.3	◎山5-一六三一 戦武二〇四〇
63	武田信玄書状(7月19日、上諏方大祝宛)	1通	戦国時代		切紙	17.5×43.6	諏訪市博物館	花押・朱印無し	山5-一六三二 (無) 戦武九〇六
65	木曾義昌書状(正月5日、甲府御陣所宛)	1通	元龜4年(1573)		堅切紙	34.2×18.5	個人	義昌花押：1.9×3.8	山4-一四〇六 戦武二〇一一
70	武田信玄書状(6月4日)	1通	戦国時代		堅紙	29.4×23.5	個人(甘栗町歴史民俗資料館寄託)	龍朱印：外径6.2、内径5.5	(写) 山5-一〇一五六 (写) 戦武二〇六五
71	武田勝頼書状(3月22日、小幡平三宛)	1通	天正8年(1580)か		堅紙	29.3×26.0	個人(甘栗町歴史民俗資料館寄託)	「晴信」朱印：外郭2.8×2.7、内郭2.4×2.3	(写) 山5-一〇一六一 (写) 戦武三六九八
72	武田勝頼判物(天正8年7月1日、可遊斎宛)	1通	天正8年(1580)		堅紙	34.1×44.4 封紙34.2×50.2	市立米沢図書館	勝頼花押：6.7×5.1	山5-一〇六七 (無) 戦武三三七八
73	武田勝頼カ条目(8月23日)	1通	戦国時代		堅紙	34.5×42.5 封紙31.3×46.9	市立米沢図書館	署判なし	山5-一〇六八 戦武四二九〇
74	武田信玄書状(8月8日、安中左近大夫宛)	1通	戦国時代		堅紙	25.5×32.1	慈雲寺	信玄花押：5.4×3.4	山4四-一四 戦武二〇九一
75	武田勝頼書状(3月24日、安中左近大夫宛)	1通	天正3年(1575)		堅紙	25.5×32.8	慈雲寺	勝頼花押：5.4×4.7	山4四-一五 戦武二四七三
76	武田勝頼書状(9月17日、安中七郎三郎宛)	1通	天正7年(1579)		堅紙	28.8×40.5	慈雲寺	「晴信」朱印：外郭2.9×2.8、内郭2.4×2.4	◎山4四-一六 ◎戦武三一六六
77	葛山氏元朱印状(午3月20日、はしかみ船役所宛)	1点	永禄13年(1570)		折紙	30.8×44.2	個人	「万歳」朱印：外郭8.3×7.1、内郭7.9×6.8	◎山4-一四四七 (無) 戦武一五二六
78	武田家朱印状(元龜2年3月6日、朝比奈駿河守宛)	1通	元龜2年(1571)		堅紙	30.5×44.2	山梨県立博物館	龍朱印：外径6.1×内径5.5	◎山4-二六六七 ◎戦武一六六六
79	武田勝頼書状(5月23日、文春頭宛)	1通	天正2年(1574)		堅紙	28.2×34.3	個人	勝頼花押：6.0×4.4	(写) 山4-二五七 (写) 戦武二二八八
80	武田晴信書状(6月15日、市川藤若宛)	1通	弘治3年(1557)		堅紙	26.0×43.7	長野県立歴史館	晴信花押：5.7×3.3	(写) 山5-一〇一〇九 (写) 戦武五六一
81	武田晴信書状(6月23日、市河藤若宛)	1通	弘治3年(1557)		堅紙	28.0×40.8	山梨県立博物館	晴信花押：5.3×2.9	山5-一 (無) 戦武五六二
84	武田晴信判物(天文17年4月吉日、山本普介宛)	1通	天文17年(1548)		折紙	30.3×46.5	個人(安中市学習の森ふるさと学習館寄託)	晴信花押：7.5×5.1	(写) 山5-一〇七七 (写) 戦武二四四 ※4

28	武田信玄書狀(12月10日、徳秀斎宛 <sup>㊦</sup> )	1通	永禄12年(1569)	豎紙	25.0×42.6	恵林寺(信玄公宝物館保管)	信玄花押5.4×3.4	山4二九九 戦武一四八二
29	武田信豊書狀(6月12日、上杉弾正少弼宛 <sup>㊦</sup> )	1通	天正6年(1578)	小切紙	11.5×18.2	米沢市上杉博物館	「豊」朱印：外郭2.6、内郭2.3(縦横同 <sup>㊦</sup> )	山5一〇〇 (無) 戦武二九八五
30	武田信豊書狀(6月22日、義昌宛 <sup>㊦</sup> )	1通	戦国時代	豎紙	28.3×39.8	個人	信豊花押：5.6×4.1	戦武補六五
31	板垣信方判物(天文12年7月吉日、権祝宛 <sup>㊦</sup> )	1通	天文12年(1543)	切紙	14.2×37.7	個人(諏訪市博物館寄託)	信方花押：2.6×4.0	山5一九二五 戦武一六九
40	小山田信茂判物(元龜4年初秋3日、長生禪寺宛 <sup>㊦</sup> )	1通	元龜4年(1573)	続紙	34.1×99.4	長生寺	信茂花押：4.9×3.5	山4一五六二 戦武二一三五
43	武田勝頼書狀(12月23日、上杉宛 <sup>㊦</sup> )	1通	天正7年(1579)	切紙	22.4×48.6	米沢市上杉博物館	勝頼花押：4.8×4.0	山5一〇八 (無) 戦武三〇五六
44	小山田信茂書狀(7月23日、春日山宛 <sup>㊦</sup> )	1通	天正8年(1580) ㊦	豎紙	34.1×43.5	米沢市上杉博物館	信茂花押：4.3×2.8	山5一一四 (無) 戦武三三八六
45	小山田信茂書狀(5月17日、春日山宛 <sup>㊦</sup> )	1通	天正9年(1581)	豎紙	33.9×42.0	米沢市上杉博物館	信茂花押：4.8×2.7	山5一一三 戦武三五四八
46	山県昌景・高坂虎綱連署狀(元龜2年3月9日、高野山細入成慶院宛 <sup>㊦</sup> )	1巻	元龜2年(1571)	切紙	20.0×54.3	櫻池院	昌景花押：3.2×3.6 虎綱花押：2.4×3.5	(写) 山5二八二三 (無) 戦武一六六八
49	武田家朱印狀(永禄11年11月17日、市川新六郎宛 <sup>㊦</sup> )	1通	永禄11年(1568)	豎紙	31.5×46.1	山梨県立博物館	龍朱印：外徑6.1、内徑5.5	◎山5四 (無) 戦武一三二九
50	武田家朱印狀(元龜4年11月23日、伊藤忠右衛門尉宛 <sup>㊦</sup> )	1通	元龜4年(1573)	豎紙	29.5×44.0	山梨県立博物館	龍朱印：外徑5.9、内徑5.4	(写) 山5二四二〇 (写) 戦武二二二〇
51	武田家朱印狀(天正2年正月11日、山神郷宛 <sup>㊦</sup> )	1通	天正2年(1574)	豎紙	31.7×44.2	個人	龍朱印：外徑6.0、内徑5.5	◎山4一三二八 ◎戦武二二五七
52	武田勝頼書狀(5月28日)	1通	天正2年(1574)	豎紙	29.8×39.6	真田宝物館	勝頼花押：5.1×4.2	山5一五七九 (無) 戦武二二八九
53	真田昌幸書狀(正月22日)	1通	天正9年(1581)	豎紙	28.0×34.0	個人	昌幸花押：4.9×3.6	(写) 山5一七三五 (写) 戦武三四八五 ※3
55	武田晴信書狀(天文22年4月16日、屋代左衛門尉宛 <sup>㊦</sup> )	1通	天文22年(1553)	折紙	本紙32.0×45.8 札紙32.5×46.5	千曲市教育委員会	晴信花押：5.1×3.1	山5二三七五 (無) 戦武三六八
56	武田晴信書狀(天文22年8月8日、屋代左衛門尉宛 <sup>㊦</sup> )	1通	天文22年(1553)	折紙	33.4×52.3	千曲市教育委員会	晴信花押：5.6×3.3	山5二三七六 (無) 戦武三八〇
57	武田家朱印狀(永禄元年6月11日、屋代左衛門尉宛 <sup>㊦</sup> )	1通	永禄元年(1558)	折紙	29.8×46.6 札紙29.8×46.6	千曲市教育委員会	龍朱印：外徑6.0、内徑5.5	◎山5二三七七 (無) 戦武五九三
58	武田家朱印狀(永禄4年3月27日、屋代左衛門尉宛 <sup>㊦</sup> )	1通	永禄4年(1561)	折紙	31.4×46.1 札紙31.6×46.2	千曲市教育委員会	龍朱印：外徑6.1、内徑5.6	◎山5二三七八 (無) 戦武七三〇
参考	武田晴信書狀(5月晦日付、大祝宛 <sup>㊦</sup> ) ※No.60-63と同一成巻	1通	戦国時代	豎切紙	31.2×27.4	諏訪市博物館	晴信花押：6.1×3.6	山5一六二七 戦武六三三



「武田二十四将展」展示古文書 法量等詳細一覧表

番号	資料名	頁数	年代	形態	法量 (縦×横、cm)	所蔵者	花押・朱印等法量(特に注記 の無いものは縦×横、cm)	刊本 ※1
7	武田家奉加帳	1帖	天文19年(1550) か	折本	30.2×90.6	大善寺	晴信花押：8.0×4.8 信繁花押：5.9×3.3 信康花押：2.8×4.5 信是花押：2.2×3.7	山4六三〇 戦武三〇五
8	武田晴信書状(8月10日、左馬助宛て)	1通	天文23年(1554) か	縦紙	24.2×31.2	個人	晴信花押：6.2×4.0	◎戦武補八四 ※2
9	武田信繁書状(閏3月27日、妙法坊宛て)	1通	永禄4年(1561)	切紙	21.8×47.6	真田宝物館	信繁花押：5.6×3.3	山5一五八七 (兼) 戦武七三三
14	武田信康書状(11月14日、千野左兵衛尉宛て)	1通	天文17年(1548)	縦紙	27.0×32.4	個人(諏訪市博物館寄託)	信康花押：6.0×4.1	山5一六九六 (兼) 戦武二八二
15	武田信綱判物(癸酉5月28日、千野神三郎宛て)	1通	元龜4年(1573)	縦紙	32.3×46.7	個人(諏訪市博物館寄託)	信綱花押：7.9×5.6	山5一六九九 (兼) 戦武二二六
17	甲州二宮造立帳	1巻	永禄8年(1565)	卷子(もと 折本か)	縦29.7	美和神社	義信花押：6.4×4.6 信是花押：1.9×3.5 信俊花押：3.4×3.8 信盛花押：2.8×2.6 信康花押：2.4×3.0 家長花押：1.7×3.3 信秀花押：1.9×3.2 昌世花押：3.7×3.3 昌忠花押：2.2×3.1 勝繁花押：1.5×3.1 虎光花押：1.4×2.2 昌房花押：1.6×3.8 虎常花押：1.9×3.0 昌長花押：3.3×2.2	山4七八二 戦武九四六
22	穴山信君判物(丙子11月10日、森彦左衛門・初鹿見胤方兼宛て)	1通	天正4年(1576)	折紙	26.7×39.6	個人	信君花押：4.8×4.3	山4一二四八 戦武二七四〇
23	穴山信君朱印状(辰8月25日、彦左衛門ほか宛て)	1通	天正8年(1580)	折紙	26.6×42.6	個人	[朱] 朱印：外郭5.3×4.3、内郭4.4 ×3.5	◎山4一二四九 ◎戦武三四一一
24	穴山不白判物(7月28日、円藏院宛て)	1通	天正9年(1581)	折紙	33.9×51.1	南松院	不白花押：2.9×4.8	山4一一一七五 戦武三五八八
25	穴山勝千代朱印状(天正10年10月3日、南部之宿宛て)	1通	天正10年(1582)	縦紙	28.2×43.8	個人	印文未詳朱印：外郭3.1×2.4、内 郭2.6×1.9	◎山4一一九九 (兼) 戦武三九七七
26	穴山勝千代朱印状(天正11年3月21日、南部伝馬法殿)	1通	天正11年(1583)	縦紙	31.5×46.4	個人	印文未詳朱印：外郭3.0×2.4、内 郭2.7×1.9	◎山4一二〇〇 (兼) 戦武三九八三

とは若干字句の異同が認められるため、以下に釈文を示す（原本の改行は／で示した）。

寄親候松田上総介、対／勝頼忠節之始、去十月廿／八日向葦山被及行処ニ、  
／北条美濃守出人数間／遂一戦刻、頸巻討捕条、／神妙候、仍太刀一腰遣  
之候、／自今以後弥可励武功／者也、仍如件、

十二月八日 勝頼（花押）

小野澤五郎兵衛尉殿



(写真5) ⑩武田勝頼感状 封紙

おわりに

『山』『戦武』の編纂によって、甲斐武田氏は戦国大名の中でも比較的関連史料の整備が進んだ大名と位置づけられるようになった<sup>6)</sup>。ただし両書の刊行段階では、原本が確認されなかった文書も少なからずあり、また文書に対するデータの取り方もさらに詳細な内容が求められている。今後も刊本収録の有無に問わず、原本調査の機会を得た際には、可能な限り詳細に情報を記録できるように努めたいと思う。その点で今回の作業は、武田氏発給文書以外の文書でかなり取り残しがあったのは反省すべき点であり、今後の課題としたい。

註

(1) 『山梨県史』資料編4 県内文書（一九九九年三月）、資料編5 県外文書（二〇〇五年三月）。『戦国遺文武田氏編』全六巻（東京堂出版、二〇〇二～二〇〇六年）。以下『山梨県史』は『山』、『戦国遺文武田氏編』は『戦武』と略記し、両書に収録される文書については『山』は資料編巻号+文書番号を、『戦武』は文書番号を付記する。

(2) 二通だけが残された理由は定かではないが、他の文書が一通を除いてすべて浦野氏あてとなっていることが関わっている可能性が考えられる。売立目録に掲載された山5三〇六三についても、宛所が削除されていたようで、宛所の記載（浦野宮内左衛門尉殿）を「小幡文書」から補っている。残る一通は薬抹奉行定（山5一一五九、戦武三三〇四）で宛所が無い。

(3) 編纂所蔵資料目録データベースによると、書名「(甲斐)市川文書」、請求記号3071.51-24、所蔵者は反町十郎氏（新潟県長岡市）として登録されている。『戦武』では「反町十郎氏所蔵文書」として③④⑤を掲載している。

(4) 同データベースによると、書名「市川文書」、請求記号6171.51-22、所蔵者名は註(3)と同じ。

(5) 黒田基樹氏の御教示による。

(6) 平山優・丸島和洋編『戦国大名武田氏の権力と支配』（岩田書院、二〇〇八年二月）。

【付記】資料の写真図版掲載にあたり、小幡有氏、米沢市上杉博物館のご高配を賜った。記して御礼申し上げます。

また本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業 学術研究助成基金助成金 若手研究 B「戦国大名家臣の関係史料収集と近世的展開に関する基礎的研究」（研究課題番号…26770237）による成果の一部である。

（山梨県立博物館）

書で、六通が右の順で一巻に成巻されている。『山』では「反町英作氏所蔵文書  
 「甲斐市川家文書」として、東京大学史料編纂所（以下「編纂所」）の影写本  
 から③⑦を収録している。影写本の作成は一九五一年六月、影写本には⑧も  
 含まれているが、『山』では収録対象外となっている。ただし⑧は市川昌房の後  
 継者とみられる市川喜兵衛が白河藩主丹羽長重に仕えていたことを示すもので  
 あり、武田遺臣の足跡を探るうえで重要な情報を有している。なおこの六通の  
 文書は、一九七五年二月に編纂所による原本の写真撮影が行われている。その  
 後の改変等が行われた形跡はなく、影写本・写真帳の状態をそのまま留めてい  
 る。

次に、原本が知られているものの中で、印判にこれまでと異なる知見が得ら  
 れたものがある。

⑨ 武田信豊書状（六月十二日付、上杉弾正少弼宛て）

（米沢市上杉博物館蔵）

現在確認されている  
 武田信豊発給文書のな  
 かで、唯一署名に朱印  
 を捺した文書として知  
 られるが、『山』『戦武』  
 いずれも印判の法量は  
 記載が無い。印文は「信  
 豊」とされてきたが、

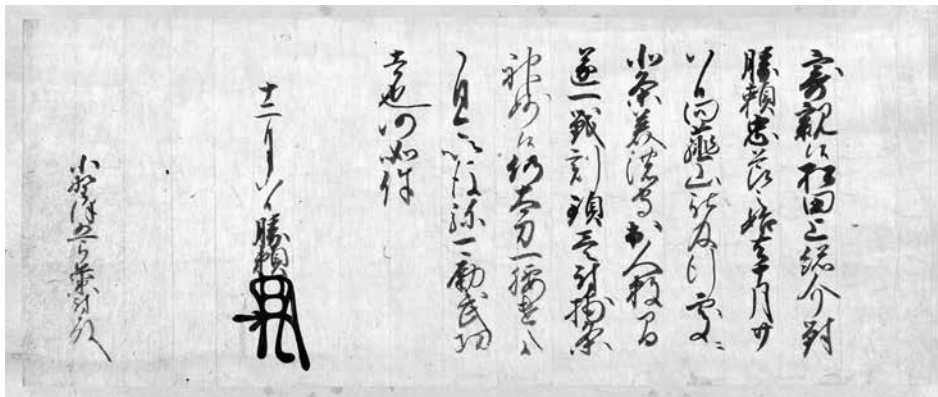


（写真3）⑨武田信豊書状 印判部分

右側に「豊」の字が読めることから、「信豊」とみることはできない（写真3）。  
 左側の文字は未詳のため、ひとまずは印文「豊■」としておきたい。なお  
 二十四将展の展示図録二四頁では、「信豊」朱印として紹介したが、上記のよう

に訂正する。

最後に、二十四将展に出品した館蔵資料のうち、近年原本が確認され、新た  
 に収集した文書を紹介する。



（写真4）⑩武田勝頼感状

⑩ 武田勝頼感状（十二月八日付、  
 小野澤五郎兵衛尉宛て、写真4）

平成二十七年に収集した資料で  
 ある（分野別番号：歴・2015-000-  
 000001）。『山』には未収録で、『戦  
 武』では三六三二号文書、「愛知郡  
 南知多町・加古貞吉氏所蔵文書」  
 として掲載するが、法量等の記載  
 は無かった。料紙は斐紙とみられ、  
 やや小ぶりの切紙である。これは  
 敵方北条氏から武田氏へ寝返った  
 人物への発給という状況を考慮し  
 た形態といえよう。本紙は軸装さ  
 れているが、『戦武』では記載のな  
 かった封紙が別に保存されており  
 （写真5）、発給時の形態を推定で  
 きる点は貴重である。ウワ書は「小  
 野澤五郎兵衛尉殿 勝頼」、本紙と  
 同質紙とみられるが、状態は本紙  
 よりも傷んでいるため、より詳細  
 な検討を要する。なお本文は『戦武』

料紹介等)がある場合には、刊本欄に※で番号を記し、欄外に出典を示した。

なお、番号17「甲州二宮造立帳」の花押法量については、料紙の状態から信是以下の花押は正確な計測を行うことが困難であったため、数値は大凡の参考値であることを付記する。また番号60、63は一卷に成巻されたもので、さらに二通の武田晴信書状を含んでいる。展示は行わなかったものの、一通は花押を据えたものであったため、あわせて計測し、番号は「参考」としてその数値を示した。

## 二 あらたに原本確認された文書

はじめに述べたように、二十四将展の展示資料選定にあたり、あらたに原本を確認できた文書があり、本節ではその概要を述べることにする。「法量詳細一覧表」で示したとおり、『山』『戦武』以降に発見・確認された文書の多くは、資料紹介等で公にされているが、ここでは未公表のものを以下に紹介する。

① 武田信玄書状(五月四日付、写真1)

② 武田勝頼書状(三月二十二日付、小幡平三宛て、写真2)

(個人蔵・甘楽町歴史民俗資料館寄託)

二通の文書は、これまで前田育徳会尊経閣文庫が所蔵する「小幡文書」に収録される文書写によって紹介されていた。「小幡文書」は、戦国期には上野甘楽郡の国衆で、近世には金沢藩士となった小幡氏が所蔵していた文書を影写したものである。七通の武田氏発給文書写が含まれているが、今回確認できたのはこの二通である。残る五通のうち、閏五月十六日付武田信玄書状は、『山』では古書売立目録に掲載される原本の写真図版から採録しており(山5三〇六三)、他の文書もある時期に小幡氏から離れ、この二通だけが残されたものと考えられる<sup>2)</sup>。



(写真1) ①武田信玄書状



(写真2) ②武田勝頼書状

現状は、二通とも料紙の四辺を切り揃えているほか、①については、写にある三名(山家薩摩守・城対馬守・浦野三河守)の宛所部分<sup>3)</sup>が切除されている。また②については、写では日付の前に追而書「事繁候間、用印判候、」が記されるが、本資料にはその記載は無い。また追而書部分の料紙を削るなどした痕跡も認められない。

以上のように「小幡文書」とは相違する部分もあるが、筆致や龍朱印「晴信」朱印に疑義は無く、正文とみておきたい。なお二通とも料紙には裏打が施されている。

③ 武田信玄判物(元亀元年七月六日付、市川宮内助宛て)

④ 武田家朱印状(元亀四年十月二十八日付、市川宮内助宛て)

⑤ 武田家朱印状(天正四年五月十九日付、市河助一郎宛て)

⑥ 徳川家朱印状(天正十年十月八日付、市川宮内助宛て)

⑦ 徳川家朱印状(天正十一年閏正月十四日付、市河助一郎宛て)

⑧ 丹羽長重判物(寛永五年十月二日付、市川喜兵衛宛て)

(新潟県立歴史博物館蔵)

諏方高島城代や勘定奉行を歴任した重臣市川宮内助昌房の家系に伝来した文

## 《資料紹介》

## 「武田二十四将展」展示資料の法量詳細

海老沼 真治

## はじめに

筆者は開館十周年記念特別展「武田二十四将―信玄を支えた家臣たちの姿―」（会期：平成二十八年三月十九日～五月二十三日、以下「二十四将展」）を担当し、県内外の多くの所蔵者の皆様にご協力いただき、計一六八件の展示資料から武田家臣の実像を探る展覧会を開催することができた。

展示資料は、武田氏家臣に関連する古文書が中心となったため、展示準備段階や資料借用時などに、多くの文書を実見調査する機会を得た。その過程で、『山梨県史』や『戦国遺文武田氏編』が編纂された段階では、<sup>①</sup>原本が確認されず、写や影写本などによって知られていた古文書について、その原本を確認することができ、新たに法量等の詳細な情報を得ることができたものも少なくない。

また、『山』『戦武』編纂時に原本調査がなされた文書についても、これまで法量と印判の法量を計測することが一般的であったが、近年では花押の法量を計測することも必要とされてきている。二十四将展で借用・展示させていた文書についても、花押のあるものは調査時に可能な限りその法量を計測することとした。

こうした作業によって『山』『戦武』の計測データ等に追加すべき多くの情報を得ることができたが、残念ながら二十四将展展示図録の出品リストには、紙幅の関係から料紙の法量を示すに留め、花押や印判の法量を紹介することが

できなかった。

そこで本稿では、図録で割愛した文書の詳細な法量を一覧に示し、今後の研究の基礎データとして広く活用していただくことを目的とする。あわせて、新たに原本が確認された文書や、新たな知見が得られた文書について、その概略を紹介することとした。

## 一 「法量等詳細一覧表」について

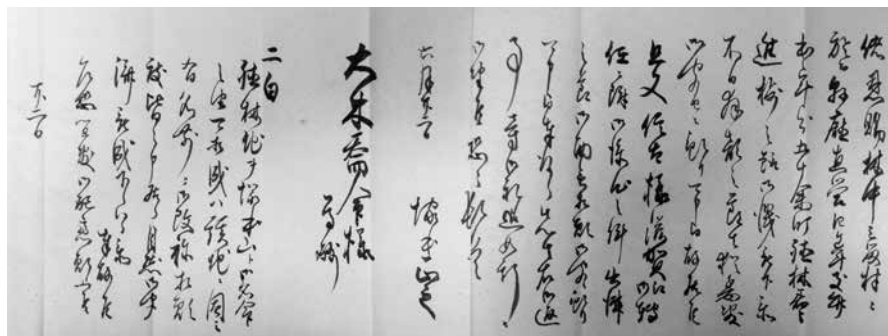
二十四将展展示資料のうち、古文書の詳細な法量を示したのが、四九～五四頁に掲載する「法量等詳細一覧表」である。ただし細部まで計測を行ったのは、基本的には武田氏発給文書に限っていたため、他氏の発給文書については印判・花押が未計測となったものがある。また系図・由緒書類と、写真複製の出品であった生島足島神社起請文は対象外とした。

表に記した文書の番号は、二十四将展出品リストの番号である。資料名も同様である。刊本記載欄には、文書翻刻文が掲載される主な刊本と文書番号を記し、刊本に印判等の詳細な法量が記されている場合には冒頭に◎印を、写・影写本等から採録している場合には、冒頭に(写)と記し、編纂時の状況がわかるようにした。また原本はあるが刊本に料紙法量の記載が無いものには冒頭に(無)と記し、原本からの採録で料紙法量のみ記載のあるものは、無印(刊本名と文書番号のみ)とした。主な刊本以外に料紙等の計測値を記載した文献(史

註

- (1) 「甲州財閥」については、齋藤康彦氏の一連の研究が挙げられる。
- (2) 守屋正彦「大木喬命と幕末・明治の美術」(山梨県立美術館『大木コレクションの名品』一九九二)
- (3) 塚本定右衛門は、山梨県における「塚本山」以外にも、滋賀県を中心に、数多くの治水施設などに対する寄附行為を行っている。
- 藤堂泰脩「近江商人、塚本定次は、郷里や全国各地の治山治水、教育振興に尽力した。」山梨には世界遺産の富士山と対極の個人名がいた塚本山がある。』(一般社団法人滋賀県教育会『近江教育』第六七六号 二〇一六)
- 塚本定右衛門についてとりあげているものとして、末永國紀氏の一連の著作が挙げられるほか、塚本山の事跡を紹介したものと財団法人山梨県みどりの基金『山梨緑の礎 森を育てた人々』一九九一が挙げられる。
- (4) 塚本源三郎「紅屋三翁」 山梨県立博物館蔵(大木家文書) 一九三五
- (5) 「紅屋三翁」七丁
- (6) 「福沢諭吉起草 塚本家家法案」 ツカモトコーポレーション資料館聚心庵蔵
- (7) 齋藤康彦「甲府の豪商大木家の足跡」(山梨県立美術館『大木コレクションの名品』一九九二 山梨県立博物館『おふどうと名乗った家 豪商 大木家の350年』二〇一二に再掲)
- (8) 前掲守屋正彦「大木喬命と幕末・明治の美術」
- (9) 柳町塚本家所有家屋の貸借関係書類類 山梨県立博物館蔵(大木家文書)
- (10) 「柳町塚本への質家に係る諸書類」 山梨県立博物館蔵(大木家文書)
- (11) 「送り案内状」 山梨県立博物館蔵(大木家文書)
- (12) 山梨県『山梨県林政誌』一九二二 三三四頁
- (13) 前掲『山梨県林政誌』三二五頁
- (14) 「熊谷喜一郎山梨県知事差出塚本定右衛門宛書簡」 ツカモトコーポレーション資料館聚心庵蔵
- (15) 「山梨県直営塚本山造林実施概要」 山梨県立博物館蔵(大木家文書) 三三四頁
- (16) 前掲「山梨県直営塚本山造林実施概要」 四頁
- (17) 山梨市三富上釜口の「塚本山」に現存。
- (18) 「塚本正之から大木喬命に宛てた書簡」 山梨県立博物館蔵(大木家文書)

(山梨県立博物館)



「塚本正之から大木喬命に宛てた書簡」の後半部分（大木家文書） 山梨県立博物館蔵

大木喬命様

尊酬

二百

殖林地ヲ塚本山ト御名命之由可相成  
ハ該地ニ因ミ有名前ニ御改称相願度  
皆々申居候、自然御聞濟被成下候ハ、  
忝奉存候、乍恐宜敷御配慮願上候

廿二日

える。「塚本山」の成立は、当然ながら三代塚本定右衛門の家業発祥の地への篤志がもたらしたものだ、その基盤には近江商人の塚本家と甲府の豪商大木家が培ってきた数十年にわたる交流関係があったのである。

おわりに

以上のように、大木家文書とツカモトコーポレーション資料館聚心庵所蔵資料を中心に、文化九年（一八一二）以来の近江商人・塚本定右衛門の甲府における動向と、天保期以来の塚本・大木家の交流について、そしてその交流のうえに「塚本山」が成立したことを明らかにした。とはいえ、幕末から明治末期にかけての具体的な両家の交流や、塚本定右衛門の甲府における実態については、まだ実情が明らかにされたとはいえず、更なる大木家文書の精査と、近江（滋賀県）所在の塚本定右衛門関係資料の調査が今後の課題と言える。また、甲府の豪商大木家との交流があったふたつの近江商人である塚本家と野口家をはじめとした、甲州における近江商人の展開やその関係について理解を深めることが、今後の研究課題である。

書簡中に「北陸線皆（開）通」とあることから、北陸本線が全通した大正二年（一九一三）の六月二十二日のものであることがわかる。追伸で塚本家としては、「塚本山」ではなく当地に縁ある名称を付けることを希望しているところが興味深い、造林の進捗状況やこの年に命名される「塚本山」に関することについて、塚本家と大木喬命が連絡と気脈を通じていることがわかる書簡と言

本稿中で指摘したように、五代大木喜右衛門が初代塚本定右衛門へ「勤儉にして顧客の利を計れ」と助言したことが、二代塚本定右衛門が掲げた「薄利廣商」の商売哲学につながり、塚本家の家業繁栄の基となったわけだが、「他国稼ぎ」を旨とする近江商人の成功に甲府の商家が影響を与え、また近江商人のアイデンティティである家法にも「甲州」が言及されることについては、今後より考察を加えていくことで、近世末期から明治にかけての全国における甲府の商業的地位や、甲州の商業（商人）たちの持っていた性向や哲学についても肉薄できるのではないかと考える。末文ではあるが、本稿の作成にあたって多大なるご教示を賜った株式会社ツカモトコーポレーション資料館館長藤堂泰脩氏に御礼を申し上げる。

東條定太郎が任命された。<sup>(15)</sup>

造林候補地は、東山梨郡西保村（現在の山梨市）、同三富村（同）、西山梨郡千代田村（現在の甲府市）が挙げられたが、東山梨郡三富村が選定される。三富選定の理由は「甲府平原の水源地山野の内林相を失ひたる後背地にして相応の広袤を有し地味亦佳良に治水上經濟上最効果ある土地にして且つ模範的意味に於て衆人の觀覽に便なるを希望せるものにして本地は比較的之等の希望要件を具備せしを以てなり。」とされており、甲府盆地の水源地のうち荒廢した山林にして、ある程度の広さを持ちつつ、地質や治水上の効果が期待できる、「模範林」としての整備が可能が評価されてのこととしている。<sup>(16)</sup>

こうして、東山梨郡三富村大字上釜口字中の沢千七百九十番の百八十一町二反一畝三步の山林に、四十六万一千三百十一本のスギ・ヒノキ・カラマツが植えられ、造林された山林には造林費用寄附者である塚本定右衛門の名前を冠して、大正二年（一九一三）に「塚本山」と名付けられ、同四年に造林作業は完成を見た。この塚本の寄附行為に対して、大正元年（一九一三）十二月に賞勲局から金杯が授与され、山梨県では大正六年（一九一七）十一月に塚本山造林地の中央に、次のような山脇春樹知事篆額による記念碑「塚本山碑」が建てられた。

#### 塚本山碑

我山梨県累年蒙水害 先帝憫其民力困弊乃明治四十四年三月拜下賜皇室料約三十萬町歩於本県之 恩命而滋賀県人塚本定右衛門氏深感 聖旨之優渥又憶嘗以商事往來於本県乃寄私財一萬圓以資治山治水之費於是相地於恩賜林之一部命名塚本山自大正二年經三年間樹杉檜落葉松四十六萬株欲以保護笛吹河源以示植林之範以為恩賜林善後經營之一助矣乃刻石傳諸後昆

大正六年十一月

山梨県



建碑当時の塚本山碑（「山梨県直営塚本山造林実施概要」）

一連の「塚本山」の成立に至る過程において、その発端において三代塚本定右衛門の内意を大木喬命が県側へ伝えていたことに加え、大木が臨時直営造林計画調査委員に任命されていることから、大木と塚本の昵懇な関係のうえに連絡・調整が進められていることが想定され、大木喬命は非常に大きな役割を果たしているものと考えられる。その一端として、大木のもとには三代塚本定右衛門の叔父である塚本正之から、次のような書簡が送られている。<sup>(18)</sup>

御尊書拜見仕候如貴命薄暑之候高堂益々御壮榮奉賀候、陳者愚老北陸線皆通ニ附道筋懇意之御方へ立寄越後より御県下へ相廻り東上疾より予定致居候処リヨマチスニ而延日、頃日小快ニ趣候間廿三日出立可仕候、倍恩賜林中三富村ニ於而県庁直営四ヶ年支弁本年分五十余町殖林着々進捗之趣御洩被下忝不日拝顔之節者猶委敷御聞セニ預リ可申与存居候、且又信太様滋賀江御転任ニ附御添心之件出津之節御面会相願御聞ニ預リ可申与奉存候、先者右御返事旁御礼迄如斯ニ御座候 恐々頓首

六月廿二日

塚本正之



月通常県会にてその採納を満場一致で可決。藤田胸太郎議長の発意により次のような感謝状の贈呈が決議される。

挨拶状

拝啓各年八月二十五日付を以て本県治水上の為植樹費として寄附金御申出の議別途指令致候右寄附金の義に付本県会は満場一致を以て決議の上小官より謝意を表せられ度旨併せて決議相成候条御領承被下度右御挨拶旁得貴意候 早々敬具

明治四十五年七月五日

山梨県知事 熊谷喜一郎

塚本合名会社代表者 塚本定右衛門殿

また、この明治四十四年十二月通常県会での寄附金採納の可決を経た熊谷喜一郎山梨県知事からその経緯と礼を述べる三代塚本定右衛門とその叔父正之に宛てた次のような書簡が塚本家側に残されている。

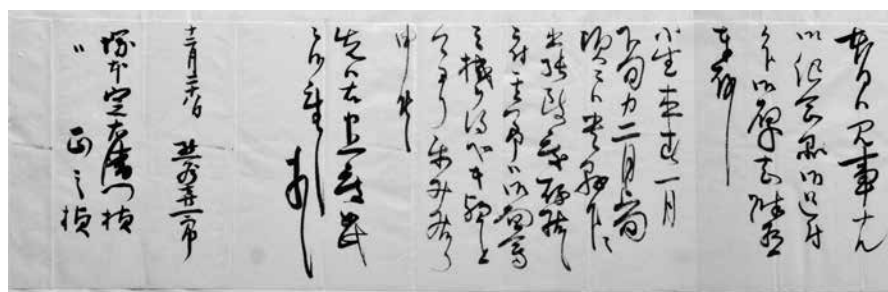
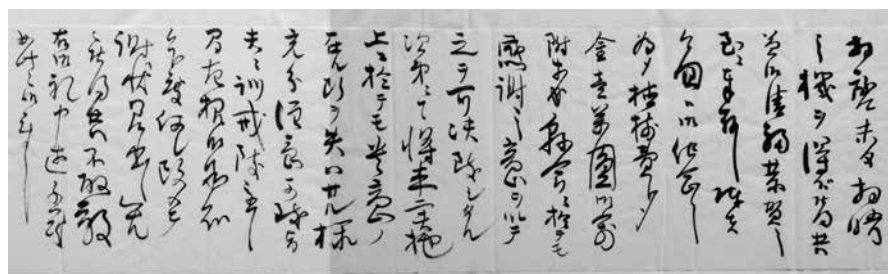
拝啓未タ拝晤之機ヲ得ズ候得共益御清福恭賀之至ニ奉存候、陳者今回ハ御他念之為メ植樹費トシテ金壹萬円御寄附相成県会ニ於テモ感謝之意ヲ以テ之ヲ可決致シタル次第ニテ将来実施上ニ於テモ貴意ノ在ル所ヲ失ハサル様充分注意可致旨夫々訓戒致置候間左様御承知被下度何レ改メテ謝状差出候筈ニ候得共不取敢右御礼申述千萬如此ニ御座候、本日ハ見事ナル御記念品御送付被下御厚志難有奉存候、小生来春一月下旬カ二月月上旬頃ニハ貴県下に出張致度存居候ニ付其節ハ御面会之機ヲ得ベキ願上今ヨリ樂み居リ申候、先ハ右申上度如此ニ御座候 拝具

十二月二十八日

熊谷喜一郎

塚本定右衛門様

〃 正之様

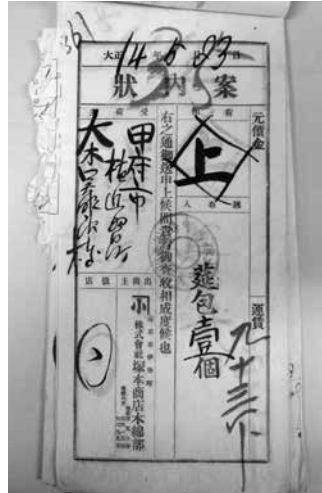


熊谷喜一郎知事から塚本定右衛門に宛てた書簡 ツカモトコーポレーション資料館 聚心庵 蔵

山梨県では、三代塚本定右衛門からの一萬円の寄附金を財源とした造林計画に着手し、明治四十五年（一九一二）二月二十一日 大木喬命をはじめとした臨時直営造林計画調査委員を任命する。大木のほかは、古屋専蔵、吉田中知、

地租割など諸税の支出、賃料の収入などが記されている。

大木家は、こうした塚本家所有の柳町の地所の管理を行っていたほか、大正十四年（一九二五）の布地取引に関する「送り案内状」の綴りには、株式会社塚本商店木綿部から大木呉服店へ、かすり 晒さらしなどが送られていることが記されており、取引先としての関係を有していたことを見ることが出来る。綴りはこの年の五月から十一月にかけての約七カ月の間に三十五回の商品送付が行われていることを記しており、頻繁に蓮包入りの商品を数包単位で発注していることから、塚本商店は大木呉服店にとって、ある程度重要な取引先であったとみられる。



大木呉服店と塚本商店の間の布地取引を示す送り案内状 山梨県立博物館 蔵

これらの資料の詳細な分析は今後の課題となるが、塚本家の不動産管理を大木家が代理していたことから、明治末期から大正時代時点での両家の密接な関係を見ることができ、織維問屋の塚本商店と大木呉服店の取引上の関係は、五代大木喜右衛門と初代塚本定右衛門以来の商業上の関係を示唆するものともみることが出来る。後者については、大木家文書の精査を進めるとともに、事業が現在でも継続している塚本家側の資料について、調査・研究を深めていくことが今後の課題となる。

### 三、「塚本山」成立の経緯と大木家

明治四十年（一九〇七）八月下旬、山梨県における近代史上最大の被害を出した自然災害である大水害が発生した。災害前より治山状況の改善が叫ばれていた山梨県の林野の多くを占めていた御料林について、明治四十四年（一九一〇）三月十一日、山梨県へ「御下賜」されることとなり、以後山梨「県有林（恩賜林）」として経営されることとなる。このことに感激するとともに、この翌年に甲府での創業から百周年を迎えることとなる三代塚本定右衛門は、家業の百周年記念として同年夏に山梨県への植林費用一萬円の寄附を決め、その内意について大木喬命を通じて山梨県庁へと伝えたことが寄附金御願とともに『山梨県政誌』に記されている。

明治四十四年八月滋賀県人塚本定右衛門氏は本県治水事業費の中に金一萬円寄附の議を甲府市大木喬命氏を介して申請したり、蓋し氏は曩時其の先代と共に商事を以て屢次本県各地に来往せし縁故ありしを以て這般の恩命を聞知し感奮に禁へず此の美挙に出でしなり。

寄附金御願

一金壹万円也 但し植樹費

右寄附致度御採納奉願上候也

明治四十四年八月二十五日

東京市日本橋区伊勢町八番地

塚本合名会社代表者 塚本定右衛門

山梨県知事 熊谷喜一郎殿

三代塚本定右衛門からの寄附金御願に対して、山梨県では明治四十四年十二

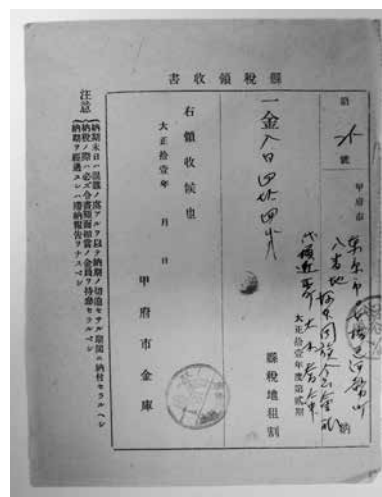
## 二、甲府の豪商・大木家と塚本定右衛門

前章にあるとおり、近江商人・塚本定右衛門と甲府の豪商大木家は、三代にわたる関係を築いていたと思われるが、ここで甲府の豪商・大木家について触れておきたい。

大木家は、甲府横近習町の呉服屋を営む「井筒屋」、天保期から「おふどう」の屋号を名乗った甲府有数の豪商であり、斎藤康彦氏によれば大木家は明治期においては、若尾・名取家に次ぐ甲府第三位の富豪であったとされる。「はじめ」で守屋正彦氏の指摘を紹介したように、大木家は近江商人・野口家との交友関係があり、明治期の当主である大木喬命は、東日本で最初のビール醸造・販売を実施した野口家（十一屋）の長男である野口正章の妻となる南画家の野口小蘋も、正章との結婚前に大木家で逗留するなど、芸術の庇護者としても活動していた。

この大木家の天保末までの当主であった五代大木喜右衛門が、初代塚本定右衛門に商売の秘訣として「勤儉にして顧客の利を計れ」と諭したことは前章で紹介し、この秘訣が、二代塚本定右衛門が同家の綱領とした「薄利廣商」という商売哲学へとつながったと塚本家自身にも認識されているのだが、これ以後の大木と塚本の関係については、後述する「塚本山」の成立前後に、当時の当主大木喬命が塚本家と山梨県庁の仲介役を果たすまで、両家がどのような関係を継続していたのかは分かっていない。

大木家側の資料については、山梨県立博物館所蔵の「大木家文書」として残されており、両家の関係に関する資料が若干数現存している。そのひとつが、甲府柳町に塚本家が所有していた家屋の管理や納税関係を記録した「柳町塚本家所有家屋の貸借関係書類綴」である。この「貸借関係書類綴」には、大正三（四年における柳町四十八番地の塚本家所有地に関する地租や県・市税などに



大木喬命が塚本家の代理となった  
県税領収書 山梨県立博物館蔵

ついでに領収書や、同物件の賃貸に関する調整・連絡の書簡が収録されている。「柳町四十八番地」は柳町四丁目にあたり、初代塚本定右衛門が紅屋を開業し文化年間に拠点として定めた甲府柳町四丁目の元堺屋與次兵衛方の地所である可能性が高い。領収書の綴りには、「東京市日本橋区伊勢町塚本同族合名会社（理）人 横近習町 大木喬命 納」となっており、大木家は塚本家の甲府における不動産に関する管理や納税の代理をしていたことが本資料によってわかる。大正三（四年は、大正二年（一九一三）に塚本商社甲府店が東京本社に統合された直後であり、塚本家の甲府における事業展開の終了にあたって、大木家が現地での事業整理上の一定の役割を担ったものとみることができる。

不動産管理については、もうひとつ「柳町塚本への貸家に係る諸書類」がある。同資料中には、「大正四年一月 柳町四十八番地塚本殿ニ係ル 諸書類入」の包紙、「明治四十二己酉七月吉日 柳町四丁目家屋諸人費 塚本差引帳（裏面には「柳町四丁目家屋差引帳 大木」とあり）」のほか、大木と塚本との連絡書簡、物件に含まれる諸造作・建具・家具類など附属品の書上げ、借地・借家証・図面の写しなどからなっている。「差引帳」には、明治四十二年から大正六年にかけての、「甲府市柳町四丁目四十八番地 式百七十四坪」に係る、県税・市税の

言があつたことが記されている。

甲府の得意先なる大木喜右衛門に商売の秘訣を尋ね、『勤儉にして顧客の利を計れ』といはれたことを、深く肝に銘ぜられた。後年、嗣子定次の謂はゆる薄利廣商の標榜は、恐らく、是に起因したものであらう、とおもはれる。

これは初代定右衛門の事跡として記されているが、二代定右衛門の掲げた塚本家の商売上の方針である「薄利廣商」の原点ともなったとの記述から、甲府での紅屋にとって、大木家の存在が非常に重要であつたことがうかがえる。初代塚本定右衛門（定悦）が甲府で紅屋を開業した文化九年（一八一二）から天保期にかけては、大木家は五代喜右衛門の時代である。この後、大木家は六代喜右衛門、七代喬命と続き、塚本家と大木家それぞれ三代の当主が就くが、後述するように、両家は三代百年前後にわたり、少なくとも大正時代までは交流関係を持ち続けることになる。

その他塚本定右衛門と甲州との関係を示す資料として、二代塚本定右衛門と交流のあつた福沢諭吉が起草した塚本家の家法草案にも、「甲州」が明記されるほど強く意識されていることがうかがうことができる。

創業甚だ難し守成亦易からず、近江の人塚本氏の家道既に盛なり、余その老主人を知ること久し、毎二商家の経営進退の法より家を守るの説を聞き自から経済学問上の要旨に適するもの少なからざるが如く、其家を興して商略に重きを為すも偶然ならざるを知る可し、依て同家の家法三条を記して之に贈る、文は余が手に成ると雖も意に則ち老主人の説を写したるものなれば塚本家の子孫万世謹で守る可きものなり

### 塚本家々法

一 営業ハ信用を重んじ確實を旨とし時勢の変遷理財の得失を計り弛張することあるべしと雖も苟も浮利に趨らず軽進せず以て一家の堅固繁昌を期す

一 甲州の商業ハ祖先の家を起せし根本なれば基本を忘るゝことなく苦年の辛苦に徴し又先人の遺徳に鑑み以て将来を經營してますます盛大を謀る

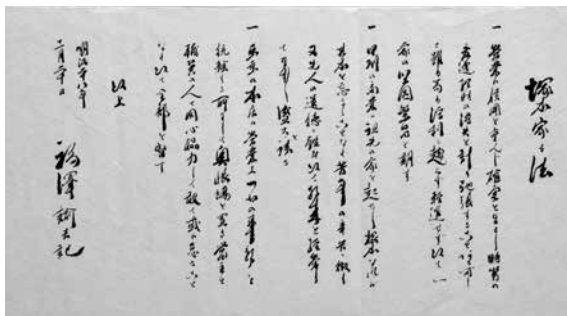
一 東京の本店は営業上一切の事務を統括する所にして奥帳場を置き当主と輔翼の人と同心協力して敢て或は怠ることなく以て全部を督す

以上

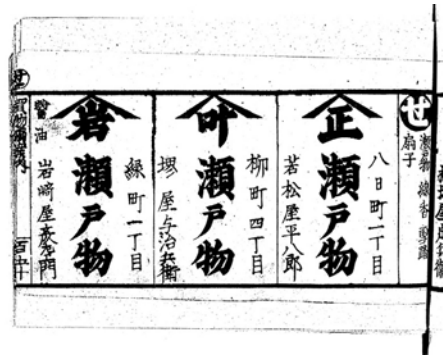
明治二十八年

十一月二十日

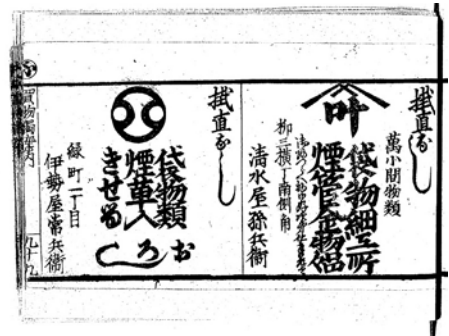
福沢諭吉記



福沢諭吉起草「塚本家家法案」部分 株式会社ツカモトコーポレーション資料館聚心庵 蔵



嘉永版「甲府買物独案内」にみえる柳町四丁目の「堀屋与治兵衛」



嘉永版「甲府買物独案内」にみえる柳町三丁目横町南側角の「清水屋孫兵衛」

尺と誤り取引し、誤りを訂正したところ取引先にとってさらに安価となつたことから益々の信用を得る。

- ・天保七年（一八三六） 甲州の百姓一揆で打撃を受ける。
- ・この頃、甲府横近習町の太木喜右衛門から商売上のアドバイザーを受ける。
- ・嘉永四年（一八五二） 初代の次男である正之が甲州方支配人に就任。
- ・嘉永七年（一八五四） 安政東海地震で甲府店が損害を受ける。
- ・明治九年（一八七六） 二代定右衛門（定次）と嗣子定次郎（三代定右衛門・定治）が甲府方面の得意先回りをし、定次が「かはらしのこと葉の末を来て見れば花も実もある山梨の里」を詠む。
- ・明治十三年（一八八〇） 友次郎が甲州方に就任する。
- ・明治十四年（一八八一） 原三の嗣子久七が甲府に転勤。
- ・明治四十年（一九〇七） 大水害に見舞われた甲府市に見舞金二百円を寄付する。
- ・明治四十五年（一九一二） 紅屋の甲府開業百年記念として明治四十年の大水害復興植樹費一万円を山梨県へ寄付する。



「紅屋看板」株式会社ツカモトコーポレーション資料館聚心庵蔵

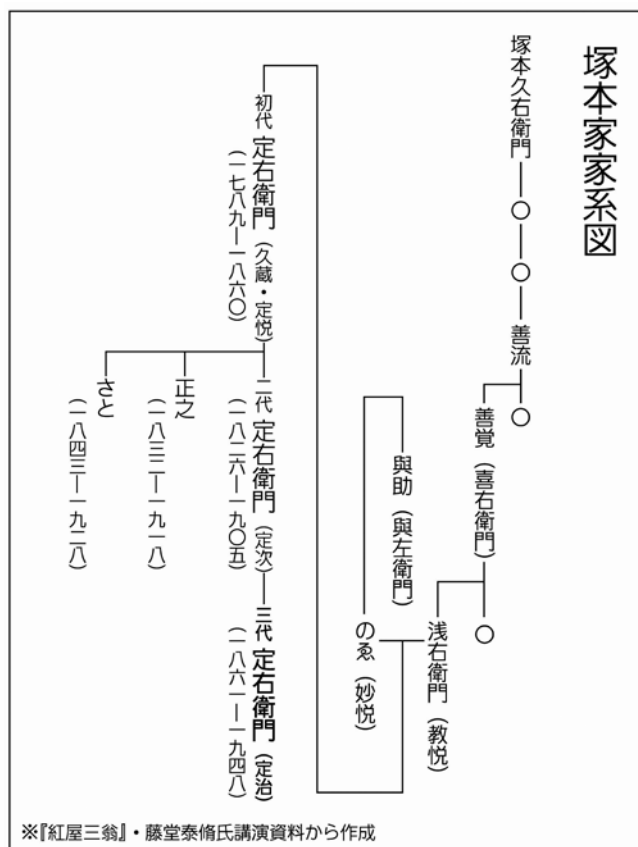
以上が一連の塚本定右衛門と甲州・山梨県との百年の間の主な関わりであるが、この間、塚本定右衛門は初代（定悦）、二代（定次）、三代（定治）と代を重ねている。よって、甲府創業の文化から安政までは初代、天保の終わり頃から明治後半までが二代、明治時代中ごろから三代の事跡が中心となる。

まず、塚本定右衛門の甲府での拠点となつた紅屋の実態についてはよく分かっていない。所在地は、拠点とした堀屋與次兵衛方が柳町四丁目であり、後述する後年の塚本所有の地所の地籍も柳町四丁目にあたることから、創業時から明治期までを通じて、紅屋（塚本定右衛門の甲府店）は柳町四丁目に所在していたと考えられる。ただし、紅屋の業態が多くの近江商人と同様に卸商であるためか、当該時期の甲府の「買物案内」等の資料にその存在を確認することができない。また、前述の塚本家の甲州・山梨関係の事跡を見ても、明治十年代を最後に甲府店の記述は無く、塚本定右衛門家の事業の拡大と明治五年（一八七二）の東京日本橋への本店移転以降、大正二年（一九一三）に塚本商店が甲府店を東京本店へ統合するに至るまで、その機能は徐々に縮小していったものと思われる。

甲州での交流については、文化十三年の商売上のエピソードのほか、初代が定右衛門を名乗り事業も安定・拡大の時期であったと思われる天保期に、初代塚本定右衛門は甲府横近習町の豪商であった太木喜右衛門から、このような助

た山林は「塚本山」と命名され、大きな「陰徳」を山梨に残しているのである<sup>③</sup>。

本稿では、近江商人・塚本定右衛門の甲州における動向、すなわち甲府での創業から「塚本山」の成立までを概観し、塚本が甲府において重要な関係を持っていた大木家との関係を明らかにしていく第一歩として、まず山梨・甲州側の大木家文書などの資料から明らかにしていく。そのなかで、大木家との交流や甲州での体験が近江商人・塚本定右衛門にもたらした影響を見ることで、(大木家は甲府の商家で、いわゆる「甲州商人」そのものではないが、)甲州商人の持つ性格や文化の一端に光を当てられればと考える。また、近江商人が山梨県にもたらした遺産である「塚本山」の経緯について、その成立には塚本と大木の関係が基盤となっていたことを紹介することも目的とする。



## 一、近江商人・塚本定右衛門の甲州における動向

まず、塚本定右衛門の出自について触れる。代々定右衛門を名乗る塚本家は、「塚本山」の造林費寄付を行った三代定右衛門(一八六一〜一九四八)の祖父である初代定右衛門(一七八九〜一八六〇)を始祖とする。初代定右衛門の宗家は塚本久右衛門。その分家の喜右衛門からさらに分かれた浅右衛門の子が初代定右衛門となる。

初代定右衛門は幼名を久藏と言い、後に定悦と名乗った。商人としての第一歩は「小町紅(口紅の一種)」の行商で、全国を商売しつつ巡り歩いた。各地をそれぞれの商売などを見定めながら巡り、文化九年(一八一二)に自らの近江商人としての創業地に選んだのが甲府であった。定悦は伯父からの出資を元に、甲府柳町の堺屋與次兵衛方を拠点として、京阪の小間物を扱う紅屋を開いた。その後、商いを拡げていった定悦は、天保四年(一八三三)から「一心定まる」意味から定右衛門を名乗り、京都・江戸へと商売を拡大させていった。このように近江商人・塚本定右衛門が、のちに大手繊維問屋(塚本商社・塚本商店などを経て、現在株式会社ツカモトコーポレーション)へと成長していく基礎は、甲府を出発点に築かれたのである。

塚本家の草創期については、初代定右衛門、二代定右衛門、その弟である正之の業績を記した「紅屋三翁<sup>④</sup>」に述べられている。「紅屋三翁」に見える、塚本定右衛門の甲州・山梨県における事跡について、左記に列挙する。

- ・文化九年(一八一二) 伯父與助(後に塚本與左衛門・初代定右衛門(定悦)の母の兄)の資金援助で、京阪の小間物を商う紅屋を開業する(甲府柳町四丁目の堺屋與次兵衛方を定宿)。
- ・文化十三年(一八一六) 堺屋方に土蔵を建築する。
- ・この頃、柳町の清水屋孫兵衛という袋物屋との取引で、鯨尺のものを曲<sup>かま</sup>

## 近江商人・塚本定右衛門と甲府の豪商大木家

— 両家の交流と「塚本山」成立を中心に —



塚本定右衛門（三代）



大木喬命

はじめに

山梨県は「甲州商人」・「甲州財閥」と称された人々を輩出し、近代日本の財界や産業界で活躍した人物は枚挙に遑がないほどと言える。彼らは、高い先見性や豊かな行動力、場合によっては郷土人脈の連帯によって、東京電燈の「乗り取り」に見られるように、中央における「甲州系」の強力な存在感を示していた時期があった。また、根津嘉一郎や小林一三、早川徳次といった経営において優れたアイデアを持っていたビジネスパーソンを数多く輩出しており、彼らの行った事業は現代のライフスタイルや企業経営の在り方にも大きな影響を与えている。翻って「甲州商人」であるが、典型的な商家から全国的企業へと発展して現存する例がないことから、「甲州商人」としての特徴となる定義や経営哲学について具体的に示すことが難しい。「甲州財閥」についても、根津や小

小畑 茂雄

林は「甲州財閥」を成した「甲州系」の人脈の一部であっても、「甲州財閥」の実体や中核であるかを問い、定義していくことは甚だ難問と言える。

「甲州商人」と並んで全国的に知られる地方商人が「近江商人（江州商人）」である。近江商人は江戸時代から続く老舗企業の数々が、現在でも日本経済の一翼を担う企業として活躍している。近江商人は近江から出て「他国稼ぎ」を行い、商売方針は薄利広売で「三方よし」と称される「売り手よし・買い手よし・世間よし」を旨としている。また「世間よし」の延長線上に、「陰徳善事」と称される社会貢献を積むことを勧めていることも特徴である。近江商人たちは、全国各地へと進出していったが、甲州も例外ではなく、近江国蒲生郡綺田村（現在の滋賀県東近江市）出身の野口忠蔵家「十一屋」がその代表的存在と言える。守屋正彦氏によって、野口家と甲府横近習町の豪商大木家の親交について明らかにされているが、この大木家と交流のあったもうひとつの近江商人が同国神崎郡川並村（現在の滋賀県東近江市）出身の塚本定右衛門家である。塚本定右衛門は、文化九年（一八一二）に「紅屋」として甲府柳町で創業した近江商人である。甲府での大木家などとの交流やさまざまな体験が、近江商人塚本定右衛門に影響を与えていることは確かであろう。そして、甲府で開業してから百周年を迎えた記念として、明治四十五年（一九一三）に、塚本定右衛門は明治四十年の大洪水に傷ついた山梨の山林の復興費用を山梨県に寄付し、造林され





日付を丹念に追うことで、「山梨県志医事衛生資料」の成立過程に迫ることもできるであろう。今後の課題としたい。

(88) 前掲註(60)「山梨県志医事衛生資料 中巨摩郡上」、四四丁オ。なお引用部分の傍線は引用者が付したものである。

(89) また別の箇所「二」から「四」、「五」から「七」、「八」から「十六」の書状について、文言や内容が書写されている。この点から、村松学佑による大久保家への資料調査は、何度かに分けて行われたものとみられる。

(90) 杉立義一「高野長英から大窪綱介宛の書翰」『日本医史学雑誌』第四七卷第三号、二〇〇一年九月。なお、杉立はこの高野長英書状について典拠を示しておらず、今のところ原資料の所在は確認できていない。さらに杉立はこの書状について、高野長英全集『高野長英全集 第四卷』高野長英全集刊行会、一九三一年七月、のち一九七八年一〇月に復刻)に写真入りで掲載された秋山義方宛高野長英書状と「前半は多少文言が異なる(人身窮理書——拙著七冊)が、後半はほぼ同文である」としている。しかし、『高野長英全集 第四卷』に掲載されている書状にみられる青地林宗の病死についての記述が杉立の翻刻にはみられないなど、両者の記述には大小様々の相違点が確認される。

(91) 前掲註(60)「山梨県志医事衛生資料 中巨摩郡上、二八丁ウ、二九丁オ」。

(92) 廣瀬元周については内田和秀「横浜山手病院について 一四解説編…廣瀬佐太郎とその一族」『聖マリヤンナ医科大学雑誌』第四二卷三号、二〇一四年一月)に詳しい。

(93) 「山梨県志医事衛生資料」では、判読困難な箇所を、数名の書家に相談していると思しき記述もみられる。そうしたうえでも判読に自信の持てない資料もあったのだろう。

(94) 村松学佑は、寛延元年(一七四八)に三代にして途絶えた村松了伯家を、高祖父右仲が再興したと認識していた(前掲註(3)「甲斐国医史」)。

(95) 村松学佑による種痘伝播に先立って、廣瀬元恭が甲斐での種痘実施を試みていたらしい。前掲註(4)拙著『近世甲州医人伝リーフレット』参照。

(96) 前掲註(60)「山梨県志医事衛生資料」。

(97) 逆にいえば、原資料の存在が確認できるものについて、「山梨県志医事衛生資料」と突き合わせることで、村松学佑が苦手とした文字を特定し、さまざまな局面での判断の手がかりとすることも、ある程度はできるであろう。今のところ、漠然とではあるが、村松学佑が筆写した史料の記述のなかで、「方」や「候」、および仮名については多少違和感

を覚える部分がある。ただし現段階では、「山梨県志医事衛生資料」に収められた筆写史料のうち、他で原資料の存在が確認できるものは極めて数が少なく、その検討は難しい。

(98) 「一」、本書は、往年著者が山梨県志の編纂に従事して以来、郷土史の研究に没頭し、是れによつて得た資料を基礎として叙説した中で、新聞や雑誌に登載し、或は東京中央放送局から放送したもの等十余篇を収録した。「村松蘆洲「例言」『甲州叢話』顕光閣、一九三六年六月)。

(99) 村松志孝の履歴については、村松定孝「父蘆洲の人生」(『山梨日日新聞』一九七四年五月一八日、および『峡南の郷土』第二二集、一九七四年一〇月)に詳しい。

(100) ただし、「山梨県志」編纂に端を発した地域資料の掘り起こし運動は、昭和初期の萩原頼平ら甲斐志料刊行会と、赤岡・廣瀬ら甲斐叢書刊行会との激しい対立の起点となった(萩原頼平「完成に際して経過を語る」(前掲註(49)「甲斐志料集成」)などを参照)。「山梨県志」編纂が残したものには、このような負の側面もあったことも認識しておかねばならない。

(山梨県立博物館)

う表記を用いている部分がある。

- (57) 頼生文庫と甲州文庫は、いずれも山梨県立博物館所蔵。
- (58) これらの照合、確認と、萩原頼平や功刀亀内らと山梨県志編纂会・山梨教育会などとの関係の解明については、今後の課題としたい。
- (59) 樋泉明氏は、一九八七年の段階で、山梨県立図書館に架蔵されていた頼生文庫本は「全十二冊」存在し、「十三冊目」として「県外」が県立図書館に購入されたと述べている(樋泉明「村松学佑の『山梨県志医事衛生資料』(『峽南の郷土』第二八集、一九八八年三月)」。しかし同年に刊行された『山梨県立図書館所蔵古文書目録 七』(山梨県立図書館、一九八七年二月)において、「山梨県志医事衛生資料」の項では、「県外」も含めて一二冊となっている。
- (60) 山梨県立博物館所蔵頼生文庫、一冊とも歴一〇〇五—一〇〇八—一〇〇四二五六。
- (61) 山梨県立博物館所蔵竜王村文書その他、歴一〇〇五—一〇〇八—一〇〇〇〇〇八。
- (62) 山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇〇八五二。
- (63) 山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇〇八五三。
- (64) 「中巨摩郡下」と「北巨摩郡下」には起筆月日の記載がないが、おそらく「西八代郡下」と同じく、大正六年三月ころとみられる。
- (65) 「県医師会」は内題に「山梨県医師会誌下」とあり、これとは別に「上」が存在したことをうかがわせる。また、後述するように、関東大震災や「山梨県志」編纂事業が頓挫した後も、村松学佑は資料の収集と編集を行っていることがわかる。なお、「衛生資料」および「衛生医事資料」については作成年代が明記されておらず、現段階では不明である。
- (66) 村松学佑「甲斐国医史自序」(前掲註(3)『甲斐国医史』)。
- (67) 堀田璋左右「序」(前掲註(3)『甲斐国医史』)。
- (68) 山梨県立図書館、一九八七年二月。
- (69) 前掲註(47)。
- (70) 適要欄には「参与村松医学士の蒐録、本県に関する医事衛生各般の資料」とある。
- (71) 前掲註(63) 若尾資料、一丁オ〜三丁オ。
- (72) 「三」と書いてあったものに書き足して、「式」に書き改めている。
- (73) 「歌舞遊技」のうち「演劇」と、「新聞雑誌」については、若尾資料にその原稿とみられるものが残っている。ともに山梨県立博物館所蔵若尾資料、前者が歴一〇〇五—一〇〇

〇九—一〇〇二、後者が歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇〇〇九。

- (74) 前掲註(3)『甲斐国医史』に堀田璋左右が寄せた序文によれば、「山梨県志」の村松学佑担当部分は、大正一三年一月に「略々その完成を告げたる旨を以て、之が総目録を『山梨県医学会報』第二十七号に掲載されたのであった。即ち項を分かつ事四十二、附録として十三項が掲げられた」という。しかし『山梨県医学会報』はそのほとんどが失われており、「総目録」掲載号は現存が確認できていない。
- (75) 前掲註(60)「山梨県志医事衛生資料 東山梨郡・西山梨郡上」、五一丁オ〜五二丁ウ。
- (76) 前掲註(60)「山梨県志医事衛生資料 東山梨郡・西山梨郡上」、五二丁オ。
- (77) 前掲註(3)『甲斐国医史』第三章の二、四八頁。
- (78) 前掲註(60)「山梨県志医事衛生資料 県外」、三四丁オ〜三四丁ウ。
- (79) 関は山梨県病院在任中、開業医の技術向上を目的とする更番制を整備したほか、県内の二五歳以下の者が医業を務める場合、山梨県病院の試験での合格を義務付ける資格試験制度を導入するなど、さまざまな制度改革を行ったのち、翌明治六年には院長を退いている(山梨県立中央病院編『山梨県立中央病院史』サンニチ印刷、一九八二年)。
- (80) 前掲註(79)『山梨県立中央病院史』一二六頁。
- (81) 前掲註(3)『甲斐国医史』第三章の六(八五頁)では、村松学佑の父覚雄が関寛に医学を学んだとしている。
- (82) 前掲註(60)「山梨県志医事衛生資料 県外」、三六丁オ〜四〇丁オ。なお引用史料中の「ポードイン」、「徳島県」は村松学佑が付した註であろう。
- (83) 「町村取調書」のうち、土屋夏五郎が担当した西八代郡市川大門町(現市川三郷町)のものについて、村松学佑が村松家の系譜を加筆修正していることが確認される(「西八代郡町村取調書 二」(山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇〇五八一)〜一四七丁ウ)。すなわち「町村取調書」は、村松学佑ら編纂会の関係者であれば随時参照・修正できる状況に置かれていたものと考えられる。
- (84) 村松学佑「甲斐国医史自序」(前掲註(3)『甲斐国医史』)。
- (85) 前掲註(60)「山梨県志医事衛生資料 東山梨郡・西山梨郡」、二二丁ウ。
- (86) 前掲註(60)「山梨県志医事衛生資料 甲府市三」、六七丁オ〜七〇丁ウ。
- (87) さきに「山梨県志医事衛生資料」の起筆時期をとりあげたが、それぞれの冊子には起筆以降も繰り返し追記がなされており、記述の作成時期は一樣ではない。文中に表れる

(39) 「北巨摩郡町村取調書 七」(山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇六—一〇〇一) 一丁オ—二丁オ。

(40) 前掲註(2) 入山論文が指摘するように、当該期の自治体史が「正確な記録」のために編纂されるべきもの」だという認識が広く存在していたことがわかる。

(41) 「西八代郡町村取調書 三」(山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇五—一〇〇三) 九一丁オ—九三丁ウ。

(42) こうした行政組織の利用にあたっては、県知事をはじめとする県関係者が名誉総裁・名誉顧問に就いていたことが大きな意味を持ったと考えられる。

(43) 若尾謹之助の『おもちゃ籠』(山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇〇—一〇〇九) も、そうした調査記録のひとつである。

(44) これらの詳細な検討は今後の課題としたい。

(45) 山梨県立図書館、一九七一年三月。

(46) 齋藤康彦「地主経営の拡大と構造」、同「株式投資と企業経営」、および同「若尾銀行の経営展開」(ともに同「転換期の在来産業と地方財閥」岩田書院、二〇〇二年三月に収録) など。また『甲府市史 通史編 第三巻 近代』(甲府市役所、一九九〇年三月) 第三章第三節(齋藤康彦氏執筆部分、四三四—七頁) にも簡潔にまとめられている。

(47) 『山梨県志資料目録 第一輯』(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴一〇〇五—一〇〇三—一〇〇五—一〇〇七) 同若尾資料、歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇〇—一〇〇五も同内容。

(48) 前掲註(47)『山梨県志資料目録 第一輯』。

(49) 関東大震災によって編纂会の作成した原稿や収集資料が、どのくらい被害を受けたかはわからない。しかし前掲註(47)『山梨県志資料目録 第一輯』の凡例には、以下の一条がある。

一、本会は前記の諸資料に拠り、最初『現代史』自明治元年  
至大正時代を編纂し、既に其原稿出来し、不日印刷に附すべき運びとなりたるに、昨年九月一日の大震災にて、在横浜本志監修室全部烏有に帰して、多年苦心の結晶物たる原稿の大半を灰燼に属せしめたり、左に概略を附記す

(一) 災厄に罹りたる原稿  
行幸啓志 政治政党志 産業志 治水水害志  
教育志 地志 交通志 社会志

(二) 会に存在して災厄を免れたる原稿

社寺志 峡中名所詩文集 峡中碑銘集 名勝志  
甲州年中行事 峡中風俗史稿 其他

すなわち山梨県志編纂会は、まず明治元年から大正年間に至る「現代史」の刊行を企図し、そのいくつかについては原稿が完成していた。それらのうち、横浜の山梨県志監修室に送られていた「行幸啓志」など八編は震災により失われたが、「社寺志」などの七編をはじめ、失われていない原稿も存在していたことがわかる。なお、ここに名前があがっている原稿は現在全て確認できないが、「甲州年中行事」については、その内容が萩原頼平編『甲斐志料集成 第一二巻 雑纂・補遺篇』(甲斐志料刊行会、一九三五年三月、のち『甲斐志料集成 第八巻』(歴史図書社、一九八一年六月)として再刊)に紹介・翻刻されている。内藤がここであくまで「原稿」に限定して記述していることなどからして、関東大震災で被災したのは成稿済みの原稿ばかりで、収集資料はほとんど被害を受けなかったのはなからうか。

(50) 前掲註(1)『山梨県史 通史編五 近現代一』七五二頁—三頁ほか。

(51) 前掲註(6)『山梨県志編纂会趣旨』。

(52) 『群馬県史』(群馬県、一九二七年九月)は、同様に関東大震災で原稿を失いながらも、昭和二年に刊行を迎えている。なお、いずれも横浜の堀田璋左右宅で被災したという(堀田璋左右「緒言」(前出「群馬県史」、同「序」(前掲註(3)『甲斐国医史』))。堀田はほかに『横浜市史』も請け負っており、その関連資料も震災で焼失したが、のちに刊行に至っている(小島鉦作「堀田璋左右先生略伝」(歴史地理』第八九巻一、一九五八年二月))。山梨県内でも、大正五年に編纂が始まった『北都留郡誌』は、関東大震災の余波をうけつつも、大正一三年—二月には刊行にこぎつけている。なお、この『北都留郡誌』には、顧問として内藤文治良が参画していた。

(53) 佐藤源太郎、一九二七年四月。

(54) 後述の「山梨県志医事衛生資料 南巨摩郡・北巨摩郡」には、大正一三年一月—十五日に、村松学佑が山梨県志編纂会所蔵の拓本から写し取ったという野紙が挟み込まれている。

(55) 現存する若尾資料の多くには、山梨教育会や山梨県立図書館の蔵書印が捺されている。

(56) 前掲註(45)『若尾資料目録』の「序」では、「若尾資料(山梨県志編纂会資料)」とい

(20) 前掲註(2) 西垣論文にあげられた県史のうち、県が名義上の発行者・著作者となっていないものは、『宮城県史』(宮城県史研究会、宮城県史編纂所)、『群馬県史』(群馬県教育会)、『山口県史』(大橋良造、山口県史編纂所)の三例にとどまる。また、山梨県内で自治体が主導して編纂した自治体史・地誌としては、大正七年一月、甲府市役所が刊行した『甲府略志』が早い事例として挙げられる。

(21) 『山梨人事興信録』(甲府興信所、一九一八年三月) 三九三頁「内藤文治良」の項。

(22) 前掲註(1)『山梨県史通史編五近現代』七五二頁。

(23) 山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇〇—一九—三二。

(24) 山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇〇—八一—八九。

(25) 山梨県立博物館所蔵若尾資料、歴一〇〇五—一〇〇九—一〇〇〇—五七六—六〇八。

(26) 高橋修氏が指摘するように、現存する「町村取調書」には、甲府市と東八代郡のものが存在しない(高橋修「甲州博徒の資料論」(山梨県立博物館編『山梨県立博物館調査・研究報告六 博徒の活動と近世甲斐国における社会経済的特質』、二〇一三年三月、二五頁)。なぜそれらが存在しないのか、理由は不明である。

(27) 前掲註(25)「町村取調書」の調査項目は、以下の九部七〇項目である。

〈地誌ノ部〉 沿革、疆域、幅員、里程、地勢、地味、気候、土地、戸口、山、川、原野・湖沼・瀑布・鉱泉、〈村治ノ部〉 村治、〈産業ノ部〉(農業 主要農作物、特有農産物、蚕業、副業、牛馬、灌漑水、農具、肥料、小作、農家ノ衣食住、農家雑事、機関、〈工業〉 工場、職工、家庭工業、〈商業〉 商事、〈林業〉 入会、植林、林産物、林政、功労者(産業)、物資資金、物資労力ノ出入、貯金・保険・無尽、交通、〈教育ノ部〉 維新前ノ教育、教育思想、功労者(教育)、〈宗教ノ部〉 信仰、篤信者、〈治水ノ部〉 治水、水害、〈社会ノ部〉 人情風俗、風習、祭礼、年中行事、政党党派、団体、衛生、医家、文芸、美術、芸道、遊戯、嗜好、俗謡、雑事、〈人物ノ部〉 人物、旧家、姓氏、(名勝ノ部) 勝地、古蹟、伝説、逸事、珍物、写真、古書類

また、それぞれの項目にはさらに細かな註記が付されている。

(28) 「皇国地誌」の調査項目については前掲註(2) 西垣論文などを参照。山梨県における「皇国地誌」および「府県資料」の系譜をひく自治体史は、現在「旧県史」と呼ばれる「山梨県史」(山梨県立図書館、一九五八年一月)である。これには「山梨県志」との連続性はみられない。なお、本稿では、特に註記しない限り、複数巻にわたって刊行

された自治体史については、その首巻の刊行年次のみを示すこととする。

(29) 最初の項目である「沿革」についても、「合村ノ事情、村名ノ由来、其後分合シタルモノハ其理由ヲ記載シ、尚成ルベク旧村ニ関スル由来・伝説ノ併記」という註記が付されており、伝説も含めた多様な情報の収集が目指されていたことがうかがえる。

(30) 古文書など文字資料を重視する文献史学の方法と、「郷土史」として期待されていた、伝承なども含んだ総合的な歴史叙述との懸隔については、前掲註(2) 廣木論文などを参照。

(31) 「町村取調書」全一九五ヶ村分のうち、日付あるいは担当者氏名のいずれか、もしくは両方が無記入のものは五一件に及ぶ。これらについては、担当者筆跡や担当地域などをふまえることで、大部分が推定できるようにも思われる。今後の課題としたい。

(32) 土屋夏五郎は安政元年(一八五四)、東八代郡白井河原村(現甲府市)に生まれ、徹典館で学んだのち、近隣の学校長などを歴任した。宮城県で二校の小学校長を務めたあと、明治四一年(一九〇八)に郷里に戻り、大正二年(一九一三)まで大塚尋常小学校の校長を務めた。その事績については、渡邊春英「跋」(『市川通覧』一九一六年三月)および樋泉明「市川通覧」の編著者土屋夏五郎(夏堂)の生涯と執筆、出版活動(上)、『峡南の郷土』第四九集、二〇〇九年三月)を参照。なお、同氏の「土屋夏五郎研究その後の報告」(『峡南の郷土』第五二集、二〇一二年三月)によれば、「(下)」は成稿に至らなかったという。

(33) 記述がなく、作成年代が不明なものは五五ヶ村分ある。

(34) 前掲註(12)「山梨県志編纂会規則」。

(35) 以下判明する限りでは、村松志孝が九ヶ村、乙黒豊作が八ヶ村、小林卓が八ヶ村、小沢儀三郎と小林卓の連名が三ヶ村、廣瀬廣一が二ヶ村、齋木種太郎と穴山村長の伊藤鹿蔵が一ヶ村、と続く。前掲註(31)で述べた通り、この数字はあくまで現段階で判明する範囲のものにすぎず、今後の調査によって多少変わってくる可能性もある。

(36) おそらく、担当者の記入がない南都留郡の六ヶ村の「町村取調書」も、同じ時期に水島によって作成されたものとみられる。

(37) 後でみる穴山町長の伊藤鹿蔵を含めれば九名となる。

(38) 齋木種太郎は大正八年四月の南巨摩郡西山村(現早川町)の一ヶ村のみを担当しており、この期間においては、事実上、他の三名が調査を担っていたとみてよい。

本稿によって、これまで整理されていなかった「山梨県志」編纂から頓挫までの過程と、編纂事業が村松学佑の「山梨県志医事衛生資料」作成に与えた影響などについて、ひととおりは整理することができたものと考えられる。しかし同時に、存在が明らかになった課題はあまりにも多い。もっと多角的なアプローチもできたと思うが、当該資料群の膨大な情報量の前に、極めて限られた叙述しかできなかった。隔靴搔痒の感を抱かれる方も多いのではなからうか。力不足を恥じるとともに、今後の継続調査によって、その責をふさがせていただきたい。

## 註

- (1) たとえば『山梨県史通史編五 近現代一』(山梨県、二〇〇五年三月) 七五二頁〜三頁 および『山梨県史通史編六 近現代二』(山梨県、二〇〇六年三月) 三六五頁など。
- (2) 西垣晴次「自治体史編纂の現状と問題点」(岩波講座 日本通史 別巻二 地域史研究の現状と課題) 岩波書店、一九九四年二月)、古川武志「地域社会における郷土史の展開」(『ヒストリア』第一七三号、二〇〇一年一月)、若井敏明「皇国史観と郷土史研究」(『ヒストリア』第一七八号、二〇〇二年一月)、廣木尚「近代日本の自治体史編纂におけるアカデミズム史学と地域意識―『足利市史』編纂をめぐる―」(『日本史研究』第五七九号、二〇一〇年一月)、入山洋子「自治体史編纂をめぐる一考察―文化史的自治体史の誕生―」(『日本史研究』第五九二号、二〇一一年二月) など。
- (3) 甲斐国医史刊行会、二〇〇二年一月。
- (4) 村松学佑の経歴については樋泉明「村松学佑の『山梨県志医事衛生資料』」(『峽南の郷土』第二八集、一九八八年三月) および同「著者学佑と村松医家をめぐる人々」(村松学佑『甲斐国医史』甲斐国医史刊行会、二〇〇二年一月) に詳しい。また拙著『近世甲州医人伝リーフレット』(山梨県立博物館、二〇一六年七月) においても学佑の項を立て、その略歴を紹介した。
- (5) 香西豊子「近世後期における『伝染病』学説―『市川橋本伯寿断毒論一件』の分析を通じて―」(『日本医学雑誌』第五五巻第四号、二〇〇九年二月) など。また村松学佑

の筆写資料のごく一部が『山梨県史資料編一四 近現代一 政治行政二』(山梨県、一九九六年三月) に掲載されている(一三〇〜一三四頁、四四号・四五号ほか)。

(6) 『山梨県志 資料編一九 近現代六 教育・文化』(山梨県、二〇〇二年五月) 八四五頁、二五九号。

(7) 『甲斐国志』については、石川博「『甲斐国志』の編纂、執筆について」(『甲斐』第一三四号、二〇一四年一月) などを参照。

(8) 前掲註(2) 西垣論文。

(9) 山梨県教育会南都留支会、一九〇九年一月。

(10) 以降、大正一四年に『北都留郡誌』、同一五年に『西山梨郡志』、昭和三年に『中巨摩郡志』がそれぞれ刊行されている。

(11) 前掲註(6)『山梨県志編纂会趣旨』。

(12) 『山梨県志編纂会趣旨規則』(山梨県立博物館所蔵頼生文庫、歴一 二〇〇五―〇〇八― 〇〇一―〇一七) 第一七条「本会ノ事業ハ大正四年十一月ニ起リ、大正六年十月ニ終ルヲ以テ予定トナス」。

(13) 『神奈川県誌』(神奈川県庁、一九二三年一〇月)。

(14) 前掲註(2) 廣木論文。なお廣木氏もいうとおり、「山梨県志」の編纂にあたって、編纂事業が行われる以前に何らかの調整があったことは間違いないが、現在のところ、確認できていない。

(15) 『長岡市史』(長岡市役所、一九三二年八月)。

(16) 前掲註(12)『山梨県志編纂会趣旨規則』。

(17) 前掲註(12)『山梨県志編纂会趣旨規則』では、編纂会の職員は総理一名、会長一名、編纂委員・参与員・書記をそれぞれ若干名としている。それぞれの職務についても、「総理ハ本会ヲ総覧シ、事業ノ方針ヲ定メ、必要ノ規定ヲ設ケ、重要ノ文書ニ署名ス」、「会長ハ本会ノ事務ヲ掌理シ、規定ノ執行ニ任ス」、「編纂委員ハ専ラ調査編纂ノ事務ヲ担任ス」、「参与員ハ調査編纂ノ事務ニ参与ス」、「書記ハ庶務ヲ掌ル」などと規定していた。

(18) 前掲註(12)『山梨県志編纂会趣旨規則』第二〇条に、「本会ハ地方長官ヲ名譽総裁ニ推戴シ、官公要路ノ士ヲ名譽顧問ニ推挙スルコトアルヘシ」とある。

(19) 前掲註(2) 西垣論文。なお、この数字に本稿で検討している「山梨県志」は含まれていない。

もうひとつ、村松学佑が残した記録を利用する際に気をつけておかねばならない点がある。それは、自身の出自である村松右仲家<sup>(94)</sup>、および祖父岳佑への強い思い入れである。

学佑は本名を鋏三と書いた。その号である学佑は、祖父岳佑と同訓であることに由来するのであろう。それほど学佑は、祖父の業績に思い入れを持って書いた。それは、『甲斐国医史』において、村松岳佑を「甲州種痘医の開祖」とし、一節を割いてその履歴を詳らかに述べていることからもうかがえる。

甲斐国への種痘伝来に関して、廣瀬元恭と村松岳佑がほぼ同時期に痘苗をもたらした、という説を最初に提示したのも村松学佑であるとみられる<sup>(95)</sup>。しかしその扱いは、村松岳佑の事績を強調し、廣瀬元恭についてはわずかに言及するのみである。

さきに「山梨県志医事衛生資料」には、「東八代郡・西八代郡（上）」が存在しなかった可能性を指摘した。現存する「西八代郡下」<sup>(96)</sup>は、市川大門の医者に関する記述から構成されているが、そこで扱われているのは橋本伯寿や座光寺南屏といった面々であり、市川大門で医者をしていた村松岳佑についての記述はみられない。いっぽう、『甲斐国医史』には、村松岳佑の事績が随所に登場し、その関連資料の豊富さをうかがわせる。おそらくそうした祖父岳佑の活動を示す資料が、ある程度まとまって村松学佑の手許に残されていたのであろう。それらを踏まえて、最後に、最も長い時間をかけて、「西八代郡上」に着手するつもりであったのかもしれない。

いずれにせよ、他の編纂史料一般と同じように、「山梨県志医事衛生資料」の記述にも、編者村松学佑の誤読、誤記、誤解が重なり合っている可能性を想定せねばならない<sup>(97)</sup>。その活用においては、十分に注意をする必要があるだろう。しかし「山梨県志医事衛生資料」は、その特性や成立の経緯、目的などを踏まえ、慎重に用いるならば、近世・近代の甲斐国の医学史を探るうえで、

非常に多くの情報を与えてくれる優れた歴史資料であることもまた事実である。

## おわりに

右にみたように、村松学佑は、「山梨県志」編纂事業に関わるなかで、歴史研究・叙述の方法を学び、「山梨県志医事衛生資料」の編纂をその没する直前まで行った。その営為の所産である『甲斐国医史』をはじめとする学佑の研究成果は、今でもその価値を保っている。ここでもうひとり、「山梨県志」に研究の方法を学び、活躍した人物を紹介しておきたい。

大正から昭和戦前期、さらに戦後にかけて活躍した歴史家村松志孝（蘆州）は、山県大弐や武田信玄に関する著作を多数残している。また山梨郷土研究会や峡南郷土研究会には、その立ち上げから参画しており、昭和四九年（一九七四）に没するまで、山梨県の地域史研究のひとつの核として活動し続けた人物である。

その志孝は、昭和一一年に刊行した自著『甲州叢話』のなかで、「山梨県志」編纂への関与を、自身の郷土史研究の歩みの起点と位置づけている<sup>(98)</sup>。二松学舎で漢学を修めたとはいえ、地域史研究の手法を知らなかった志孝に、その方法を教えたのは「山梨県志」編纂事業であった。

「山梨県志」自体は刊行に至らなかったものの、その編纂のなかで、村松学佑や村松志孝など、地域史研究に情熱を燃やす人材を輩出し<sup>(99)</sup>、その研究成果は今なお参照され続けている。その編纂のために収集・作成された資料群は、若尾資料として、今日に至るまで活用され続けている。

このように「山梨県志」編纂事業は、地域史の担い手を育て、多様な資料を残した。その歴史的意義は、未完に終わったというだけで片付けるにはあまりにも大きいと言わざるをえない。

窮途<sup>1</sup>之体、但シ西遊之儀ハ宿志ニ候ユヘ、是非相違度、強テ臨逆旅候、仍テ小生道中筋知友ニ寄書、相認呉様被相頼、此度添書呈候、西書ハ未ダ読不申候得共、元来西学ニ志深く、漢書ハ少々読申候、為人元ヨリ篤実、差出候ハ、何分御一宿被下、夫々御心添、御世話被下度、此度重々奉折候、書外渡辺に口頭に相話、草々計申述候、以上

三月廿日

高野長英

大窪綱介様

冒頭の数字は、村松学佑が整理のために付した文書番号とみられる。「大久保章言ニ関スル書状」として、「十七」から「二十四」までが並んでいる。<sup>(88)</sup>

この高野長英書状については、杉立義一が、おそらく原資料に基づいて翻刻を行っている<sup>(89)</sup>。それとこの「史料9」を見比べると相違点が散見される。それを示すため、「史料9」の引用中、送り仮名や「カ」の翻刻といった表記の違いを除いて、杉立の翻刻と異なる部分に傍線を付した。たとえば村松学佑が「未夕初巻計」とするところを、杉立義一は「本日初巻耳」とするようになり、意味が変わってくる相違点もある。いっぽうで、前者の「相認呉様」、「添書呈候」、「口頭に相話」を後者が「相託呉様」、「添書いたし候」、「口頭に相託」としているなど、一概に村松学佑の誤りとも言い難い相違点もある。

もうひとつ、村松学佑によるくずし字解読の限界をみよう。

〔史料10〕<sup>(91)</sup>

七、(大意) 陳ハ小生出府ノ節ハ御繁務中数日ヲ消シ、諸子御周旋ニ預リ、万々奉謝候、且ツ発足ノ節ノ節ハ、遠路迄御送り被下〇〇〇、去ル十四日帰京候〇〇〇、手塚道伯ト申、西八幡ヨリ来リ居候人、今般松平大内蔵少輔殿内室御供ニテ出府致候、小子ハ十四夜深更ニ帰宅、道伯ハ十五日早天発足ノ事故、一書相認候間モ無之故、唯ダ伝言ニテ君及ビ郁蔵君ノ処ヘモ、小子無異ニ帰<sup>(92)</sup>「■」著ノ段、相届ケ候様、申伝ヘ置キ候、定テ近日ノ中参上

可仕候、屋敷ハ小石川牛天神下ニ候、今年中ハ定テ在府ノコトト存候〇〇〇、同藩医野本良甫、是モ出府致候、下略

初冬十九日

廣瀬元周拜

大久保章齋賢契 玉机下

廣瀬元周は三枝雲岱の子で、廣瀬元恭の娘婿となり、廣瀬家を継いだ<sup>(93)</sup>。大久保章齋は二代章言の子で、廣瀬元恭の弟子であった。元周から章齋にあてて出された書簡であるが、村松学佑は全てを解読できなかったものとみえ、冒頭に「(大意)」と自身で記している。また途中、三ヶ所にわたって「〇〇〇」と判読できなかった部分を示している。末尾の「下略」も、村松学佑によるものであろう。

本資料については、決定的に内容の理解ができないわけではなく、おおむね書状の体裁は保っている。とはいえ、これはあくまで「(大意)」として村松学佑が示したものであり、厳密に一字一句を参照するのは問題があるろう。いくつかの誤記も、村松学佑によるものなのか、元周の書状自体がそうであったのか、これだけでは判断できない。

他の書写史料にも、村松学佑が判読できなかった箇所や、学佑の判断によって省略されている部分が散見される。もとより「山梨県志医事衛生資料」は村松学佑の調査記録であり、その先の「山梨県志」、ないしは『甲斐国医史』のための、公開を前提としない手控えである。その筆写史料に完璧を求めることは無理といってもよいだろう。

村松学佑自身、当時の山梨県において屈指の知識人であり、そのくずし字判読の水準が極めて高いことはいうまでもない<sup>(94)</sup>。また調査先での限られた滞在時間のなかで、大量の史料を書写しなければならなかったであろう事情も十分に考慮されねばならない。そのうえで、彼にも読めなかった文字があった事実は認識しておかねばならないだろう。

寛についての記述は極めて簡潔である。これは関寛への関心の薄さというよりは、徳島市からの報告に村松学佑が必要とする情報が網羅されていたため、転写しなかったものとみるべきであろう。

また、ここで引用した箇所からは、村松学佑が、徳島市だけではなく、伏見町（現京都市伏見区）や諫早町（現諫早市）など、全国各地に照会状を送っていたことがわかる。その内容は他とほぼ同じで、履歴・墓所・子孫の三点が中心であったらしい。

これまでみてきたことから、「山梨県志医事衛生資料」は、村松学佑の調査研究の過程を示す資料であることがわかる。その調査は、村松学佑自身が資料を筆写したり、関係人物に聞き取りを行うだけではなく、江戸時代以来の医者の子孫や、彼らが住んでいた地域の役所などの協力に基づいて進められていた。こうした調査の末に、『甲斐国医史』などの成果が生み出されたと位置づけられるよう。

ここでみた村松学佑の調査手法は、山梨県志編纂会の「町村取調書」にみられる手法と非常によく似ている。<sup>(85)</sup> 村松学佑は、明治三六年、甲府桜町に病院を開業した。そのころ、富士川游の『日本医学史』に触発されて『甲斐国医史』の編纂を志し、山梨県志編纂会の発足以前から資料の収集を行っていた、と述懐している。<sup>(86)</sup> しかし、医者として歩んできた村松学佑は、おそらく「山梨県志」編纂に関わって、初めて地域・人物研究の手法に触れたのではなからうか。山梨県志編纂会がそうしていたのと同じように、村松学佑も全国各地にさかんに照会状を出し、また自らも県内各地に赴いて調査を行っていることが「山梨県志医事衛生資料」からは読み取れる。

しかも村松学佑は、編纂会の活動が低調になった大正九年（一九二〇）以降も精力的に調査を継続している。例えば大正九年七月二四日には、日川村（現山梨市）の医者三井慎斎の子孫三井清宅を訪問して調査を行っているほか、大

正一〇年一月二一日付の山梨県警察部長からの回答を筆写している。<sup>(88)</sup> 以降、大正一三年に「山梨県志」編纂が頓挫した後も、同一四年に自身が没する直前まで、調査成果および各地からの回答の「山梨県志医事衛生資料」への書き込みは続けられているのである。<sup>(87)</sup>

すなわちそれは、村松学佑にとって、この調査研究が、もはや山梨県志編纂会とは関わりのない、自身のライフワークとしての意味合いを持つていたことを示している。若尾家が没落して財政的に行き詰まった編纂会とは異なり、医者として病院を経営していた村松学佑には、調査を継続するだけの経済力もあつたのであろう。

村松学佑は、山梨県志編纂会の調査手法を手本にして調査を行っていた。調査対象者の協力や情報提供を重要な要素とするこの手法には、村松学佑がそれまで築いてきた医者としての人脈や知見が有効に作用したことであろう。また、学佑自身の経済力も、調査の継続に重要な役割を果たしたのであつた。

### (3)「山梨県志医事衛生資料」の史料特性

このように学佑個人の能力と人脈に加え、協力者の存在によって作成された「山梨県志医事衛生資料」であるが、問題も多い。その最たるものが、学佑による誤読・誤記である。次にあげるのは、高野長英が古市場（現南アルプス市）の医者であつた大久保章言（大窪綱介）に宛てた書状の写しである。

〔史料9〕<sup>(89)</sup>

二十四、廣陵以来不得拝接、如何御盛業と奉賀候、小生于今「得」<sup>(味)</sup>酒氣不醒、但シ近来ハ少々相止メ申候テ、去冬ヨリ人身窮理書彫刻ニ取懸リ申候、未タ初巻計出来致候、先ニ呈電覽候、尚近日後巻追々と入梓候間、可呈候、○此人ハ小生同国、旧来知友ニ候、此度表向有馬「温泉」<sup>(味)</sup>湯治相願、其美ハ西遊之心底ニ候処、親族并ニ同僚ノモノ相遮、不計当今



三男周助ナルカ不明

大正十三年六月九日

徳島市役所（朱印「徳島県徳島市役所印」）

村松学佑殿

徳島市役所から村松学佑にあてて、関寛（寛齋<sup>(7)</sup>）の履歴と菩提寺、家名相続者について説明したものである。関寛は明治五年（一八七二）三月、牧山思長（修卿）の退任後、山梨県病院の二代目院長となった。<sup>(8)</sup> 村松学佑が関に関心を持ったのは、そうした山梨県病院との関わりからであったとみられる。<sup>(9)</sup>

先の雨宮氏の事例と同様、「史料7」は、これ以前に村松学佑が関寛の履歴、菩提寺・墓所、および家名相続者（子孫）について徳島市役所に照会したことに対する回答であろう。

さて「山梨県志医事衛生資料」では、「史料7」に続けて、山梨県病院関係者の記述が続く。いくつか抜粋してみたい。

〔史料8〕<sup>(10)</sup>

前山梨県病院長

故ノ大橋辰 天保三年十一月二十九日生

明治二十七年三月十日歿 享年六十三

現戸主 京都府紀伊郡伏見町字京町六丁目七番戸

嗣子 大橋政之

大正五年ノ七月三十一日 京都府紀伊郡伏見町役場

辰ハ諱、桃麓ハ号ナリ、天保三辰年十二月一日、京都府伏見京町六丁目ニ生ル、本姓橋氏、父ヲ道塙、諱ハ政徳、伯父小森桃塙ニ従ヒ医ヲ学ブ

師伝 嘉永五年子三月ヨリ安政三年四月マデ、京都赤沢寛輔ニ西洋医術ヲ学ビ、

明治三年五月ヨリ全八年二月マデ奉務ノ余暇、和蘭医勃度英氏（ボード

イン）及ビ同輩爾蔑連斯氏ニ従ヒ内外科医術研究ス

奉職 元閑院宮家来トシテ安政三年四月ヨリ自宅ニ開業、

明治元年六月、西京官軍病院ニ勤務、陸軍々医試補トナル、

明治八年九月ヨリ同十七年一月マデ山梨県病院長奉職、山梨県医学校一

等教諭兼任、明治十七年一月ヨリ全十八年六月マデ山梨県御用掛勤務、

明治十八年六月、山梨県ヲ辞シ帰郷隠退、余命ヲ全クス

故ノ本村博長 長崎県諫早ノ人

右ニ係ル調査方、御照会之處、当郡内在住之形跡無之候条、可然御了知相成度、此「者」<sup>(11)</sup>及御回答候也

大正五年七月三十一日 長崎県北高来郡

諫早町長 高橋正臣 印

〔中略〕

本村博長

本籍地 長崎県北高来郡諫早村二百四番戸

生年月 嘉永元年九月六日

死亡 明治二十九年四月四日 〔四十九歳〕<sup>(12)</sup>

現戸 本村博 明治十一年一月三日生 現住所 不明

但シ明治四十四年十二月二十六日、東京市京橋区南伝馬町三丁目二十番地ニ

寄留届出ノ俣ナリ

諫早村ハ諫早町ノ隣村ナリ

大正五年八月三日 諫早町長 第二報告

〔中略〕

関寛 名東県（徳島県）県病院長

湯浅鼎 名東県、閑院長辞職后、県病院医長

県病院四代目院長の大橋辰の生年月日および命日が記され、子孫の現戸主、

履歴の記述が続く。大橋辰や谷村病院長を務めた本村博長らの記述に比べ、関

アリ、思フニ大火ノ砌リ古書類ハ焼失セシモノト思考候、

第三項 森川ノ姓ハ明治三年以後、亡父ガ遇然變更セシコトト推考ス、明治二年迄ノ書類又記載ノ者ニハ皆雨宮ノ姓ヲ用ヒタリ、五・六代前ヨリノ親戚ニモ森川ノ姓ハ無之候

曾祖父樹々園才馬ト称スル俳人ハ八十二才、祖母モ八十二歳、亡父モ八十歳ニテ死致シ候、故ニ本村及弊家ニ対スル伝説・口碑ハ大略ノコトハ及聞置候

森川寅八

山梨県志編纂会御中

森川寅八から山梨県志編纂会にあてて出された、祖先の雨宮采女に関する照会事項への回答書である。第一項では雨宮采女の履歴について、第二項では寛政年間の雨宮求女の命日と墓所、第三項では子孫が雨宮ではなく森川の名字を用いていることについて、それぞれ説明している。

おそらくこの回答書に先立って、山梨県志編纂会、あるいは同会参与村松学佑の名義で照会状が送られていたのであろう。その返信である本史料から察するに、村松学佑からの質問項目は、雨宮采女の履歴および永田徳本との関係、雨宮家の菩提寺や墓所について、雨宮采女の子孫が現在森川を称している理由、といったものであつたはずである。この回答をうけて、村松学佑は、以下のよう

〔史料6〕

〔古医家〕〔朱印〕

〔徳本門人〕〔朱印〕〔濟〕

玉宮村 竹森 現戸主 玉宮村 廿一代 森川寅八 大正六年十一月三日報告

雨宮采女 雨宮氏七代目ナリ、「通称伊兵衛」、元和元年甲斐徳本ノ門ニ入り、

又タ江戸ニ遊学ス

元和九年九月歿ス

法号 森幽院一法是心禅定門 享年六十四

此ノ後数代雨宮ヲ姓トシ、明治初年森川ニ変更ス

ここでは先の〔史料5〕の情報に基づきながらも、簡潔に情報が整理されていることがわかる。また雨宮采女の没年や法号など、〔史料5〕には含まれていない情報もみられる。いっぽう、学佑の関心はあくまで徳本門人で雨宮家七代の雨宮采女の履歴にあつたようで、森川寅八から寄せられた「求女」についての情報などは採用されていない。さらに抹消されている「通称伊兵衛」は、森川寅八の書状によれば、寛政年間にいた「求女」の俗称であり、采女の情報ではない。そのため、誤りに気付いた学佑が抹消したのであろう。このように、村松学佑は、さまざまな情報源から集めた情報を、自身の関心に応じて適宜取捨選択し、「山梨県志医事衛生資料」を編集していることがわかる。

また欄外の「古医家」、「徳本門人」は『甲斐国医史』の目次に対応するものであろう。『甲斐国医史』では、雨宮采女について「山梨郡竹森村（玉宮村）の人。元和九年九月歿す、享年六十四歳（雨宮系図）」<sup>17</sup>という簡潔な記述にとどまっている。しかしその記述の背景には、これだけ多くの情報が存在したことがわかる。このように、『甲斐国医史』叙述の基礎となる情報が、「山梨県志医事衛生資料」には蓄積されているのである。

もうひとつ、村松学佑による調査についての事例を検討しよう。

〔史料7〕

関寛、出地上総国山辺郡中村、医師ニテ、慶応年間ニ蜂須賀家ノ臣トナリ、士族、家録（家録）五十石ヲ賜リ藩医トナル、明治元年、関東鎮撫ノ際、軍医ニテ従軍シ、其勲功ニヨリ明治二年六月二日 朝廷ヨリ金二百円下賜アリ、其後徳島藩立病院長ヲ勤務ス、明治二六・七年ノ頃ヨリ、北海道十勝ノ国ニテ三千町歩余ノ土地ヲ開拓シ、目下精功ス、天保元年出生、年齢八十三歳ニテ、明治四十五年十月十五日、十勝国陸別村斗満ニテ死ス、神葬ニテ菩提寺ナシ、家名相統者ハ

〔合志〕第七款 種痘

〔合志〕第八款 検黴

〔宋書〕第九款 医師産婆及看護師

〔合志〕第十款 病院

第一項 県立病院

第二項 同分院

第三項 私立病院

第四項 患者統計

〔宋書〕第十一款 医学会及医師会

〔宋書〕第十二款 薬剤師及売薬

第十三款 飲食物

第十四款 浴場

## 第 章 歌舞遊技

第一款 演劇

## 第 章 新聞雑誌

他の一三冊とは異なり、叙述内容が整序・整理されている。また、これに続く叙述も年代ごとにテーマに沿った記述が行われている。頼生文庫本・県立図書館購入資料の「山梨県志医事衛生資料」は、地域ごとのまとまりが主軸となっており、内部での項目の配列に法則性はみられない。『甲斐国医史』では医者およびその流派ごとの叙述がなされているが、同じ人物についての記述が何ヶ所かに分散して現れるなど、これも必ずしも整序されているわけではない。

いっぽう、この若尾資料本「衛生医事資料」は、「章」が空欄になっていることや、項目の加除が行われた形跡がみられること、さらに本文にも推敲の跡が

多数存在すること、といった特徴がみられる。これこそが、「山梨県志」で村松学佑が執筆を担当した「衛生及医事」の原稿にあたるものと考えられる。すなわち、この「衛生医事資料」は、『山梨県志衛生及医事』草稿」と題すべきものだと考えてよいだろう。

ただしその内容は多くの加除が行われているうえ、目次は立てられているものの姿の見えない原稿も多い。先にみた「東八代郡・西八代郡（上）」の不在とあわせ、村松学佑の「山梨県志衛生及医事」は、残念ながら未完に終わったものと考えてよいだろう。<sup>(4)</sup>

### (2) 村松学佑の調査手法

「山梨県志医事衛生資料」は、村松学佑の手による記述や筆写史料が内容の大半を占めている。しかしそれらの他に、学佑が受け取った手紙やはがき、新聞記事の切り抜きなども綴じこまれたり、挟み込まれたりしている。そこから、村松学佑が採用した調査手法を考えてみたい。

〔史料5〕<sup>(5)</sup>

謹啓仕候、さて去月二十日附御信書ヲ以テ照会され候祖先采女ニ対スル御調査、早速御返翰可申上筈之処、折柄農繁ニ忙殺セラレ、書類ニ引合スル暇モ無之、延引之事御詫候

御照会ノ項ニ関シテ

第一項 雨宮采女ト申セシ人ハ、田舎ノ医師トシテ多少地方ニ用ヒラレタル後、

信陽ヨリ徳本ト云フ名医入峡アリシヲ聞キ、希テ其門ニ入り、而シテ

後チニ江戸ニ遊ブト云フ、其ノ以後医業セシ人アリ哉否、不分明ニ候

第二項 寛政年間ニハ求女ト云フ人アリ、寛政十戊午年二月十五日死去、法号

恵光院実峰宗参居士、俗名伊兵衛、求女行年七十才、菩提寺ハ延命院ニ候、該寺ハ元文中焼失シ、同三年、下寺屋敷ヨリ今ノ地ニ寺ヲ引ト

述べていることなどから、<sup>(67)</sup> 実際にはもう少し早く、大正五年三月から、村松学佑は「山梨県志」の編纂事業に関与を始め、さまざまな調査を行うことになったものとみられる。

さて、『山梨県立図書館所蔵古文書目録』<sup>(76)</sup>では、頼生文庫本の一連の構成や、表紙に書かれた数字などから、かつては「東八代郡・西八代郡(上)」が存在した、と推定している。このことについて、少し検討してみたい。

先にみた大正一三年三月の『山梨県志資料目録』<sup>(68)</sup>では、「社会志資料」のなかに、「衛生資料」と、「衛生医事資料 附法制」が存在する。これらのうち、「衛生資料」は、冊数が「一」、摘要欄に示された「病院、開業医、共葬墓地、諸遊技場取締、医務取締、種痘、上水道等に関する資料」という内容に合致することなどから、先にあげた若尾資料本の「衛生資料」を指しているものとみてよい。

いっぽう、「衛生医事資料 附法制」は、冊数が「一二」となっていることや、「甲府市」の一〜三の題箋に「附法制」という書き込みがみられることなどから、若尾資料本の「衛生医事資料」ではなく、頼生文庫本と県立図書館購入資料の一二冊を指している可能性が高い。<sup>(70)</sup>

『山梨県立図書館所蔵古文書目録』<sup>(7)</sup>が指摘する通り、「山梨県志医事衛生資料」には、東山梨郡・西山梨郡に「八」、南巨摩郡・北巨摩郡上に「十」、以下中巨摩郡上に「十一」、西八代郡下・中巨摩郡下・北巨摩郡下に「十二」といったように、県医師会・県医学会の「十九」まで、墨書で通番が付されている。のちに県立図書館で貼付したラベルも、この順序で付番をしている。

しかしこれらの一部には、「甲斐志料文庫」のラベルが付されているものもあり、そちらは東山梨郡・西山梨郡に「一」、南巨摩郡・北巨摩郡上に「四」、中巨摩郡上に「三」、西八代郡下・中巨摩郡下・北巨摩郡下に「五」、甲府市は一から三までに同じ「七」、南都留郡・北都留郡に「六」、参考録に「一〇」と番

号が付けられている。そのほか、雑録、県医師会・県医学会の二冊はラベルがはがれて読み取れず、県外にはラベルを付された痕跡も見当たらない。たしかに墨書の「九」、「甲斐志料文庫」ラベルの「二」・「八」・「九」などを欠く構成になっているが、この付番のルールが不明である以上、この欠番によって「東八代郡・西八代郡(上)」がかつて存在したということはできないであろう。

大正一三年の「山梨県志」編纂事業の終了時点で存在した「山梨県志医事衛生資料」は、現存する一二冊であり、「東八代郡・西八代郡(上)」は当初から存在しなかったのではなからうか。もちろん「西八代郡下」が存在するので、「西八代郡(上)」も構想されていたことは間違いないが、村松学佑がそれをまとめる以前に、大正一三年には「山梨県志」編纂事業が頓挫し、翌一四年に学佑が死去したため、完成をみなかったものと考えられる。

それでは、残る若尾資料本「衛生医事資料」はどのような資料なのであろうか。その冒頭に掲げられた目次から探ってみよう。

#### 〔史料4〕

### 第 一 章

#### 衛生及医事

#### 第 一 款 衛生機関

#### 第 二 款 清潔法及汚物掃除

#### 第 三 款 上下水道

#### 第 一 項 甲府上水

#### 第 二 項 上野原上水

#### 第 三 項 簡易水道

#### 第 四 項 下 水

#### 第 五 項 屠場及斃獸捨場

#### 第 六 項 共葬墓地及大葬場

#### 第 七 項 伝染病及避病院

六五件であり、およそ八割が現存している計算になる。これ以外にも、萩原頼平の収集資料である頼生文庫や、功刀亀内が収集した甲州文庫などにも多数「山梨県志」由来の資料が確認される。そのため、それらをあわせれば九割近い資料が残存しているものとみられる。<sup>(55)</sup>

刊行に至らなかった「山梨県志」の関連資料が、これほど多く残ったのには、これら資料が「総て之れ学会有用の珍宝」である、という内藤たちの意識が強く作用していたのではなからうか。また、頓挫というかたちで中断した「山梨県志」編纂の再開が望まれていたということもあつたのかもしれない。これまでの山梨県の地域史研究において、若尾資料が果たしてきた役割は多大である。その若尾資料が現代に伝えられた背景に、内藤ら山梨県志編纂会による資料収集と保存の営為があつたことを忘れてはならないだろう。

「山梨県志」編纂事業は、関東大震災を理由のひとつとして頓挫し、結果そのまま終了した。しかしその資料の重要性を認識していた内藤文治良たちは、資料の目録を作成し、保全をはかった。それもあつて、山梨県志編纂会関連資料の大半が現在まで残つたのである。このことの持つ歴史的意思是非常に大きい。

## 二 「山梨県志医事衛生資料」編纂の経緯と特徴

〔史料3〕にも名前があがっているように、「山梨県志」編纂事業には、市川大門村出身の医者村松学佑も参画し、「山梨県志医事衛生資料」と題した資料を残している。しかし従来、村松学佑の「山梨県志」への関与については、漠然と指摘されるのみで、具体的な追究はなされてこなかった。そこで、以下、「山梨県志」との関わりを中心に、村松学佑が残した「山梨県志医事衛生資料」について、その基礎情報を整理しておきたい。

### (1)「山梨県志医事衛生資料」の構成と成立時期

現在、山梨県立博物館では、「山梨県志医事衛生資料」およびそれに類する資料として、一四冊<sup>(56)</sup>を架蔵している。その内訳を、冊子に付された題箋や書き込みに即して紹介すると以下の通りである。

〔頼生文庫本〕一一冊（山梨県志医事衛生資料 東山梨郡・西山梨郡上、「同 南巨摩郡・北巨摩郡上」、「同 中巨摩郡上」、「同 西八代郡下・中巨摩郡下・北巨摩郡下」、「同 甲府市一」、「同 甲府市二」、「同 甲府市三」、「同 南都留郡・北都留郡」、「同 参考録」、「同 雑録」、「同 別冊県医師会・県医学会」）<sup>(57)</sup>

〔山梨県立図書館購入資料〕一冊（山梨県志医事衛生資料 県外）<sup>(58)</sup>  
〔若尾資料本〕二冊（「衛生資料」、「衛生医事資料」）

一冊に二・三郡をまとめて綴じているものもあるが、村松学佑は、甲府市以外は郡ごとに冊子を作り、資料を整理している。また、その冒頭に起筆の年月を記している。その時期ごとみにみていくと、最も早いものは大正五年（一九一六）三月の「雑録」である。以下四月の「西山梨郡」・「甲府市一」・「参考録」・「県外」、同年五月の「東山梨郡」など六つの郡が続く、同年一〇月に「甲府市二」、同六年三月に「西八代郡下」、同七年四月に「甲府市三」と続いて、「別冊県医師会」・「県医学会」は大きく遅れて大正一三年一月となっている。<sup>(59)</sup>

村松学佑自身は、山梨県志編纂会への関与について、「偶大正四年十一月、甲府市若尾家企図県志編纂事業、創立編纂会、翌五年四月、会長内藤文次郎君推薦余于若尾家、為同会参与、囑託医事衛生史担任」と述べている。<sup>(60)</sup>これによれば、村松学佑が正式に編纂会の一員として迎えられたのは同年四月のことであつたという。

しかし、「雑録」が大正五年三月から起筆されていることや、大正八年頃から「山梨県志」に関わった堀田璋左右が、同月に村松学佑が編纂参与となつたと

内藤は、総裁若尾謹之助にあてた「報告」というかたちをとり、一〇年の歳月と巨額の資金を費やしながらも、編纂事業が進まなかったことを詫言っている。また収集した資料については、全て「学会有用の珍宝」であるので丁寧に保護しているといい、編纂を終えた原稿は、監修者の堀田璋左右の手許に送ってあったものの、関東大震災によって大半が焼失してしまったのだという。<sup>54</sup>内藤はここで、これまで収集した資料の目録によって、震災によって頓挫してしまった編纂事業の報告に代えると述べている。

ここで内藤は「山梨県志」編纂事業について、「頓挫」したと述べているが、これは事実上の事業終了宣言であるとみてよいだろう。もとより若尾謹之助にあてた「報告」では、その終了を文中で明確に宣言することはできなかったであろう。若尾家にもこの段階で編纂事業を継続する余裕はなかったはずであり、若尾謹之助も承知のうえで、編纂事業は終わりを迎えたのかもしれない。これまで、「山梨県志」編纂事業の頓挫については、関東大震災以降の若尾家の没落から説明されることが多かった。<sup>55</sup>しかし、右にみてきたように、すでに震災以前、反動恐慌に陥る大正九年前から編纂会の活動は低調になっていたのである。

それではなぜ、内藤は、大正一三年に至って事業の頓挫を報告せねばならなかったのか。「史料3」の冒頭にある通り、この年は山梨県志編纂会の発足から数えて「十年」目にあたる。「山梨県志編纂会趣旨」において、若尾謹之助が『甲斐国志』の編纂に要したとする期間もまた「十年」であった。<sup>56</sup>すなわち、前例となった『甲斐国志』編纂の「十年」が、「山梨県志」編纂にとってもひとつの区切りと認識されたのではなからうか。

原稿が震災で失われたとはいえ、大量の収集資料は編纂会に残されていた。若尾家の状況によっては、編纂を再開できた可能性もあろう。<sup>57</sup>震災は編纂事業

終了の口実にすぎなかった、というのは言いすぎかもしれないが、震災のみが直接の契機ではなく、大正九年以降の活動の鈍化が、「山梨県志」編纂事業頓挫の前提となったことは確かであろう。

この「報告」が出された後、昭和二年（一九二七）に刊行された『大正山梨県誌』の「緒言」において、著者の佐藤源太郎（晶川）は、次のように述べている。

本誌は其の名の示す通り大正時代の山梨県誌です、彼の『甲斐国誌』に依りて明治維新前の状態を明知し、某富豪の企画せる山梨県誌に依りて明治時代の変遷を知悉せられ、而して本誌に依りて大正時代の実状を窺知する事が出来ますから、即ち此の三巻の姉妹篇に依りて山梨県の古今を知り得らるのです

文中の「某富豪の企画せる山梨県誌」が「山梨県志」を指していることは明白である。『大正山梨県誌』刊行の時点において、すでに「山梨県志」の編纂は頓挫していたが、その事実は広く知られることがなく、昭和の初めころ、若尾家の没落が決定的になるまでは、その刊行が期待されていたのであろう。

山梨県志編纂会が収集した資料は、しばらくはそのまま若尾倉庫に置かれていたらしい。<sup>58</sup>その後山梨教育会の所有となり、山梨教育会附属図書館（現山梨県立図書館）に収められ、若尾資料と呼ばれるようになった。その後、同資料群は平成一七年（二〇〇五）に開館した山梨県立博物館に移管され、現在に至っている。

ただし、この若尾資料は大半が山梨県志編纂会の関係資料で占められ、若尾家自体に関するものはほとんど存在しない。そのため、この資料群は「山梨県志編纂会関連資料」と呼ぶ方がより適切であろう。<sup>59</sup>

先にみた『山梨県志資料目録』には、全部で一四一七件の資料が掲載されていた。これに対し、若尾資料として山梨県立博物館が所蔵している資料は一

同八年は六三件、同九年は二〇件、同一〇年は一六件、同一一年は一三件、同一二年は一一件と推移し、同一三年には後述の「山梨県志資料目録」一件のみとなる。大正九年以降、資料の作成が如実に停滞するようすがみてとれよう。

この変化の背景にあったのは、山梨県志編纂会の財政的な基盤であった若尾家の経営状況の変化であろう。以下、大正年間の若尾家の状況について、齋藤康彦氏の一連の研究により整理しておきたい。

山梨県志編纂会が発足した大正四年、日本は大戦景気のまさに只中にあり、若尾家も急速に業績を伸ばしていた。大正六年、若尾民造が没し、家督を継承した謹之助は、若尾家の経営を大きく転換していく。すなわち、祖父逸平以来集積してきた土地を徐々に売却し、その利益で銀行経営を強化していった。また謹之助の義兄璋八ほか、若尾一族を主要な構成員とする中小規模の企業を京浜地方に展開させるほど、若尾家は銀行を中心とする企業集団に変貌していったのである。

しかし大正九年に大戦景気が収束し、反動恐慌に陥ると、若尾銀行の経営は悪化した。その立て直しを図る間もなく、大正一二年の関東大震災による直接的被害と震災恐慌の打撃を受けた。続く金融恐慌において、関係の深かった東京渡辺銀行の破綻に連鎖して若尾銀行も経営危機に陥り、昭和三年（一九二八）には第十銀行に営業譲渡を行った。同五年、基軸事業であった東京電灯の経営からも撤退し、企業家としての若尾家は消滅した。

「山梨県志」の編纂は、ちょうど若尾家が大戦景気の波に乗り、急成長を遂げる時期に始まった。若尾家が事業に行き詰まるのと歩調を同じくして、編纂会の活動は鈍っていく。若尾家の財力を唯一の財源としていた山梨県志編纂会にとって、若尾家の没落は、編纂事業の存続を左右する重大事であった。

大正一二年九月の関東大震災を経て、いよいよその活動の継続が難しくなった編纂会では、同一三年三月、これまで収集した資料の目録をまとめ、『山梨県

志資料目録<sup>(47)</sup>」を発行した。巻頭には大正四年一月の若尾謹之助による「山梨県志編纂会趣旨」が再掲されている。それに続き、会長内藤文治良の名で、次のような文章が掲載された。

〔史料3〕

報告

若尾総理閣下 顧れば本会創設以来、已に十年の日子と巨額の資金を費したるに拘はらず、其事業遅々として進まず、此間本会に対して特に懇切指導を給ひし田中義成・吉田東伍の両博士は既に物故せられ、当初主として編纂を担任せし廣瀬廣一・赤岡重樹両氏は故ありて中途本会を去り、其他当事者幾度か変更し、予て囑托員<sup>(48)</sup>理学士八巻準次・林学士佐藤佐吉・医学士村松学佑・法学士三枝治郎・農事試験場長矢田貞吉・青柳甲南・渡邊春英・中込茂作・村松芦州等諸氏、大に援助せられたるにも係らず、左支右吾、遂に今日に及び候段、必竟野生不能の致す処、真に汗顔に堪へず候、幸に編纂員土屋夏堂氏、終始一貫励精、此難局を支持するあり、湯舟延治氏亦能く忠実に同氏と共力し、今や着々整理の功を収め、仮令蒐集の資料、予期に達せざる遠しとするも、貴重の資料甚だ饒く、総て之れ学会有用の珍宝に御座候へば、本会は一紙半斤と雖も丁重保護の途を厳守罷在候、然るに本会に於て既に編纂を終りたる原稿は、之を監修文学士堀田璋左右氏の手許に送り置きたるに、不幸昨年之震災に因りて其大半を焼失せり、於是本会の事業に一大頓挫を来たし候段、実に遺憾骨髓に徹し候、仍て今試に既蒐資料の目録を作り、敢て閣下の電覧を仰ぎ、之を現況の報告に代へ奉り候、頓首

大正十三年三月廿二日

山梨県志編纂会長

内藤文治良

山梨県志編纂会

シ難キモノアリ、為メニ彼ノ題下ニ属スベキヲ之レニ付シ、又間々兩項ニ涉リテ混記シ、竟ニ区分類聚ノ体ヲ為サ、ルモノアリ

人物ハ本村ニ関係ヲ有スル処ノ故人ニ就キ選記セリ

此挙ニ因リ、村ノ参考トシテ保存セントスルノ便ヲ得ンカ為メ、世上普知ノ事実ニシテ、貴会ノ御参考トナスニ足ラサルモノ多々有之、是等ハ便宜御捨棄成サレ度シ

統計等ニシテ各年度ノ一斉ニ出サルモノハ、努メテ最新ニ依ラントスルニ

困ル

右及回答候也

大正六年二月十五日

北巨摩郡穴山村長

伊藤鹿蔵（朱印「北巨摩郡穴山村長印」）

山梨県志編纂会長

内藤文次郎殿

穴山村は江戸時代以来の村落で、明治二二年（一八八八）の市制・町村制施行以後も一村となっていたが、その中には石水、伊藤窪などの集落が存在した。そのため、村全体の公簿と、各集落ごとに作成される書類が別個に存在しており、内容の検討が難しい状態にあったのだという。そのなかで、伊藤鹿蔵ら穴山村側は、山梨県志編纂会の要請にこたえるべく、資料の調査や古老への聞き取りの成果をまとめた。それは「此挙ニ因リ、村ノ参考トシテ保存セントスルノ便ヲ得ンカ為メ」であるといい、「甲乙閔聯複雑」な資料を提供すること、その整理と意義付けを編纂会に期待し、今後の村政運営の「参考」にするのだ、というのである。すなわち、穴山村は、「町村取調書」作成に協力することで、完成した「山梨県志」を村の記録として、右の状況を打開する一助としようとしていたのである<sup>(40)</sup>。

また、土屋夏五郎が担当した西八代郡の全一五ヶ村分のうち、一〇ヶ村分には、村長やその代理の署判がある。さらに、署判はないものの、西八代郡古閑村（現身延町）の「町村取調書」には、古閑村長土橋重一から西八代郡長青柳晴雄にあてた報告書がつづられている<sup>(41)</sup>。これらから、西八代郡については、郡長を通じて郡下の村々に調査の要請が出され、各村は職務として「町村取調書」の作成に協力することになったものとみられる<sup>(42)</sup>。

このように、それぞれに事情の違いはあるものの、基本的には調査対象となった町村の協力を得ながら、町勢・村勢や古文書の内容および所在、関連人物や伝説といった、多様な情報の収集が行われたのであった。

これまで「山梨県志」編纂事業の成果としては、若尾資料を中心に、その書写・収集資料のみが着目される傾向にあった。しかし、これまで見てきた「町村取調書」や「神社明細帳」、「仏寺明細帳」などのような、編纂会が作成した調査記録<sup>(43)</sup>も、「山梨県志」編纂の大きな成果であり、「山梨県志」の編纂方針や、大正期以前の当該地域の姿を探るための重要な歴史資料として位置づけられなければならないだろう<sup>(44)</sup>。

### (3) 編纂事業の頓挫と資料の行方

このようにして行われた「山梨県志」編纂事業であったが、当初予期していた大正六年（一九一七）一〇月には完成をみることはできなかった。その後も事業は継続されたものの、大正九年ころを境に、編纂会の活動が低調になっていく。

そのことは、残存する資料の状況からもうかがうことができる。『若尾資料目録』<sup>(45)</sup>に掲載された資料のうち、作成年月が判明しているものについて、年ごとの件数をみてみよう。大正四年は一一・一二月のわずかに二ヶ月ながら四二件、同五年には最多の二九九件を数え、以降、同六年は一一四件、同七年は四五件、



い。<sup>31</sup>しかし、現在確認できる範囲の情報でも、全体の傾向をみるには充分であると思うるので、ここではあくまでも表紙に記された内容に限定して、検討を進めていきたい。

「町村取調書」のうち、最も早く作成されたとみられるものは、大正五年五月一日三日の日付をもつ東八代郡上芦川村と鶯宿村（いずれも現笛吹市）のものである。担当者はいずれも土屋夏五郎（夏堂）であった。<sup>32</sup>「町村取調書」の作成時期ごとに調査事業の変遷を追うと、大正五年に一〇〇ヶ村の調査が実施されて以降、同六年に七ヶ村、七年に一四ヶ村、八年に一九ヶ村とその規模が急速に縮小している。<sup>33</sup>これは当初、編纂会が設定していた編纂期間が二年間であったことと関係があるであろうか。<sup>34</sup>

担当者について、最も多くの村の調査記録が残っているのは小沢儀三郎で二八ヶ村、以下土屋夏五郎が二四ヶ村、赤岡重樹が二三ヶ村、里吉明吉と水島熊雄がそれぞれ一八ヶ村となっている。<sup>35</sup>

小沢儀三郎は大正五年五月の調査当初から同六年の四月まで関与が確認され、小林卓との連名を含めると担当した村は三一ヶ村におよぶ。地域的には中巨摩郡の二七ヶ村と、南巨摩・西山梨郡でそれぞれ二ヶ村を担当している。

土屋夏五郎も、先にみたとおり大正五年五月から調査を行っており、同八年五月まで記録が残っている。また、土屋は全期間を通じてこの調査事業への関与が確認される唯一の人物であり、調査の中心人物であったとみてよいだろう。地域的には、西八代郡の一五ヶ村と、南巨摩郡の五ヶ村、東八代郡の三ヶ村、東山梨郡の一ヶ村を担当した。

赤岡重樹は、大正五年五月から同六年四月まで調査に携わり、北巨摩郡の一九ヶ村と南巨摩郡の四ヶ村を担当した。里吉明吉はやや遅れて大正五年一月に北都留郡西原村（現上野原市）の調査を行ったのち、少し期間をおいて、同七年一月から同八年五月まで、北巨摩郡の一ヶ村と北都留郡六ヶ村を担当

している。最も明瞭に地域的分業を確認できるのは水島熊雄で、その期間は大正五年六月から同年八月までに集中し、担当した一八ヶ村全てが南都留郡の村々であった。<sup>36</sup>

調査担当者の時期的な変化もみられる。大正五年から六年までは小沢、土屋、赤岡、里吉、水島のほか廣瀬廣一、村松志孝や小川卓など八名が調査に関わっているが、<sup>37</sup>大正七年から八年になると土屋と里吉、乙黒豊作と齋木種太郎の四名しか関与が確認できない。<sup>38</sup>すなわち、大正七年を境に、土屋と里吉以外の調査担当者が入れ替わっているのである。もちろん大正五年・六年と同七年・八年では調査の件数が大きく異なるので、単純な比較はできない。しかしながら、ここにも当初設定された大正六年一〇月まで、という編纂期間が影響しているのではなからうか。

さて、先にみたように、「町村取調書」の作成にあたっては、町村側にも調査への協力が要請された。そのため、担当者の廻村以前に「町村取調書」のひな形が送付され、町村側でも情報の整理が行われたものとみられる。では、町村側はこの調査をどのように受け止めていたのであろうか。その一例として、「町村取調書」のなかで唯一、村側からの報告書のみで一冊をなす北巨摩郡穴山村（現韮崎市）の事例をみてみたい。その冒頭には、村長の伊藤鹿蔵が内藤文治良に宛てた次のような回答書が収められている。

〔史料2〕

畏キ県誌編纂ニ付、誌料提供方御照会有之候処、本村ハ

本ト一村ヲ通シタル公簿ト、石水・伊東窪<sup>39</sup>・重久・次第窪・夏目ノ組限リ  
処理セシ書類トアリテ、一統ノ下ニ保監<sup>40</sup>シ難キニ因リ、箇々分散放置シテ  
考証ヲ得難キモノ尠カラズ

村勢、其他口碑・慣習等、主トシテ村内古老ノ口授ニ依ル

分類ヲ整理ニ甄別センコトヲ欲セシト雖モ、甲乙關聯複雑シテ、遂ニ分置

それと並行して、山梨県志編纂会では、県内の神社、仏寺、町村の調査を行っており、その記録の多くが現存している。収集資料に比べ、これら編纂会の調査記録からは、調査の意図がより明瞭に読み取れるはずである。そこで、この調査記録から、編纂会の調査の実態を探ってみよう。

現在一三冊が残る「神社明細帳」<sup>23</sup>、および九冊が残る「仏寺明細帳」<sup>24</sup>は、いずれも山梨県志編纂会の発足直後、大正四年（一九一五）一二月から記述が始まっており、編纂会の調査記録としては最も早く作成されたものと考えられる。まずはこれらの調査項目を確認していきたい。

「神社明細帳」は県下各郡ごとに編纂され、東山梨・南巨摩・中巨摩・北巨摩の各郡はそれぞれ二冊ずつ、東八代・西八代・南都留・北都留・西山梨の各郡は一冊で構成されている。調査項目は所在地、社格、社名、祭神、本殿や拝殿など建造物の行・梁、鳥居の数、境内の坪数、地種、耕地や山林など所有地の面積とその地価、氏子の戸数、由緒、撰社・末社の祭神・祠・由緒、となっている。

これらの項目は、記述の順序は異なるが、『甲斐国志』神社部の記述にみられるものばかりである。「神社明細帳」の調査項目は、明らかに『甲斐国志』を参考にして設定されたと考えられ、所有地・管理地の表記が石高から地価に変わった、といったような時代による変化を除けば、大きな違いはみられない。

「仏寺明細帳」も同じく郡ごとにまとめられ、中巨摩郡だけが二冊構成をとり、他の郡は一冊ずつである。また九冊目は甲府市と西山梨郡をあわせて綴っている。調査項目は山号、寺名、所在地、宗派、本山、本尊、寺格、末寺の数、檀徒の人数、本道や庫裏など建造物の行・梁、境内の広さ・地種、耕地や山林といった所有地の面積と地価、宝物、境内の仏堂とその本尊や行・梁、由緒、となっている。この「仏寺明細帳」も、「神社明細帳」と同様、『甲斐国志』仏寺部の記述内容とさほど異ならず、編纂会独自の視点は看取できない。

すなわち、大正四年一月に発足した山梨県志編纂会は、『甲斐国志』を強く意識して神社・仏寺の調査項目を設定し、同年一二月から実際の調査に着手したのであった。

いっぽう、現在三三冊が残存している「町村取調書」<sup>25</sup>は、山梨県下のほぼ全域にわたる一九五ヶ村を調査の対象とし、全部で七〇もの調査項目を設定している。<sup>27</sup> さきにみた神社や仏寺の場合と異なり、村里部をはじめとする『甲斐国志』の記述とは比べ物にならないほどの項目の多さであり、項目のなかには「皇国地誌」などの影響もみられる。<sup>28</sup>

この「町村取調書」の調査項目で特筆すべきは、「俗謡」や「伝説」、「逸事」など、文字資料によらない、聞き取りによる情報の収集が目指された点である。<sup>29</sup> 同時期の他の自治体史編纂の事例においては史料とみなされなかったような伝承や言い伝えについても、ここでは特に項目を立てて収集しているのである。<sup>30</sup>

このように、「町村取調書」には、前例とされた『甲斐国志』とは異なり、さらにまた同時期の他の自治体史とも異なった、山梨県志編纂会独自の視点、「山梨県志」編纂の特徴が表れているといえる。以下、この「町村取調書」の作成過程について詳しくみていきたい。

「町村取調書」は、山梨県志編纂会が印刷した所定の様式がつけられており、表紙には調査担当者が日付、氏名、郡名、村名の各項目を記入できるようになっている。表紙裏には「本会ハ資料採取ノタメ、取調事項ヲ定メ、各町村並編纂員ガ調査シタル事実ヲ記入スルタメ町村取調書ヲ作ル」、「取調書ハ御記入ノ上、編纂委員廻村ノ時迄保管セラレタシ」とあり、編纂会の調査担当者が廻村して調査を行うと同時に、町村側にも調査への協力と取調書の作成が求められていたことがうかがえる。

表紙および調査項目について、全てが記入されているわけではなく、特に表紙については日付や担当者氏名のいずれか、あるいはその両方を欠くものも多

本会ノ経費ハ八千円以上ヲ要スベキ予算ニシテ、若尾總理其全額ヲ負担セラ  
ル、ニ付、本会ハ此点ニ於テ県又ハ有志者ノ援助ヲ求ムルコトナシ、唯ダ官民  
各位ガ進ンデ其所蔵ヲ開キ、有用ノ資料ヲ提供セラレンコトヲ懇請ス、願クハ  
後世子孫ノ為ニ本会ノ目的ヲ大成セシメ給ヘ、切ニ各位ノ同情ニ訴フ

大正四年十一月六日

甲府市百石町若尾倉庫内

山梨県志編纂会

電話四八番

会長 内藤文治良

これによれば、山梨県志編纂会は大正四年（一九一五）一月一日に発足し、  
若尾謹之助を総裁として、会長に内藤文治良（文治郎、文次郎）、編纂委員に  
廣瀬廣一と赤岡重樹の二名、参与員に太田亮、八巻準次、三枝治郎、佐藤佐吉、  
清水博夫の五名という態勢であった<sup>17</sup>。さらに県知事添田敏一郎を名誉総裁に、  
内務部長春藤嘉平、警察部長長延連、理事官白根竹介を名誉顧問に迎えてい  
る<sup>18</sup>。また八千円以上と見積もられた経費は、その全てを若尾謹之助、すなわち  
若尾家が負担することになっていた。

西垣晴次氏によれば、大正・昭和初期に編纂が行われた県史は、全国で二六  
件を数えるが<sup>19</sup>、それらのほとんどは県が主体となって編纂されている<sup>20</sup>。それに  
対し「山梨県志」は、名誉総裁や名誉顧問として県の関係者が関与してはいる  
ものの、経費を全て若尾家が負担し、民間資本が主体となって編纂を志したと  
いう点に大きな特徴がある。そのため、後述するように、若尾家の浮沈が編纂  
会の活動に大きく影響を及ぼしたのであった。

山梨県志編纂会の会長を務めた内藤文治良は明治二年（一八六九）生まれ、  
西山梨郡清田村（現甲府市）出身であった。徴典館・県立農学校本科で学び、  
西山梨郡役所、ついで山梨県に勤務して養蚕業に携わり、山梨農事株式会社取

締役ほか県内の養蚕関係の要職を歴任した<sup>21</sup>。明治三七年頃から若尾家と密接に  
関わるようになり、大正三年には伝記『若尾逸平』を著すなど、著述活動も行っ  
ていた。内藤はこれから大正一三年に編纂事業が頓挫するまで、一貫して編纂  
会の会長を務めている。

編纂委員の廣瀬廣一は大正三年に『山梨大式遺著』を校訂・刊行するなど歴  
史家としての活動を行っており、のちに武田信玄の研究でも知られるように  
なっていく。また赤岡重樹らとともに史料集『甲斐叢書』を編むなど、歴史資  
料の専門家としても活躍する。赤岡は大正初年の段階ですでに神社研究で知ら  
れており、「山梨県志」編纂に先だって、甲府商業会議所から「甲斐史」編纂を  
委ねられていた<sup>22</sup>。参与員には、古代史学者で、後に立命館大学や近畿大学の教  
授を歴任する太田亮や、東京帝大理科卒業後、国学院大学の講師を務め、職を  
辞して地元の北巨摩郡安都那村（現北杜市）に戻っていた八巻準次らが参加し  
ている。

すなわち、山梨県志編纂会では、歴史に軸を置きつつも、理工系の専門家や  
実業家など、幅広く多様な人材を集めていた。その顔ぶれから、「山梨県志」は、  
『甲斐国志』の系譜をひく地誌として、総合的な叙述をめざしていたことがう  
かがえる。

## （2）山梨県志編纂会の調査手法

続いて、「山梨県志」の編纂にあたって、編纂会がどのような調査を行ったの  
か、残された資料からみてみたい。とはいえ、その全貌に迫ることは現段階で  
は難しいため、今回はその調査手法に限定して考察を進めていく。

〔史料1〕にある通り、山梨県志編纂会では当初、赤岡重樹を山梨県の書庫、  
廣瀬廣一を内閣文庫や東京帝国大学などに派遣して、古文書や図書といった資  
料の調査と書写による収集を行なわせていた。

二代目の民造と続く、山梨県で有数の資本家、いわゆる「甲州財閥」の筆頭格として知られている。「山梨県志」編纂事業はその財力によって立ち上げられたのであった。また「山梨県志編纂会趣旨」によれば、この事業は、「山梨県志」という表題に明らかなように、『甲斐国志』を範として企図されたのだという。

西垣晴次氏は、明治末年から大正・昭和戦前期の自治体史について、文部省主導の郷土教育の一環として、教員が担い手となって郡史・郡誌の編纂が行われたことを指摘している。山梨県下でも、山梨教育会の各郡支会が中心となって郡誌の編纂が行われ、明治四二年（一九〇九）刊行の『南都留郡誌』を皮切りに、『西八代郡誌』（同四五年）、『東八代郡誌』（大正三年）、『北巨摩郡誌』（同四年）、『東山梨郡誌』（同五年）と、この時期に立て続けに郡誌が刊行されていた。その目的は、『西八代郡誌』の「例言」に「本誌ハ小学校児童ニ郷土誌教授上ノ資ニ供シ、併セテ一般者ヲシテ郡下ノ大勢ヲ弁ヘシメントスルニアリ」とあり、郷土教育の素材とするためであった。

それに対して「山梨県志」は、『甲斐国志』成立以後のおよそ一〇〇年間において、変遷の著しい制度や文物を記録することを編纂の趣旨としていた。また大正天皇の即位式を直接的な契機とし、『風土記』の献呈にこれをなぞらえ、完成の暁には天皇に献納するとうたっている。

当初、「山梨県志」の編纂は、大正六年一〇月までの二年間で行うものとされた。全県域を対象とする地誌編纂にあたり、その期間が二年間とはいかにも短く思われるかもしれない。しかし、これに先立つ大正二年に刊行された『神奈川県誌』は、明治四五年六月に編纂委員会が設置され、そこから編纂事業を開始している。さらに廣木尚氏が検討した『足利市史』は、大正一三年に市会で編纂規定が可決され、昭和二年（一九二七）に脱稿ののち、翌三年に上巻が刊行された。また時期的には少し下がるが、『長岡市史』も昭和五年に編纂を開始し、昭和六年に刊行している。他の事例では編纂を始めて四年から一〇年程度で刊

行しているケースが多く、それらに比べればやや短いものの、当時の感覚としてはさほど違和感のない期間設定であったといつてよいだろう。

#### (1) 山梨県志編纂会の組織と陣容

若尾謹之助は、「山梨県志」編纂にあたり、山梨県志編纂会を組織した。編纂会の人員については、廣瀬廣一や赤岡重樹らの関与は指摘されていたが、その位置づけやその他の人員についてはこれまでほとんど顧みられてこなかった。ここでは、山梨県志編纂会の人員配置から、「山梨県志」が目指したものを確認していききたい。発足当初の山梨県志編纂会の人員配置については、「事業一班」と名付けられた以下の史料からうかがうことができる。

#### 〔史料1〕

##### 事業一班

- 一、本会ノ事務所ハ甲府市百石町若尾倉庫ノ一部ヲ仮用シ、先ヅ事務局・調査局并ニ書庫ヲ設備シ、本月一日ヨリ其事務ヲ開始シタリ
- 一、添田本県知事、本会ノ名譽総裁タルコトヲ、春藤内務部長、長警察部長、白根理事官ハ名譽顧問タルコトヲ快諾セラレ、何レモ本会ノ事業ニ対シ公私格段ノ援助ヲ与ヘラル、事トナリタリ、其他各方面ノ名譽顧問并ニ顧問、嘱託員等ハ不日推選ノ手續ヲナスベキ筈ナリ
- 一、編纂委員トシテ既ニ決定シタルハ斯学研究者廣瀬廣一、元神奈川中学校教諭赤岡重樹ノ両氏ニシテ、赤岡氏ハ本月二日ヨリ県ノ書庫ニ就キ、廣瀬氏ハ本月四日ヨリ内閣文庫・帝国大学等中央ノ書庫ニ就キ、共ニ資料ノ蒐集ニ着手シタリ、其他ノ委員ハ折角詮衡交渉中ナリ
- 一、参与員トシテ決定シタルハ県高等女学校教諭太田亮、工学士八巻進次、法学士三枝治郎、林学士佐藤佐吉并ニ国史家清水博夫ノ四氏ニシテ、其他引続キ交渉中也

# 「山梨県志」の編纂と「山梨県志医事衛生資料」

## — 大正期山梨県における地誌編纂事業の基礎的分析 —

中野賢治

はじめに

大正四年（一九一五）、資本家の若尾家によって「山梨県志」の編纂が企画され、若尾家の没落とともに事業が頓挫したということは、広く知られている<sup>①</sup>。しかし、その編纂事業の人的構成や調査手法など、具体的な内容についての研究は、管見の限り存在しない。

全国的に見れば、近代、とくに明治末期から大正・昭和戦前期にかけての自治体史の編纂については、これまでさまざまな研究が行われている<sup>②</sup>。しかしながら、「山梨県志」に関しては、未完に終わったということも手伝って、これまでほとんど議論の対象とされてこなかった。そのため先行研究でも、「山梨県志」編纂事業に言及されることは少なく、未だその歴史的位置づけがなされていない<sup>③</sup>。

また、「甲斐国医史」<sup>④</sup>で知られる村松学佑が、「山梨県志医事衛生資料」と題した記録を残していること、それらが現在すべて山梨県立博物館の所蔵に帰していることも、ある程度認識されている。そこに収められている村松学佑の筆写資料を用いた研究も、わずかではあるが存在する<sup>⑤</sup>。

しかしながら、「山梨県志医事衛生資料」全体を分析の対象とした研究はこれまで行われていない。あとで見ると、それ自身が膨大な調査記録であり、

さらにさまざまな記録や記事が整理されないままに雑然と綴られているという特性から、これまで歴史資料として十全に活用されてきたとは言い難い。それほどばかりか、その成立の経緯や作成方法など、歴史資料としての基本的な情報さえまったく検討されておらず、そのことも活用のうえで大きな障害となっている。

「山梨県志医事衛生資料」は、その題名が示すとおり、「山梨県志」編纂の一環として作成された記録である。したがって、本稿では、右のような研究状況をふまえ、まず「山梨県志」編纂事業について、開始から頓挫にいたる過程や人的構成といった、基礎的な情報を整理する。そのうえで、「山梨県志」が当該期のほかの自治体史編纂と比べ、どのような特徴を持っていたかを明らかにする。さらに「山梨県志」と村松学佑の「山梨県志医事衛生資料」との関係を示し、その歴史資料としての特性を考察する。これらの作業を通じて、「山梨県志医事衛生資料」をはじめ、「山梨県志」編纂に際して作成されたさまざまな資料を研究の素材とし、議論の俎上に載せる試みとしたい。

### 一 「山梨県志」編纂事業の経緯と特徴

大正四年（一九一五）十一月、若尾謹之助は、「山梨県志編纂会趣旨」<sup>⑥</sup>と題した文章で、「山梨県志」編纂の開始を高らかに宣言した。若尾家は創業者の逸平、





後の課題としたい。

- 註
- 1 『富士山 山梨県富士山総合学術調査研究報告書』(山梨県、二〇一二年)、『富士山 山梨県富士山総合学術調査研究報告書』2 (山梨県、二〇一六年)等
  - 2 峰岸純夫「中世における赤城山於呂獄(荒山)の噴火と富士浅間信仰」(同編『日本中世史の再発見』吉川弘文館、二〇〇三年)
  - 3 『宮城村誌』(宮城村役場、一九七三年)
  - 4 『群馬県史』資料編七中世三(群馬県、一九八六年、以下『群』七という)二四九二号文書「某制札」
  - 5 『群』七、二七二〇号文書「某制札」。なお、『上越市史』別編一「上杉氏文書集二」(上越市、二〇〇三年)一一三五号文書では、本文書を北条高広判物と推測している。
  - 6 『群』七、二七二二号文書「北条高広判物」
  - 7 『群』七、二七二三号文書「北条高広判物」
  - 8 『群』七、二二〇一号文書「光哲(上杉憲政)判物」
  - 9 『群』七、二一四六号文書
  - 10 『群』七、二二六一号文書「上杉輝虎書状」
  - 11 『宮城村誌』(宮城村役場、一九七三年)
  - 12 『静岡県史』資料編七中世三(静岡県、一九九四年、以下『静』七という)三四九六・三五〇九号文書「家忠日記増補追加」
  - 13 『静』七、三五一六号文書「北条家朱印状写」
  - 14 『静』七、三五四九号文書「北条家朱印状写」
  - 15 『静』七、三七六一号文書「北条氏政書状」、同三七六二・三七六三号文書「北条氏政判物写」
  - 16 『静』七、三五二四号文書「北条氏政判物」
  - 17 『静』七、三六二七号文書「北条氏康書状」
  - 18 『静』七、三七五五号文書「北条氏政書状」
  - 19 大高康正「富士山東泉院の歴史」(同著『富士山信仰と修験道』岩田書院、二〇一三年所収)
  - 20 『六所家総合調査報告書』古文書①(富士市教育委員会、二〇一四年、以下『六所』という)
  - 21 『東泉院中世文書』六号文書「今川氏真朱印状」
  - 22 『静岡県史』資料編八中世四(静岡県、一九九六年、以下『静』八という)五号文書「北条氏康書状写」。なお、資料中に「遠山左衛門尉(康光)が委細を説明するとあるが、資料4の添状として同日付で「松石御宿所」に宛てた「遠山康光書状写」(『静』八、四号文書)には、先に氏康の使者として越後国に派遣された「天用院」に松本景繁が同道して「御参府」したことを謝すとともに、「氏真以使僧府中江被申達候」自氏真使僧、富士別当東泉院と申仁二候、万端可有彼口上候」と記載されている。
  - 23 『静』八、三号文書
  - 24 『六所』富知六所浅間神社文書 一一号文書「今川氏真判物」
  - 25 『静』八、二四号文書
  - 26 『六所』東泉院中世文書 九号文書「北条氏政判物」
  - 27 『静』八、一七八〇号文書「葛山与右兵衛尉陳状案」
  - 28 『静』八、一二七号文書
  - 29 『静』八、一二九号文書
  - 30 『静』八、四一号文書「北条氏照書状写」
  - 31 『静』八、三七七号文書「今川氏真書状」
  - 32 『静』八、四八・四九号文書「武田晴信書状写」。一方、北条氏照は、「富士屋敷」における武田信玄の攻撃に対して、「城衆」が防戦に努め敵二千余人を手負・死人としたこと、氏照自身とともに北条氏政も出馬し「一戦」を遂げたことを野田政朝に伝えている(『静』八、五二号文書「北条氏照書状写」)。
  - 33 『静』八、一四号文書「北条氏政書状」
  - 34 『静』八、二〇号文書「武田晴信書状写」
  - 35 『静』八、一二五号文書「武田家禁制写」
  - 36 『静』八、三五八号文書「今川氏真判物」
  - 37 『静』八、四六五号文書「武田晴信判物」
  - 38 『静』八、四六六号文書「武田家朱印状」
  - 39 『静』八、四八四号文書「武田晴信判物写」
  - 40 『静』八、四八五号文書「武田家朱印状」



離反し北条家の傘下に入った<sup>53</sup>。

一方、成繁の離反に対して輝虎は、閏八月二十九日付で北条氏照に宛てた「北条氏政書状」に「景虎向新田出陣之由、従方々註進同前候」とあるように、成繁を討つために新田領へと出陣した<sup>54</sup>。実際に輝虎は、十一月八日に「大胡之地」に着陣し、九日には「南方衆」（北条家）の在陣を確認して渡河し、高山（群馬県藤岡市）から深谷（埼玉県深谷市）近辺までを放火の上、近日中に新田に向け「押詰」することを示唆している<sup>55</sup>。

したがって、資料8は三夜沢周辺における上杉輝虎の軍勢と北条家に与した由良成繁の軍勢との間で紛争が勃発することに備え、三夜沢赤城神社が由良成繁から発給を受けた文書であると判断される。また、輝虎の大胡着陣の事実から、三夜沢がある大胡領が新田領と越後国方面とを結ぶ中継点であったと考えられる。

このように、由良成繁は三夜沢赤城神社がある大胡領に隣接する新田領の国衆として、同社と関係を持っていた。このことは、三夜沢赤城神社西宮の宮殿の扉裏に「源成繁 寄納」との墨書銘があり<sup>56</sup>、成繁が三夜沢赤城神社の信仰に關与していたことから確認できる<sup>57</sup>。

先述したように、越後国への今川家の使僧を務めた東泉院は、由良成繁を通して上杉家への接触を図ったが、第一章で指摘したように上杉家と関係が深く、由良家とも接点があり、また新田領から越後国方面の中継地に位置する三夜沢赤城神社に上杉家への仲介を依頼したのではないだろうか<sup>58</sup>。このことが、富士信仰の受容をとおして信仰の拡大を図った三夜沢赤城神社によって、永禄十二年（一五六九）における荒山への「富士浅間大菩薩」勧請に反映されたと推測される。

## おわりに

以上、赤城山における富士浅間神の勧請について考察した。この結果を以下にまとめる。

永禄十二年（一五六九）、武田信玄による駿河国侵攻により戦国大名今川家が滅亡した際、本宮を含む駿河国東部が今川家を支援した北条家の支配下に組み込まれる中、富士修験と関わりが深い東泉院の大納言雪山が、今川氏真の使者として上野国新田領の国衆由良成繁のもとを経由し越後国に派遣されたが、同時期に赤城山の荒山において「富士浅間大菩薩」「富士三所浅間」が勧請された。

由良成繁は、越相同盟の締結にあたって、北条氏康・氏政の「手継」として上杉家との交渉を担当しており、また上杉家との関係を有した三夜沢赤城神社とのつながりを確認できる。本稿では、こうした状況を前提に、当該時期に東泉院が三夜沢赤城神社と接触を持った結果として、赤城山に駿河国の富士浅間神が勧請されたこと、そしてその後の駿河国の武田家領国化にともない、本宮および東泉院の武田家による掌握が進む中で、赤城山における富士浅間神の勧請の記録も消滅したことを推測した。

筆者は、従来指摘されているとおり、戦国期上野国における富士信仰の隆盛を考慮する重要性を認識するとともに、当該時期の赤城山における火山活動の可能性も排除しないが、富士信仰の広がりには政治的な側面を含めた多様な契機を考える必要があると考える。

本稿の考察に関しては、三夜沢赤城神社における富士修験に關係した縁起や聖教類の伝来の有無等、東泉院が三夜沢赤城神社との接触を持ったことを具体的に裏付ける資料を現段階では確認していないという問題が残されている。今

ように成繁は、今川氏真や北条家一族による上杉家への支援要請をふまえ、駿河方面の動向を上杉家の家中に対して伝える役割を果たしていた。

そして、永禄十二年（一五六九）正月以降、北条氏康・氏政と上杉輝虎との間で越相同盟締結に向けた交渉が開始されると、由良成繁は北条家のもとで上杉家との取次を担っている。すなわち、二月六日付で氏康が成繁に宛てた書状<sup>47</sup>によると、氏康は北条家の使者として天用院が「誓詞并条目等」を持参し越後国に派遣されることを伝え、成繁に「萬事御助言」を依頼するとともに、天用院に差し添えられた今川氏真の使僧（善徳寺）も「当地」（新田領）に「逗留」するので「指南」するよう指示している。また同日付で、氏政も成繁に薩埵峠合戦（静岡市）など駿河国方面の状況を報告し、上杉輝虎の信濃国への出兵の是非を窺っている<sup>48</sup>。



【図1】上野国関係地図

さらに、二月二十九日には氏康が沼田城に在城する上杉家臣（沼田三人衆）の河田重親・上野家成に対して、使者の天用院と善徳寺が寒気と降雪の折柄、越後国に向かうことが困難となっている一方で松本景繁の

「越山」に満足している旨等を伝え、委細は「由信」（由良信濃守Ⅱ成繁）が「演説」すると述べている<sup>49</sup>。このように、成繁が上杉家の沼田三人衆とともに越相同盟を中継する役割を果たしていたことがわかる。

こうした越相同盟における由良成繁の役割について、丸山和洋氏は越相同盟の北条家側交渉ルートとして、当初北条氏照―北条高広の「北条手筋」と北条氏邦―由良成繁の「由良手筋」が併存し、それが氏照を「取次」に残した上で「由良手筋」に一本化されたことを指摘している<sup>50</sup>。

ところで、図1のとおり、由良成繁が支配する新田領は赤城山の南東麓に広がる大間々扇状地周辺に立地し、三夜沢赤城神社と成繁の居城である金山城とは、直線距離にして約二十六キロメートル程度の位置にあるが、成繁と三代沢赤城神社との関係をうかがわせる資料を確認できる。

【資料8】 51

制札

右、於大胡領三夜沢、濫妨狼藉堅停止之早、若逋犯之輩可処罪科之状如件、  
永禄九年  
拾月十二日

成繁（花押）

資料8は、成繁が大胡領の三代沢における乱妨狼藉を停止するよう指示した制札であり、成繁が大胡領の領主として本資料を三代沢赤城神社に発給したことが推測されている<sup>52</sup>。

改めて本資料の内容を検討すると、本資料が作成された永禄九年（一五六九）十月十二日の約一か月前にあたる同年九月五日、「横瀬信濃守」（由良成繁）と「同六郎」（由良国繁）は、北条氏康・氏政から「今度被覆先忠上者、散先段之遺恨、於自今以後盡未来、不可有等閑事」等を約束した起請文を受け、上杉輝虎から

は武田家のもとで本宮の大宮司・別当の地位が定まったのである。

一方、東泉院については、永禄十三年（一五七〇）正月二十八日に信玄が、久能寺（静岡市）に「当家武運長久之祈念」の恩賞として、以前に与えた「矢部之妙音寺」に加えて「富士六所之别当職」を与えることを約束した<sup>41</sup>。また元亀三年（一五七二）六月十日付で「東泉院当住妙楽坊」に宛てた「武田家朱印状」<sup>42</sup>には、「寺中門前并社人家式拾五間」他の諸役免除等に加えて、「於于東泉院者、可為久能寺之末寺之旨、被相定候」とあり、東泉院が久能寺に末寺として与えられたことを確認できる。

すなわち、駿河国への武田家再侵攻以後、東泉院は今川家・北条家・上杉家と関係を持った大納言雪山の手から離れ、元亀三年（一五七二）六月には武田家のもとで久能寺の支配下に入った。この時期は、三夜沢赤城神社に資料3が発給された元亀三年（一五七二）十二月十三日の直前にあたり、これ以降「赤城神社年代記」には「富士三所浅間」に関する記載がない。駿河国における政治状況と「赤城神社年代記」の記載内容との関連性がうかがわれる。

### 三 上野国衆由良成繁の役割

前章で指摘したように、富士修験と関係が深い東泉院の大納言雪山が今川氏真の使僧として越後国に派遣された際、路次通行の保証に関与したのが、上野国新田領の国衆由良成繁であった。本章では、由良家が当該時期にどのような役割を担っていたのかを確認する。

まず、今川家・北条家・上杉家をめぐる当時の状況をまとめると、永禄十一年（一五六八）の四月十五日には今川家家臣の三浦氏満・朝比奈泰朝と上杉家家臣の直江景綱・柿崎景家との間で「甲州新蔵」〔武田義信夫人、今川義元の娘〕の駿河帰国に際して「信玄表裏候ハ、則可申入候」との約束が取り交わされ

ていたが<sup>43</sup>、武田信玄の駿河侵攻を受け、同年の十二月二十五日、今川氏真が上杉輝虎に宛てて懸川城に籠城した現況を報告し、「前々之筋目与云、御入魂候者、可為本望候、然者相州追而被仰談所希候、定而氏康父子可被申届候」と述べ、以前よりの関係を受け上杉家との連携を希望し、北条氏康・氏政からも打診がある旨を伝えている<sup>44</sup>。この時期に作成された由良成繁関係の古文書が、次の資料7である。

#### 【資料7】<sup>45</sup>

覚

- 一、幻庵之息新三郎陣所、かんはら富士川取越被申事、  
付、大石源三屋形様に被及直札候事
- 一、氏政小田原打立、十二日、
- 一、駿河懸合者十三日、甲衆うきつにて四百四人討捕候、
- 一、陣所、駿河之ぬまと、
- 一、甲之陣所、駿河之符内（附）、かつら山替候間如此候、
- 一、駿河之氏真あへ山かへつほミ被申候、人数之儀、一騎一人無患候、
- 一、新大郎当月廿三日ニ駿河江罷立被申候、
- 一、かつら山要害こうこく寺と申地利、自此方則候事、

以上

十二月廿八日

松石

参

由良  
成重

資料7によると、由良成繁は沼田城に在番する上杉家家臣の松本景繁に宛て、駿河国の情勢と北条家・武田家の軍勢の動向とともに、「大石源三」〔北条氏照〕から「屋形様」〔上杉輝虎〕に直接書状<sup>46</sup>を送ったことを伝えている。この

氏真御証文之筋目披見、殊敵へ無通融、始中終被存忠信由、令得其意候、寺領不可有異儀者也、仍状如件、

永祿十二年巳

十一月十三日

五社惣別当

氏政(花押)

東泉院

資料6によると、氏政は「氏真御証文」を確認し、東泉院の忠節に対して寺領を安堵することを述べているが、この「氏真御証文」とは資料5の「今川氏真判物」に該当する。

後に天正十三年(一五八五)四月、東泉院は葛山与右兵衛尉と「富士村山坊中」の所持をめぐって訴訟を行っているが、葛山与右兵衛尉の陳状には「同氏真様・氏政様御判形有之由申候、彼御判ハ越国へ御使を申候刻被下候、尤氏真御国ニ被成候者、辻之坊望有ましく候」とあり<sup>27</sup>、この時に相論の原因となった「富士村山坊中」とは辻之坊を指していること、また東泉院が辻之坊所持の根拠として、資料5および資料6をあげていることがわかる。

なお、十二月十五日付で「上杉殿」に宛てた「今川氏真書状」<sup>28</sup>には、東泉院が再び氏真の使僧を務めていたことが記されており、また同日付で松本景繁・上野家成・河田重親に宛てた「朝比奈泰朝書状写」<sup>29</sup>には、「就輝虎御出張之儀、以東泉院被申入候」と記載されていることから、輝虎出兵を催促のため東泉院が繰り返し越後国に派遣されたことがわかる。

このように、富士修験と関わりの深い東泉院が越後国に今川氏真の使僧として繰り返し派遣される端緒となった資料4「北条氏康書状」が、「富士浅間大菩薩」の赤城山への飛来を記載した資料2「北条高広制札」の年記である永祿十二年(一五六九)閏五月二十三日の直前である閏五月四日付で作成されたことは注目される。

ところで、駿河国東部の北条家領国化が図られる最中、永祿十二年(一五六九)六月になると、武田信玄による駿河国への再攻勢が強化された。すなわち、同年六月二十五日に武田家の軍勢が「富士屋敷地」に侵攻したため<sup>30</sup>、同二十六日には氏真が「大宮城衆中」に宛てて、「敵(武田家)の攻撃に対して「堅固」に守備するよう指示している<sup>31</sup>。

しかし同年七月三日に駿河国富士郡に在陣中の信玄は、「大宮之城主」富士信忠が穴山信君に属し「今明之内」に城を明け渡すこととなった旨を述べている<sup>32</sup>。さらに信玄は、同年十一月二十七日までに再度「富士地」に在陣したが<sup>33</sup>、十二月六日には「蒲原之根小屋」に放火して「在城之衆」と交戦し、北条氏信他を討ち取って蒲原城を攻略した<sup>34</sup>。また同年十二月十三日には、村山浅間神社山宮に軍勢の濫妨狼藉を停止する禁制を発給した<sup>35</sup>。

その後、元龜二年(一五七二)十月二十六日、氏真は富士信忠の子息信通に對して、永祿十一年(一五六八)十二月九日以来の今川家への同心と同十二年二月一日および六月二十三日の両度における大宮城での防戦を謝すとともに信通の暇乞いを承認しており、富士家は今川家の傘下から離脱した<sup>36</sup>。

一方、信玄は元龜三年(一五七二)五月十五日、宝幢院を今川義元の「判形」に従い「大宮別当坊」に補任するとともに<sup>37</sup>、大宮司領内におけるその寺領を安堵した<sup>38</sup>。また同年五月二十三日、信玄は富士信忠・信通父子に對して、「末子」を本宮の大宮司職に補任して知行を与えること、また信通の兄弟には駿府近辺で所領を与え軍役を賦課すること、そして信忠には「祭例等之儀」を用捨無く「披露」し、信通兄弟は「軍忠」を粗略なく務めれば、彼らの「身上」を保証することを約束した<sup>39</sup>。そして穴山信君に對して、信忠を「興津・獅子原之間」に居住させるとともに、信通は「在府」とし、「久能城米」の内五十俵を合力させるよう指示した<sup>40</sup>。このように、永祿十二年(一五六九)十二月までに富士郡一帯が武田家の支配下に入り、また元龜三年(一五七二)五月までに

真は上杉輝虎に宛てて武田家による駿府占領と自らの懸川籠城を伝え、先年の「申談」を踏まえて支援を依頼するとともに、北条氏康・氏政から連絡がある旨の書状を送り「使僧」を派遣したが<sup>21</sup>、翌永禄十二年（一五六九）閏五月には次の資料が作成されている。

【資料4】<sup>22</sup>

自氏真越国へ為使僧、富士東泉院被指越候、路次中無相違様、能々可被申付候、其地迄市川半右衛門指添候、委細遠山左衛門尉可申候、恐々謹言、  
閏五月四日  
氏康  
由良信濃守殿

資料4は、「富士東泉院」すなわち大納言雪山が今川氏真の使僧として越後国に向かう際、路次の警護を担当するよう、北条氏康が上野国新田領の国衆由良成繁に要請した書状である。また、同日付で松本景繁に宛てた「北条氏康書状写」<sup>23</sup>にも、「従氏真越府江以使僧被申届候」委細東泉院可有口上候」と有り、東泉院が氏真の使僧として越後国に派遣された由とともに、「懸川出城様子、就中一度本意之儀、畢竟其国被憑入由、此筋目候」と記載されていることから、使僧派遣の目的が「松平」（徳川家康）との合意に基づく今川氏真の懸川城退去の状況説明と今川家領国の復興支援を、上杉輝虎に依頼するためであったことがわかる。これらの文書はいずれも北条氏康より発せられているが、使僧を派遣した今川氏真の意向が表された文書として、次の資料5をあげる。

【資料5】<sup>24</sup>

「五社惣別当東泉院 氏真」  
今度越後江為使被罷越之間、為其忠賞、辻坊分葛山采女正跡一円出直候、

井室六道之関、是又領掌畢、以此内毎年造営之儀、無怠慢可被申者也、仍如件、

永禄十二己巳  
五月廿一日  
五社惣別当  
東泉院  
氏真（花押）

資料5は、永禄十二年（一五六九）五月二十一日付で東泉院に宛てた「今川氏真判物」であるが、氏真は越後国への使僧受諾の「忠賞」として、東泉院に富士修験の拠点であった富士山興法寺の有力な道者坊である「村山三坊」の一つ「辻坊（辻之坊）」に与えられていた「葛山采女正」跡職とともに、「室六道之関」の知行を承諾している。

なお、永禄十二年閏五月二十一日付で上杉輝虎に宛てた「今川氏真書状写」<sup>25</sup>には、「松平」（徳川家康）が氏真に「味方」に属したので懸川城を明け渡したと、また北条氏政と談合し「甲州」に侵攻する覚悟であるため、輝虎も早急に越後方面から軍事行動を起こすよう依頼することを述べ、委細を東泉院が「口上」により伝える旨が記載されている。

資料4のとおり、閏五月四日付で氏真の要件を伝える北条氏康書状が作成されていることから、写である本資料の本紙は、本来、越後国への派遣受諾の恩賞として辻之坊他を東泉院に与えることを約した資料5「今川氏真判物」と同じく、五月二十一日付で作成されたと推測される。

このような氏真の措置をふまえて、北条氏政は永禄十二年（一五六九）十一月十三日付で次の判物を東泉院に発給した。

【資料6】<sup>26</sup>

「五社惣別当東泉院 氏政」

## 二 富士山東泉院の越後国往来

前章では、「赤城神社年代記」をとおして、永禄十二年（一五六九）における「富士浅間大菩薩」の赤城山飛来をめぐる記載内容の位置付けについて考察した。続いて本章では、「富士浅間大菩薩」の勧請元である駿河国における当該時期の状況を確認する。

永禄十二年（一五六九）の駿河国は、戦国大名今川家の滅亡という混乱期にあったことは周知のところである。すなわち、永禄十一年（一五六八）十二月六日、武田信玄が駿河国に侵攻して、十三日には駿府（静岡市）を占領し今川家の居館を放火した一方、駿府を遁れた今川氏真は遠江国懸川城（静岡県掛川市）に籠城して、武田家と連携して遠江国に侵攻した徳川家康の軍勢に抵抗した<sup>12</sup>。

また、同年十二月十四日、相模国（神奈川県）の戦国大名北条家が蒲原在城衆に宛てて、同盟関係にあった今川氏真の消息確認と蒲原城（静岡市）への加勢衆の配置について打診をし、今川家支援に乗り出している<sup>13</sup>。十二月二十九日には、北条家は富士修験の拠点である富士山興法寺（静岡県富士宮市）に軍勢の濫妨狼藉を停止する禁制を発給した<sup>14</sup>。そして、永禄十二年（一五六九）の閏五月三日、北条氏は駿河国主の名跡を今川氏真が氏政の子息国王（北条氏直）に譲渡したことを周知し、今川家領国を自らの領国に編入することを図っている<sup>15</sup>。

このように永禄十二年（一五六九）段階において北条家による駿河国支配が進展するが、富士信仰の拠点である本宮（富士山本宮浅間大社）にも北条家の影響力が及んでいる。永禄十一年（一五六八）十二月十九日、北条氏は本宮大宮司の富士信忠に対して、「大宮城中ニ楯籠給人領地」を今川氏真の「御判形」を踏まえて安堵するとともに、忠義を尽くせば伊豆国に新領を与えることを約

束し、本宮がある富士郡上方地域（富士宮市周辺）の寄子を統率するよう指示している<sup>16</sup>。また、永禄十二年（一五六九）の二月二十五日には、北条氏康が信通に対して「敵地之様子実儀」を把握するため「目付」をするよう指示するとともに<sup>17</sup>、同年五月二十八日には、氏政が信通に対して「就駿国之仕置、氏真蒙仰旨候條、遅々候」と述べ、今川家による駿河国の支配が停滞しているとし、「当口之儀、氏政ニ悉皆被任由候条、貴所自最前別而馳走之筋目ニ候間、涯分引立可申候」とあるように、今後は氏政が差配し富士家を引き立てることを示唆している<sup>18</sup>。

一方、富士郡下方地域（富士市周辺）における富士信仰の拠点として、富士山東泉院があげられる。東泉院は、「下方五社別当」として下方地域の富知六所浅間神社・原田浅間神社・今宮浅間神社・入山瀬浅間神社・日吉浅間神社を管轄していたが、下方五社は駿河国惣社である駿府浅間社と一宮である本宮とを結ぶ四月・十一月の祭礼に含まれ、富士山を祭神として実施された駿河国の国家祈祷の一環を担っていたこと、また「五社別当職」を今川義元から与えられた東泉院の大納言雪山（頼恵）は、富士山興法寺の有力な衆徒（村山三坊）であった大鏡坊頼秀の親族であり、戦国期の東泉院は富士修験の勢力のもと、天台宗系の修験道本山派（聖護院門跡）の流れを汲み活動していた修験者であったことが指摘されている<sup>19</sup>。

下方五社領内の金剛寺・玉蔵院の所有をめぐる訴訟に際し、永禄元年（一五五八）十二月十七日付で「東泉（院）」に宛てた「今川氏真朱印状」には、「金剛寺事者、以往古之由緒雖申立、一乱前後為荒野之処、東泉院父大鏡坊切発、為中絶再興之本主拘来之条」とあり<sup>20</sup>、東泉院（大納言）が大鏡坊の子息として、大鏡坊によって再興された金剛寺を実際に継承していたことが判明する。

このような由緒を有する東泉院は、武田信玄による駿河侵攻に際してどのように対応したのであろうか。永禄十一年（一五六八）十二月二十五日、今川氏

右此条々有違背之輩者、不嫌甲乙人可処其科者也、依如件、

永祿十二年

(朱印・富貴)

閏五月廿三日□

資料2は、峰岸論考が考察に用いた北条高広制札であり、資料1に記載された永祿十二年（一五六九）条の「墨付」に該当する。その解釈等については冒頭で指摘したとおりであるが、ここでは高広が「三夜沢之社人一同」の「注進」に対して「神慮」に任すよう指示しており、彼が神事の興行に関与するとともに、境内や路次・町中における安全を保障する立場にあったことを指摘しておく。

【資料3】 5

制札

- 一、奉公方の者、三夜沢へ入立無道らうせき致間敷事、
- 一、三夜沢号参詣号、宮中ニはくち、すくろくのあそひ致間敷事、
- 一、地頭代官の使たり与言共、為無印判用所等申かけへからさる事、

元龜三年

極月十三日

(風印・藤原)  
(壺型印)

続いて資料3は、北条高広による制札と推測されている文書であり、資料1に記載された元龜三年（一五七二）条の「制札」に該当する。戦国大名や国衆に仕える「奉公方の者」が、赤城神社の鎮座する三夜沢において狼藉に及ぶことを禁止するとともに、三夜沢に参詣することを建前に境内で博奕や双六の遊びをすること、また地頭や代官の使者であっても「印判」を所持していなければ、用所の強要を禁止する旨が記載されている。

高広は資料3と同月日付で奈良原宮内少輔に宛てて、「三夜沢一山宮中」の諸

公事以下の差配を奈良原紀伊守・宮内少輔父子に任せて「守護不入」とし、「祈念等」を従来どおりに奉行するよう指示するとともに6、「三夜沢宮中の面々」に係る「代替知行公事以下」についても同様の措置を認めている7。

このように、戦国期の三夜沢赤城神社は、北条高広から様々な諸権利を認められていたことがわかるが、これらの前提となっているのは、永祿三年（一五六〇）九月二十七日、関東管領の上杉光哲（憲政）が「越山」すなわち北条氏康の勢力拡大により上野国から越後国（新潟県）に逃れる際、赤城山に立願し同山を祈願所としたことに起因すると考えられる8。

また永祿四年（一五六一）十二月二十七日には、三夜沢の「妙沢小屋」で越後や関東の軍勢が濫妨狼藉をすることを禁じた「上杉家制札」が発給されている9。永祿五年（一五六二）と推定される三月九日には、上杉輝虎（謙信）が「赤城山三夜沢神主」に宛てて、この度の「越山」の結果、上野国内が静謐となったことを理由に、先規に任せて「守護不入」を認めるとともに祈念の勤仕を指示している10。

「赤城神社年代記」永祿四年（一五六一）条には、「四月廿日御帰陣、沼田倉内御着之時、東神主奈良原紀伊守叔父尊義ト二人参同シ上毛城々前引仕、尊義ハ川原浜村応昌寺祖師タリ、上杉家ヨリ長刀ヲ拝領ス」とあり11、上杉政虎（輝虎）による関東出陣の帰路、政虎が沼田城（群馬県沼田市）に到着した際、三夜沢赤城神社東宮の奈良原紀伊守と叔父の尊義が伺候して上野国の諸城への引出物を献上したところ長刀を拝領したという。このことから、三夜沢赤城神社が上杉家との由緒を重視していたことを確認できるが、三夜沢赤城神社に認められた「守護不入」等の権利や境内における安全の保障も、上杉家との由緒をふまえて、周辺地域の領主権力を掌握していた北条高広より承認されたものと考えられる。

## 一 「赤城神社年代記」の確認

まず、峰岸論考が取り上げた「赤城神社年代記」の該当する記載内容について確認するため、永禄十二年（一五六九）条から元亀三年（一五七二）条までを次にあげる。

### 【資料1】<sup>3</sup>

（永禄）十二巳 今年京二条城ヲ築 同年壬五月廿三日荒山浅間墨付到来

小田原家ナリ、

元亀 元庚 当年富士三所浅間御飛ニテ三社ヲ建立ス、同年群集夥シ

（省略）

（元亀）三壬 今年十二月十三日 三夜沢狼藉停止之制札到来（省略）

資料1の永禄十二年（一五六九）条には、閏五月二十三日に「荒山」の「浅間」に関する「墨付」（文書）が「小田原家」より三夜沢赤城神社にもたらされたところがある。ここで「小田原家」すなわち戦国大名北条家とあるのは、厩橋城代の北条高広の誤りである。また元亀元年（一五七〇）条には、赤城山に飛来した「富士三所浅間」を勧請するために三社を建立したところ大勢の参詣者が来訪したとあり、次いで元亀三年（一五七二）条には、十二月十三日に三夜沢赤城神社の境内における狼藉を禁止する「制札」が到来した旨が記載されている。

しかしながら、「赤城神社年代記」において、資料1以外で富士山に関係する記載事項は、近世の宝永噴火程度しか確認できず、同年代記における富士山および富士信仰への関心は総じて希薄であると言わざるを得ない。むしろ同年代記において三夜沢赤城神社に直接関係する記載内容は、十六世紀の百年間を俯

瞰すると、祈祷等の行事（「西宮般若真説」「永正十七」、「東社大般若経写始」「天正十七」）、神職等の去就（「神主左京亮仲致卒」「大永三」、「仲致室卒六十一歳」「享禄二」）、社殿の造営・破損（「当社葺替」「弘治元」、「当山惣門木取始」「弘治二」、「今度当社惣門濫錫ナリ」「弘治三」、「西宮鳥居建」「永禄元」、「大洞炎上」「永禄十」、「東社上葺」「天正六」、「東宮鳥居立」「天正九」、「西宮上葺萱三百駄」「天正十」、「村山土佐守上葺拝殿板寄進也」「天正十八」）、領主権力との関係（「東神主奈良原紀伊守、叔父尊義ト二人参向シ上毛城々前引仕（省略）上杉家ヨリ長刀ヲ拝領ス」「永禄四」、「二宮明神社南方氏政勢打破ルナリ」「天正四」、「奈良原・真須田両名宛ニテ本紙到来 新居形部少輔長重判」「天正八」）に大凡分類できる。

したがって、「赤城神社年代記」に資料1が記載された理由は、富士信仰の隆盛に焦点を当てたというよりも、三夜沢赤城神社に「富士三所浅間」を勧請するための祭祀施設（三社）が設けられたこと、また「墨付」「制札」の取得をとおした領主権力との関係を示すためであったと考えられる。

このことについて、資料1には、永禄十二年（一五六九）条の「墨付」、および元亀三年（一五七二）条の「制札」という二点の文書が到来したことが記載されているが、三夜沢赤城神社東宮社家の奈良原家文書の中に該当する文書が伝来している。

### 【資料2】<sup>4</sup>

#### 制札

- 一、駿河富士浅間大菩薩、赤城山之内号小路之嶽地江御飛之由、数ヶ度御神託（託）無疑之段、三夜沢之社人一同ニ注進、尤可奉任神慮事、
- 一、对参詣之道者、山内路次中喧嘩口論非分横合之儀、聊も不可有之事、
- 一、於町中押買狼籍（籍）并及国質相伝等義、一切可停止事、



## 戦国期上野国赤城山における富士浅間神の勧請について

西川 広平

はじめに

「信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺産に登録された富士山。富士信仰は、既に十四世紀には修験等の宗教者に限らず庶民の間にも浸透し始め、さらに十五世紀から十六世紀にかけての戦国時代には、御師による列島各地への勧進活動が活発化して、道者による富士山への参詣が盛んとなったことは周知のとおりである<sup>1)</sup>。

この内、上野国(群馬県)における富士信仰に関する事例として、峰岸純夫氏は赤城山於呂嶽(荒山)の火山活動と富士信仰との関係について指摘している<sup>2)</sup>。すなわち、峰岸氏は複数ある赤城神社の内、有力な一社である三夜沢(群馬県前橋市)の赤城神社に伝来する「赤城神社年代記」をもとに、『吾妻鏡』に記載された建長三年(一二五一)における赤城山の「山焼(噴火)」が於呂嶽(荒山)で発生したものと位置付けた。

また、永禄十二年(一五六九)閏五月二十三日付で厩橋城代(群馬県前橋市)の北条高広(あきたしろう)が三夜沢赤城神社に出した制札に、駿河国(静岡県)の「富士浅間大菩薩」が赤城山の「小路之嶽(於呂嶽・荒山)」に飛来するとの神託を同社の社人が報告したことに対して、神慮を重んじ祭祀を行うとともに山内や通路における喧嘩口論・押買・質取行為等を禁止する旨が記載されていることについて

て、おそらく荒山に噴煙が上がり、それが人々に建長三年(一二五一)の噴火を想起させ、活火山である富士山の祭神が飛来すれば大規模な災害となる危惧を認識させたこと、また室町・戦国時代における富士信仰の盛行を受け、荒山がその聖域となったことを指摘した。

峰岸論考の指摘は、自然災害の発生と信仰の伝播との関係を考察したものとして貴重である一方、論考中に指摘されているように、永禄十二年(一五六九)に実際として荒山から噴煙が昇ったか否かは、現状では明らかにされていない。また、峰岸論考では「赤城神社年代記」の記載内容を引用して考察しているが、同年代記には永禄十二年(一五六九)前後以外に富士信仰に関連する記述を確認できない中で、何故、当該時期に突如として赤城山に「富士浅間大菩薩」が勧請されたのかという疑問に答える具体的な論証はない。

さらに当該時期に上野国西部を支配下に治めた戦国大名武田家の本国甲斐国ではなく、何故、駿河国の「富士浅間大菩薩」が勧請されたのかという点も疑問を生じる。

本稿は、以上のような峰岸論考の疑問点に対して、当時の政治状況をふまえて赤城山に富士山の祭神である浅間神が勧請された経緯について考察を試みる。

---

---

山梨県立博物館研究紀要 第11集

発行日 2017（平成29）年3月29日  
編集・発行 山梨県立博物館  
〒406-0801  
笛吹市御坂町成田1501-1  
TEL 055(261)2631  
印刷 株式会社 少国民社

---

---